# 自立支援協議会のすすめ

~豊田市地域自立支援協議会 ステップアップの軌跡~



## イントロダクション

障がい者自立支援法が施行され、はや 3 年が経とうとしている。同法では、国と都道府 県による重層的な支援を受けつつも、市町村が一元的に制度運用を担うことが明確に示さ れた。ただしそれを行政が単独で行うことは想定しておらず、障がい当事者を含む地域の 多様な団体や個人の役割を重視し、協議・協働しながら遂行するという考え方が示されて いる。それが「地域自立支援協議会」である。その新しい仕組みに設置主体の行政だけで なく、参加する関係機関の期待も高まっている。

障がい者自立支援法は、法の成立から施行までの期間が極めて短く、当時、市町村は制度改正に伴う事務手続きに忙殺されていた。そのため、多くの市町村で地域自立支援協議会の運用方法についての十分な議論がされることなく協議会が設置されたケースが見受けられている。豊田市においては、平成19年1月より自立支援協議会設立準備会を開催し、設置に向けての議論(協議の場を作るための協議)を丁寧に積み重ね、平成19年11月に「豊田市地域自立支援協議会」を設置した。協議会では、設置からのこの1年半の間に、積み上げられた多くの地域課題の整理、協議を行ってきた。協議することにより、着実に協議会は活性化し、協議体としての自律性を育むことができたのではと自負している。

本書の執筆は、その到達点を確認するための1つのステップだと考えている。平成19年11月の設置は決して他の地域に先駆けているわけでもないし、現段階での具体的な成果が見えているわけではない。しかし、私達がこの間に重ねてきた議論の痕跡とそこに込められたミッションを、これからの自立支援協議会を担っていく後進に伝えるために、そして立場や地域を超えた多くの仲間と共有し、議論するために本書の発刊に至っている。

自立支援協議会がどんなに活性化したとしても、それだけで障がいのある人の暮らしを 支えることはできない。地域全体でその暮らしを支えていくためには、相談支援事業者だ けでなく障がいのある人に関わるすべての機関、そして地域住民の方々にも理念と情報を 発信する必要があると考えている。本書をきっかけとして、1人でも多くの方に、「豊田市 地域自立支援協議会」の存在と、地域での暮らしを支えるという理念を知ってもらえれば 幸いである。

本書は、大きくは2部で構成される。前半は、「地域自立支援協議会の設計思想と運用マニュアル」として、豊田市地域自立支援協議会の仕組みを紹介している。 $\$1\sim3$ の総論は、関係機関だけでなく、他機関、他地域にも仕組みを広く紹介するための概説である。 $\$4\sim10$ の各論は、豊田市の自立支援協議会の運用マニュアルに相当するものである。運用の指針としてこれまでの取り組みとそこに至る経緯を再整理したもので、今後新たに協議会に参加するメンバーへのメッセージを含んでいる。

後半は、「相談支援事業からみた地域自立支援協議会」として、個別事例に即して自立支援協議会の果たしている役割についての検証である。具体的には、自立支援協議会のメンバーである相談支援事業者による事例検討のレポートを紹介する中で、自立支援協議会の可能性と課題を整理している。これから自立支援協議会を担う新たなワーカーへの研修テキストに相当するものである。

#### ※ 本書における表記について

◇障害の「害」をひらがなで表記することについて

豊田市では、平成19年12月26日「豊田市障害の表記方法の特例を定める条例」(条例第101号)において、「表記方法の特例を定めることにより、市民の障害者に対する関心及び理解を深め、もって障害者の福祉の増進に寄与すること」を目的として、法令中の障害の用語を含め「障がい」と表記することを定めている。

## ◇「共働」について

本書で「協働」を「共働」と表記することについて、豊田市では市民と行政が協力して働くことのほか、市民と行政が、共通する目的に対して、それぞれの判断に基づいて、それぞれ活動することも含んで、"共に働き、共に行動する"ことでよりよいまちを目指すことを意味しており、本書でもこの表記を用いている。

#### ◇「ワーカー」について

本書では、相談支援事業者の実務者を意味する用語として「ワーカー」を用いている。「ワーカー」という用語に、特定の制度上の意味合いを持たせてはいないし、市としての明確な定義があるわけではない。自立支援協議会に関わるワーカーの職種や立場は多様である。しかし、コーディネートだけでなく、実際のサービスに裏打ちされた相談支援を展開したいという思いから「ワーカー」という用語を従来から用いてきており、本書でもそれを採用した。なお、本書で「自立支援協議会」「協議会」と表現する場合には、特別な説明がない限り、自立支援法に基づく「地域自立支援協議会」を意味する。

## 表紙の絵

題 名 「ひまわり」

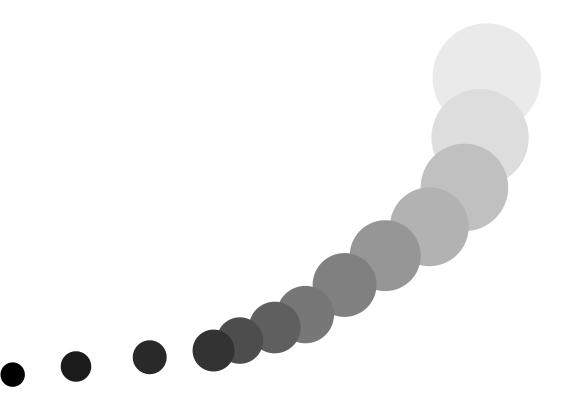
作 者 築山嘉之さん(けやきワークス)

## 目 次

| イントロダクション ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                         | 1  |
|--|----|
| 本書における表記について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                         | 2  |
| 目次・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                       | 3  |
|  |    |
| I. 地域自立支援協議会の設計思想と運用マニュアル                                    |    |
|  |    |
| 総論 「豊田市地域自立支援協議会」の設計思想 ・・・・・・                                | 5  |
| 6.4. 点上十颗块类人凯思)。 无头奴体  | 0  |
| § 1 自立支援協議会設置に至る経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 6  |
| コラム 自立支援協議会に対する感想と抱負 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 10 |
| § 2 「豊田市地域自立支援協議会」の構造と機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 11 |
| 25A 自立支援協議会に対する感想と抱負 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 20 |
| § 3 運用段階におけるステップアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 21 |
| コラム 自立支援協議会の感想と抱負・・・・・・・・・・・・・・                              | 30 |
|  |    |
|  |    |
| 各論 地域自立支援協議会の運用マニュアル ・・・・・・・・                                | 31 |
|  |    |
| § 4 相談支援事業と自立支援協議会との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | 32 |
| 3万4 協議会への感想と抱負・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | 39 |
| § 5 「課題検討部会」が果たしてきた役割と「担当者会議」への期待・                           | 40 |
| 25A 若い力の頑張りに期待・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | 44 |
| § 6 「個別支援会議」の目的と運営方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・     | 45 |
| コラム 自立支援協議会の感想と抱負・・・・・・・・・・・・・・                              | 50 |
| § 7 「サービス検討会議」の目的と運営方法                                       |    |
| ワーカーからみた「サービス検討会議」の変遷・・・・                                    | 51 |
| コラム 自立支援協議会に対する感想と抱負 ・・・・・・・・・・・・                            | 58 |
| コラム 自立支援協議会に対する感想と抱負 ・・・・・・・・・・・・                            | 59 |
| § 8 「専門部会」の目的と運営方法   |    |
| 「就労支援部会」を具体例として・・・・・・・・・                                     | 60 |
| コラム 自立支援協議会に対する感想と抱負 ・・・・・・・・・・・・                            | 64 |
| コラム 自立支援協議会に対する感想と抱負 ・・・・・・・・・・・・                            | 65 |
| § 9 「担当者会議」の新たな取り組みと今後の課題・・・・・・・・                            | 66 |
| コラム 豊田市地域自立支援協議会に思う ・・・・・・・・・・・・・                            | 69 |
| コラム 自立支援協議会の感想と抱負・・・・・・・・・・・・・・・                             | 70 |
| §10 協議会がめざしてきたもの・めざすもの                                       |    |
| 1周年記念シンポジウムに込めた想い・・・・・・・                                     | 71 |

|    | コラム 1       | 周年記  | 念シン         | /ポシ | <sup>シ</sup> ウ⊿ | ムを  | 終え          | えて         | •   | •        | •        | •   | •  | •   | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 75  |
|----|-------------|------|-------------|-----|-----------------|-----|-------------|------------|-----|----------|----------|-----|----|-----|-----|---|---|----|---|---|---|---|-----|
|    | コラム 共       | 働によ  | る自立         | Z支援 | 堂               |     | •           |            | •   | •        |          | •   | •  | •   | •   |   | • | •  | • | • | • |   | 77  |
| Π. | 相談支持        | 爰事業カ | らみ          | た地  | 域自              | 立支  | え援          | 協語         | 議会  | č        |          |     |    |     |     |   |   |    |   |   |   |   |     |
|    | 事例検討        | 討の目的 | りと方         | 法   |                 |     |             |            |     |          | •        |     |    |     |     |   | • |    |   |   |   | • | 78  |
|    | 事例検討        | 討の概要 | ₹ •         | • • | • •             |     | •           | •          |     | •        | •        | •   | •  | •   | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 79  |
|    | 事例 1        | 福祉サ  | ーービ         | スを  | 利用              | した  | ے کے        | と7         | がな  | :\\      | 障:       | がし  | N  | 己の  | 事   | 例 |   |    |   |   |   | • | 81  |
|    | 事例 2        | 在宅生  | 活の          | 安定  | を図              | った  | - \         | A          | さん  | 10)      | 事        | 例   |    |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 84  |
|    | 情報は         | こ関する | ラコメ         | ント  | •               |     | •           | •          |     | •        | •        | •   | •  |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 89  |
|    | 事例3         | 医療的  | ウケア         | が必  | 要な              | 方の  | )退          | 院7         | から  | 在        | 宅:       | 生剂  | 舌を | を支  | え   | る | 支 | 援  |   | • | • | • | 90  |
|    | 事例4         | 働きた  | こいと         | いう。 | 思い              | をす  | ええ          | る          | 支援  | Ž        | •        | •   | •  |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 94  |
|    | 事例 5        | 独居高  | 新齢視         | 覚障  | がい              | 者の  | )事          | 例          | •   | •        | •        | •   | •  |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 98  |
|    | 事例 6        | 長期入  | 、院か         | ら地: | 域生              | 活   | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 102 |
|    | 調整は         | こ関する | i<br>コメ     | ント  | •               |     | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 106 |
|    | 事例7         | 緊急時  | テに入         | 所以: | 外の              | 社会  | 資           | 源          | を利  | 用        | し        | 7   | 生活 | 舌を  | 継   | 続 | し | た  |   |   |   |   |     |
|    |             | 障がレ  | 児の          | 事例  | •               |     | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 107 |
|    | 開発は         | こ関する | ラコメ         | ント  | •               |     | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   |   | • | •  | • |   | • | • | 110 |
|    | 事例8         | 3 障カ | い支          | 援可  | 能と              | は   | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   |   | • | •  | • |   | • | • | 111 |
|    | 事例 9        | チーム  | でサ          | ポー  | トす              | る家  | え庭          | <b>の</b> ! | 事何  | j        |          |     |    |     |     |   |   |    |   |   |   |   |     |
|    |             | 一第 4 | 子の          | 支援  | を中              | 心心  |             |            |     | •        | •        |     |    |     | •   |   | • | •  |   |   |   |   | 115 |
|    | 事例 10       | ワース  | カーの         | 専門  | 性を              | :活7 | ga L        | た          | 児重  | 直期       | <b>の</b> | 支   | 援  |     |     | • | • | •  | • | • | • |   | 121 |
|    | 教育に         | こ関する | ラコメ         | ント  |                 |     | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   | • | • | •  | • |   | • | • | 124 |
|    | 事例 11       | 多機   | 関によ         | る家  | 族支              | 援   | の事          | \$例        |     |          |          | •   | •  |     |     | • | • | •  | • | • | • |   | 125 |
|    | 権利技         | 雍護に関 | する          | コメ  | ント              | •   | •           | •          |     | •        | •        |     |    |     | •   |   | • | •  |   |   |   |   | 128 |
|    | 事例 12       | 通学   | 支援を         | ·行っ | てレ              | いるり | 児童          | iσ         | 事例  | 剂        |          | •   | •  |     |     | • | • | •  | • | • | • |   | 129 |
|    | 評価は         | こ関する | ラコメ         | ント  | •               |     | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   |   | • | •  | • |   | • | • | 132 |
|    | 事例かり        | らみた相 | 談支          | 援シ  | ステ              | 40  | )到          | 達          | 点と  | 地        | 域        | 自三  | 立っ | を援  | 協   | 議 | 会 | のオ | 幾 | 能 | • | • | 133 |
|    |             |      |             |     |                 |     |             |            |     |          |          |     |    |     |     |   |   |    |   |   |   |   |     |
|    | まとめに        | こかえて | ·           |     |                 |     | •           | •          |     | •        | •        | •   |    |     | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 138 |
|    | 担当者         | 会議メン | /バ <b>ー</b> | が振  | り返              | る 1 | 年           | 半          | •   | •        | •        | •   | •  | •   | •   | • | • | •  | • | • | • | • | 139 |
|    | 資業          | 料 編  |             |     |                 |     | •           | •          |     |          | •        | •   | •  | •   | •   | • | • |    | • | • | • |   | 147 |
|    | 1. ±        | 豊田市地 | 地域自         | 立支  | 援協              | 議会  | <u>&gt;</u> | 要網         | 綱   |          |          |     |    |     |     |   |   |    |   |   |   |   |     |
|    | 2. <u>±</u> | 豊田市地 | 地域自         | 立支  | 援協              | 議会  | <u>&gt;</u> | 委          | 員·  | メ        | ン        | バ・  | 一名 | ム 簿 | ž ( | 旧 | • | 新  | ) |   |   |   |     |
|    | 3.          | 「合同会 | 議」          | 「担当 | 4者3             | 会議  | ] 0         | の議         | 題   | 一覧       | 气        |     |    |     |     |   |   |    |   |   |   |   |     |
|    |             |      |             |     | (平              | 成 1 | 9 年         | ≡ 12       | 2 月 | $\sim$ 2 | 平月       | 戊 2 | 21 | 年:  | 3 月 | ) |   |    |   |   |   |   |     |

# I. 地域自立支援協議会の 設計思想と運用マニュアル





## 「豊田市地域自立支援協議会」の設計思想

地域自立支援協議会という仕組みは、市町村が事業所の参加協力を得て、分権 的な制度運用を担う新たなツールとして期待が大きい。しかし、期待が大きいが ゆえに、現場での協議の必要を十分に吟味しないまま、国が示す基本指針に自立 支援協議会の設置の根拠を求め、先進地のかたちを真似て設置する傾向にある。 それに対し、豊田市では、市独自の設計に力点を置いてきた。以下では、総論と して、その設計思想をやや俯瞰的に解説してみたい。

豊田市は着実に協議会システムを根づかせることを重視し、設置後に改善しながらステップアップすることを想定して、シンプルな構造を選択した。それは、協議の場は設置することよりも、形骸化を回避して運用することのほうが難しいということを、これまでの先行するネットワーク事業の経験から学んでいたからである。今になって振り返ると、そのシンプルさの選択がその後の協議会の方向性を決めたように思う。

この1年半の期間は、まさに「協議」の場で、その「協議」のあり方を「協議」 してきた。参加する事業所のワーカーは、行政から与えられたシステムを甘んじ て享受するのではなく、また一方的に否定し批判するのでもなく、その運用段階 で必要に応じて、まずは自分たちで絶えず修正を試みてきた。

国は、地域特性に応じた自立支援協議会の設置をうたっているが、全く新しい 仕組みである自立支援協議会を、いきなり地域の特性に応じて設計することは期 待できない。どんな厳密に計画された協議会であっても、運用段階で円滑に進ま なくなる事態は容易に想定できる。むしろそれをチャンスと受け止め、そのつど 修正する自律性と、その修正に主体的に取り組むワーカーの自発性、そして一定 の権限の付与が、地域特性に応じた自立支援協議会を作り上げる要件ではないだ ろうか。

以下では、まずは§1で設置に至るネットワーク事業の経緯について紹介している。そして§2で現在の協議会の設計を解説し、§3では改めて設置から現在に至るプロセスを紹介している。まだまだステップアップの途上にある協議会だが、そのステップを含めて「設計思想」というタイトルにした。

日本福祉大学教授 平野 隆之 (豊田市地域自立支援協議会会長)



## § 1

## 自立支援協議会設置に至る経緯

豊田市社会福祉協議会 相談支援担当福主幹 松村 健一

豊田市では、障がい者自立支援法が施行される以前から、障がい児・者の相談支援について独自の体制を構築してきた。

その1つが、支援費制度の施行に伴う支給決定プロセスの透明化である。サービス利用申請者全員に対して、「サービス利用意向訪問調査」を年に1回実施し、それに基づいて行政の担当職員や調査員のほかに、相談支援事業者、施設関係者が参加する「身体障がい者・知的障がい者・障がい児サービス検討会議」を開催する。その検討会議の場において、全員のサービス支給量を検討するというシステムを導入した。

もう1つが、チームケア体制の導入である。相談支援事業を担うワーカー間のネットワークを形成し、それを基盤にチームケアという考えを浸透させることを目指した。この2つの取り組みが有機的に連携することで、「サービス検討会議」で把握された個別課題について、ケアマネジメントに基づいて解決する道筋を探れるのではないかと期待した。

これらのシステムは当時としては極めて画期的なものであったが、相談支援事業を担うメンバー自身がその理念や仕組みについて十分に共有することができなかったために、システムが機能するには至らなかった。しかし、これらの経験を通じて、われわれはこれまで以上にシステムづくりについて協議する必要を自覚し、現在の地域自立支援協議会の中でそれを実現しようとしている。

このセクションでは、本書のテーマである「地域自立支援協議会」について紹介する前に、まずは豊田市におけるこれまでの相談支援体制について再整理し、自立支援協議会の設置に至る経緯について触れておきたい。

## 1.「身体障がい者・知的障がい者・障がい児サービス検討会議」のはじまり

豊田市では、平成15年度から始まった支援費制度の施行を機に、サービス利用を申請するすべての人に対してサービス利用意向の訪問調査と、月に2回、サービス支給量を検討する「身体障がい者・知的障がい者・障がい児サービス検討会議」を行ってきた。この会議は、調査員がサービス利用意向調査で作成した「勘案事項整理票」を基に、サービス利用者の全体像や環境から、利用者の支給希望量の妥当性を判断することが主な目的である。会議のメンバーは、相談支援事業者と施設の担当者である。市としては、行政だけで支給

決定するのではなく、民間の事業者が関与することで、支給決定に客観性を持たせること を狙った。

一方、参加する事業者にとって、「サービス検討会議」は、相談支援の基礎的な資質となる行政施策の仕組みや成り立ち、制度、サービスの不整合な部分やサービス提供のルールについて事業者間で共通理解する場として機能した。会議を重ねるうちに、調査票から推測できる地域課題や個別課題についての議論が活発になっていったことも、今思えば、この会議を継続してきた成果であっただろう。そして、これまで一人の人を支援する視点だけで行政と対立してきた民間事業者は、この議論の中で、サービス支給量やサービスの一部拡大だけでは解決しない課題が数多くあり、広い視点で支援を組み立てる必要があることに気づくことができた。

## 2.「障がい者就労・生活支援ネットワーク事業」の設置

支援費制度の施行を機に、「サービス検討会議」とほぼ同時期にスタートしたのが「障がい者就労・生活支援ネットワーク事業」である。これは、障がい者の総合的な相談支援体制の整備として豊田市が独自に設置したネットワークで、市町村障がい者生活支援事業、知的障がい者生活支援事業、精神障がい者地域生活支援事業、地域療育等支援事業、地域福祉サービスセンター事業(県単独事業)の各事業を受託する社会福祉法人に、市内のNPO法人を加え、13 事業所に委託された。事業の実施主体は豊田市であるが、実際の運営主体は、「就労・生活支援センター(市単独事業)」が担った(図1-1)。

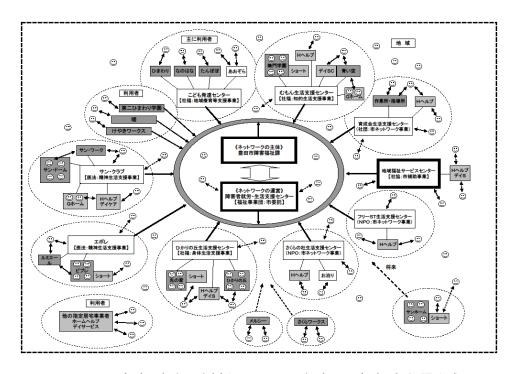


図1-1 障がい者生活支援ネットワーク概念図(障がい福祉課作成)

ネットワーク事業の目的は、ケアマネジメント体制の整備と就労支援の充実にあった。 ネットワーク会議を定期的に開催し、行政事業の紹介や勉強会を実施し、障がい福祉制度 やサービスの情報及びそれぞれの事業所が持つ個人情報を共有することで、これまでの自 己完結型の支援では解決できなかった課題を協議の中で解決に導く。さらには、協議のな かで、新たな障がい福祉サービスを構築することをねらいとして設置された。

しかし、実際には、制度やサービスの理解は進んだものの、ネットワーク会議そのものは本来の趣旨どおりには活性化しなかった。それどころか、行政と事業所の間で対立が生じることもあった。

今振り返ると、その最大の理由は、行政・事業所ともにネットワークの必要性とその目的の共有が不十分であり、ネットワーク会議を「協議の場」として理解してこなかったことにあったように思う。ネットワーク事業に参加するワーカーは、自らが直面している個別課題を主張し、それが認められないという現実に一種のあきらめ感を抱くようになった。また、この時期にNPO法人に相談支援が委託されたことは極めて画期的なものであったが、実績払いというかたちでの委託であったため、ワーカー業務と本来の事業の兼務により、会議に参加することへの負担感が生じた。ネットワークとして、個別支援から地域支援への発想の転換が迫られるなかで、実態は追いつかず、相談支援を中心とするチームケア体制を構築するには至らなかった。

## 3. 成果と残された課題

ほぼ同時期に設置された「サービス検討会議」と「ネットワーク事業」は、それぞれ別の目的を持つが、地域課題の抽出・解決という方向性は一致していた。「サービス検討会議」で把握された地域課題(困難事例)を、「ネットワーク会議」のなかで解決する、2つの協議の場が、いわば「車の両輪」のような関係となる相談支援体制を市は描いていた。

しかし、実際には、個別支援から見えてくる課題を「サービス検討会議」で整理し、「ネットワーク会議」につなげて解決策を導く、といったシステムには至らなかった。

それでも、これらの会議は、いくつかの大きな成果を生んでいる。その1つは、ケース検討会(個別支援会議)の開催である。行政が関係者を召集するかたちで、ネットワーク事業のメンバーが参加して、ケース検討会が年間に10件程度開催され、処遇の検討と機関間の調整が行われた。このことは、関係者のなかに、チームケアという意識を定着させるきっかけになった。

2つ目の成果は、事業を継続することで、参加するワーカー同士が顔なじみになったことである。会議の場で何度も顔を合わせるので、例えば、会議の後で立ち話をするなど、日常的な情報交換の場が自然と出来上がった。そのことで、ワーカー個人のレベルでのネットワークが構築できたように思う。

3つ目の成果は、「勘案事項整理票」や個人情報の使用に係る同意書といったフォーマットを共有できるようになったことである。ネットワークでは個人情報を共有することになるため、こうしたフォーマットの作成には力点を置いてきた。そのことで、アセスメントや個人情報の取り扱いについて、ネットワークに参加する事業者の認識が深まったのでは

ないかと思う。

今思えば、これらの取り組みは決して無駄なことではなく、ワーカーやシステムが成長 する過程で必要なものであったと捉えている。

## 4. 「地域自立支援協議会設立準備会」への継承

平成 18 年度、市は自立支援協議会設立のための準備会を設置した。準備会にはネットワーク事業者の管理者とワーカーが出席し、相談支援の充実と自立支援協議会の設立の両面から話し合いが持たれた。

これまで開催されてきた「サービス検討会議」や「ネットワーク会議」が機能不全に陥っていたことから、出席者は、自立支援協議会が行政からも事業者からも独立した協議体として、相談支援事業者が主体的に自律した形で運営することを望んだ。

平成19年度に入ると、18年度に共有した想いを具体化すべく、自立支援協議会の具体的な仕組みや組織について検討を重ねた。このなかで、相談支援事業の目的が「障がいがある人の社会生活力を高めるもの」であることを参加者で再確認し、自立支援協議会の最優先課題を、「相談支援の機能強化」と決めた。また、会議が多すぎて形骸化してきたこれまでの反省を生かし、部会の設置を優先せず、まずは最小単位の協議体とし、必要に応じて機能を追加しながら組織を形作ることを選択した。

7回の準備会によって、自立支援協議会の原型が作られた。その後も、実際に機能する自立支援協議会をめざして行政、市町村障がい者生活支援事業、知的障がい者生活支援事業、地域福祉サービスセンター事業の担当者による詰めの作業が続いた。

このように豊田市では、不完全ながらも、地域課題を抽出・整理する「サービス検討会議」や、相談支援事業者のネットワークの場である「ネットワーク会議」を開催してきたという実績がある。そして、こうした土壌を生かすかたちで自立支援協議会が設計された。「サービス検討会議」は地域課題や個別課題を相談支援に結びつけるシステムとして部会に位置づき、「ネットワーク会議」は相談支援事業者の協議の場として「担当者会議」に継承された。しかし、それだけではネットワークの課題は解決されない。自立支援協議会が自律した協議体として機能するために、その設計をどう工夫したのか、その具体的内容については、§2および3で紹介してみたい。

Column

## 自立支援協議会に対する感想と抱負

愛知県立豊田豊田高等養護学校 進路指導主事 西堀哲夫

地域自立支援協議会がなんたるものなのか、分からないまま委員として会議に出させていただき、1年以上が経過しました。平野会長の「偉い人ばかりが参加して会を形骸化させてはならない。」というお考えをもとに集まったのは、まさに障がいがある方々とフェイス・トゥー・フェイスで接している現場の皆様で、実に多彩なメンバーです。

そんな中、発足当初はそれぞれの立場を分かり合う時期にしようとの平野会長の発案で、私も他の養護学校の進路指導主事さんとともに、協議会で学校紹介や現在抱えている課題などについて発表する機会を得ました。高等養護学校は比較的障がいが軽い高校生を対象とした知的障がい養護学校です。生徒はほぼ100%が一般就労をするので、地元の福祉関係者の方にアピールする機会はなかなかありません。障がいが軽いことと生きやすいことは違う、軽いからこそ抱える問題もある、そんな私たちが直面している問題について、多少なりとも分かっていただけたことと思います。養護学校を皮切りに、その後の協議会で色々な立場の方が発表されましたが、これだけでも多方面の関係者の気持ちをつなげるという意味で、自立支援協議会の存在意義があると思います。私たちが世間に送り出していく子どもたちには、これだけの強い援軍がいるかと思うと、勇気が湧いてきました。

1年をかけてネットワークの形成は進んできました。今後はこのネットワークを活用していく活動が始まります。学校関係者という立場で、少しでも豊田市地域自立支援協議会に貢献できればと願っております。微力ではありますが、これからも自分には何ができるか、探していきたいものです。



## § 2

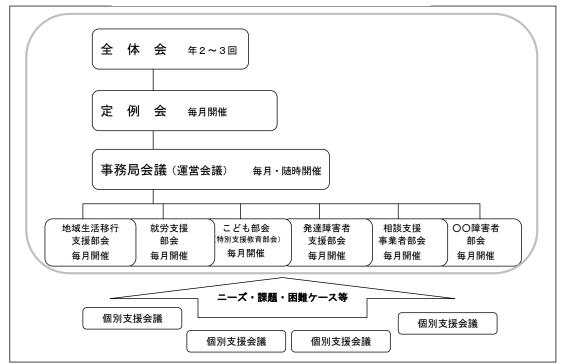
## 「豊田市地域自立支援協議会」の構造と機能

日本福祉大学地域ケア研究推進センター主任研究員 佐藤 真澄

地域自立支援協議会のバイブル的な書となっているのが、平成20年3月に財団法人日本 障害者リハビリテーション協会により発行された「自立支援協議会の運営マニュアル」で ある。このマニュアルは、自立支援法の導入以前から相談支援事業のネットワークを構築 してきた先進的な地域をモデルとして、その実践者とともに厚生労働省の担当職員、学識 経験者らによって執筆されている。このセクションでは、このマニュアルを足がかりに、 豊田市地域自立支援協議会の構造と機能について紹介してみたい。

マニュアルの中で、地域自立支援協議会の標準的な組み立てとして示されているのが、 図 2-1 である。この図は、厚生労働省の説明資料としても多用されており、国が示す最も 標準的な構造の1つとなっている。

# 地域自立支援協議会組織図 (例)

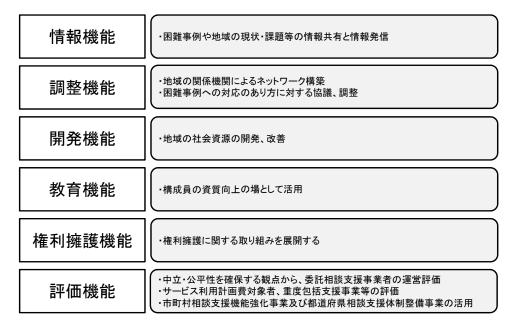


(出典:財団法人日本障害者リハビリテーション協会『自立支援協議会の運営マニュアル』p24)

図2-1 地域自立支援協議会組織図(例)

またこのマニュアルでは、地域自立支援協議会の機能として、図 2-2 に示される 6 点を整理している。

## 地域自立支援協議会の機能



(出典:財団法人日本障害者リハビリテーション協会『自立支援協議会の運営マニュアル』p10)

図2-2 地域自立支援協議会の機能

以下では、豊田市地域自立支援協議会の構造とそれぞれの会議の機能について、これらの標準モデルとの対比のなかで解説してみたい。

## 1. 「豊田市地域自立支援協議会」の構造と機能

「豊田市地域自立支援協議会」は、相談支援を基盤とした階層的な構造を成している(図 2-3)。構造そのものに大きな特徴はなく、一部の名称は異なるものの、国の示す標準的な構造に近い。ただし、会議ごとの機能は若干異なる。そこで、標準モデルと対応させながら、豊田市地域自立支援協議会の構造と機能について簡単に紹介してみたい。

※ なお、各会議の構成メンバーについては、巻末の資料を参照のこと。

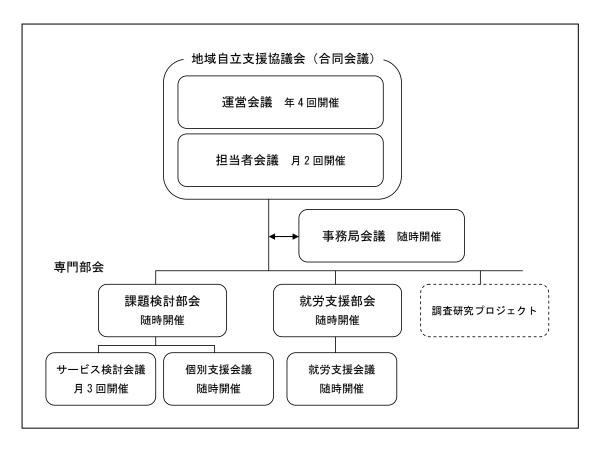


図2-3 豊田市地域自立支援協議会の機構図 (平成21年4月)

#### 1. 運営会議:年4回開催

「運営会議」は一般に全体会と呼ばれる会議で、関係機関の代表者レベルを中心に構成されている。相談支援事業者、サービス提供事業者のほか、養護学校、ハローワーク、障がい者相談員、当事者団体、地域支援者、行政、学識経験者といった多分野、多職種のメンバーで構成される。平成20年8月には、就労支援を強化するという観点から、新たに市内の一般企業や特例子会社にも参加してもらっている。

年 4 回と開催の頻度が少なく、参加人数も多いため、地域課題について具体的に協議するというよりは、「担当者会議」や「専門部会」からの報告や提案を受けて、協議会としての意思決定を行う場となる。機能としては、メンバー相互の情報共有や「担当者会議」等

からの活動報告といった【情報機能】や、相談支援事業に対する【評価機能】を持つ。各機関の代表者に、相談支援ワーカーの日常の活動や「担当者会議」の取り組みを公のものとして認知してもらうという点では、【調整機能】に影響を与える重要な会議だと考えている。

また、「運営会議」のメンバーの一部は、市の施策審議会のメンバーを兼務している。施 策審議会との関係を整理しながら、自立支援協議会の【開発機能】(施策の提案等)をどう 担保していくかが今後の課題となっている。

#### 2. 担当者会議:1カ月2回開催

「担当者会議」は一般に定例会議と呼ばれる実務者レベルの会議だが、標準モデルでは多種多様な地域の関係者をメンバーとするのに対し、豊田市の場合には、相談支援ワーカーのみで構成される(圏域アドバイザー、学識経験者を含む)。そのため、相談支援の活動報告というよりは、「個別支援会議」や「サービス検討会議」あるいは各部会から提出された地域課題を集約し、具体的に協議して「運営会議」へ報告・提案する役割を担う。各部会や会議が持つ【調整機能】【開発機能】【教育機能】【権利擁護機能】【評価機能】といった機能が発揮されるためのエンジン的な位置にある。

これまで月1回開催してきたが、年度から月2回の開催を予定している。

#### 3. 事務局会議(仮称): 随時開催(1週間1回程度)

「事務局会議(仮称)」は平成21年度から設置を予定している会議で、部会が一人歩きしてしまわないように、あるいは「運営会議」と「担当者会議」に温度差が生じないように、自立支援協議会全体の進行管理を担う。各部会と連絡調整し、「運営会議」、「担当者会議」の協議事項を準備する。メンバーは、「運営会議」「担当者会議」から選出されるほか、各部会の部会長と行政担当者で構成される。事務局としてやや自分たちの活動を点検・評価することで、自立支援協議会の自律性を自らが評価するという意味での【評価機能】を担保できるのではないかと考えている。

### 4. 専門部会:随時開催

「専門部会」は、テーマごとに集中的・専門的に実務者レベルで協議する場である。専門部会で協議された内容は、「担当者会議」に報告される。メンバーは、「担当者会議」のメンバーを中心に、必要に応じてその他の関係機関から随時招集する。

このうち「課題検討部会」は、相談支援事業から見えてきた課題を全般的に扱う部会で、 他の部会とは少し性格が異なる。この部会では、これまでのネットワーク事業を継承する 「サービス検討会議」と「個別支援会議」を取りまとめる役割を担っている。「サービス検 討会議」は、個別利用者のサービス支給について、その基準に照らして支給の妥当性を協 議する場であり、ミクロレベルの【評価機能】が求められる。一方、「個別支援会議」は、個別事例について関係機関が歩み寄り、障がい当事者を中心に据えて、組織的に共働して問題の具体的解決を目指す場であり、【調整機能】や【権利擁護機能】の要となる会議である。「課題検討部会」はこれらの会議の機能が円滑に発揮できるよう調整し、スーパーバイズする位置にある。

その他の専門部会は、「担当者会議」や「課題検討部会」で抽出された地域課題について、 実証的に調査研究し、施策提案等の具体的な解決策を協議する。自立支援協議会の【開発 機能】を担う会議で、自立支援協議会が形骸化しないためにも、今後の活性化が期待され る会議である。平成21年度から「就労支援部会」を設置予定で、今後も必要に応じて随時 設置を予定している。

このほかに、正式な組織ではなく、相談支援事業者の自主的な課題検討の場として、「調査研究プロジェクト」や自主勉強会を随時開催している。自立支援協議会のメンバー以外のワーカーも参加しており、実質的には新人教育の場になっている。人材育成や相談支援の資質向上という点で、自立支援協議会の【教育機能】を発揮している。



## 2. 「豊田市地域自立支援協議会」の設計思想

筆者ら日本福祉大学は、「豊田市地域自立支援協議会」の設計段階から関わり、行政と多くの議論を重ねてきた。その立場から、自立支援協議会への期待とその設計の意図を解説してみたい。

§ 1で紹介したように、豊田市では、自立支援協議会の設置に至るまでに支援費制度からの経緯があり、行政にもワーカーにもネットワークの経験が既にあった。そのため、ネットワークの必要性と同時に、それが円滑に運営されなければ負担感だけが増し、本来の機能を発揮することができないことも自覚していた。地域自立支援協議会を設計するにあたり、最大の課題は、こうしたネットワークの経験を生かし、形骸化を回避するために、協議会そのものの「自律性」をどう担保するかということであった。具体的には、以下の3点を重視して設計した。

## 1. 相談支援との連続性を意識したボトムアップ

障がい者自立支援法では、地域自立支援協議会について、相談支援事業(法第77条第1項)の円滑な実施を図るための便宜として、「地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」と位置づけている(障がい者自立支援法施行規則第65条の10)。しかし実際には、個別の相談支援で発見された地域の課題を、組織的な協議へと結びつけるルートが確保されていない協議会も多い。豊田市の既存の「障がい者生活支援ネットワーク」も同様で、実務者レベルのネットワークで発見された地域課題が具体的な解決策にむけた協議に結びつかないために、行政に対する不平や批判に終始し、形骸化している状況にあった。

そこで豊田市では、地域自立支援協議会としてネットワークを再編するにあたり、個別の相談支援と自立支援協議会との連続性をもっとも重視した。それが、先に紹介した 3 層の階層構造である。最も上層には機関の代表者をメンバーとする「運営会議」を、下層には集中的・専門的に実務者レベルで協議する「専門部会」を設置し、両者を介在する位置に相談支援事業者で構成される「担当者会議」を設置している。

「専門部会」は「担当者会議」のメンバーが分担して兼務することで、構成メンバー上で連続性を担保し、「専門部会」の責任があいまいになることを回避している。「専門部会」で把握された個別のニーズや課題は、共通点が焦点化されて地域課題となり、月 1 回開催される「担当者会議」で集約される。「担当者会議」では各部会から出された地域課題を整理し、優先順位を決定して「運営会議」に提案するというボトムアップのルートを設計している。

年4回開催される「運営会議」は、「担当者会議」と合同開催することで、相談支援と自立支援協議会との連続性を担保する仕組みになっている。障がい者のもっとも身近な立場にいるワーカーと機関代表者が対等に協議することで、よりリアリティのある協議となり、個別支援の経験則を政策協議に反映させるボトムアップが実現すると考えている。

この場合、同じ相談支援事業所から、施設長は「運営会議」のメンバーとして、ワーカ

ーは「担当者会議」のメンバーとして、同じ協議の場に参加することになる。そのことには、当初は双方から戸惑いの声が挙がった。それでも、それぞれの立場で対等に協議することで、責任の所在があいまいになりがちな協議会に、一定の緊張感を与えることができると考えている。

## 2. 中立・公平性を担保するケアマネジメント

地域自立支援協議会は、個別の相談支援の積み上げではなく、それを地域課題として解決する仕組みである。相談支援という観点から重視したのは、メゾレベルでの中立・公平性を担保する仕組みである。それは、一部の人だけが恩恵を受けるのではなく、障がいのあるすべての人が、必要なときに、その必要に応じた支援を受けることができることこそが、中立で公平だという考えに基づいている。障がい者の地域生活を支えるサービスは、依然として需要が供給を上回る状況にあり、相談支援事業者には限られた資源をいかに平等に分配するかが常に問われている。

ただし、そのことは相談支援ワーカーにとっては自己矛盾を孕んでいる。たとえば目前の利用者にサービスを集中させてニーズを100%実現することよりも、時にはそのサービスを他の利用者に配分することを選択せざるを得ない場合も生じる。その結果として目前の利用者のニーズは、70%しか実現しないこともあるが、公平性という点からするとより多くの利用者に資源が配分されるというメゾレベルでの効果がある。もちろん、それはあくまで暫定的な選択肢であり、問題の抜本的な解決にならないことは常に意識する必要がある。こうした現場の矛盾やひずみを集約し、地域の課題として集約することが、「課題検討部会」の役割である。

中立・公平性を担保したメゾレベルでのケアマネジメントの仕組みとして、「サービス検 討会議」を簡単に紹介しておきたい。これは従来のネットワークの会議を継承しているが、 相談支援事業者以外にサービス提供事業者をメンバーに加えたことが大きな変更点である。

「サービス検討会議」では、当該月に支給決定される全ケースについて支給量が検討される。個別利用者のサービス支給について、その基準(目安)に照らして支給するサービスの種類、内容および量を検討し、その目安より多く支給する場合には、その支給の妥当性について協議する。ただし、量的な平準化を目指しているわけではない。相談支援という観点から、各ケースの緊急性やサービスの必要性を判断し、資源の配分を検討することを目指している。

この仕組みは、個別のケアプランについて、サービス支給量の検討も含めて相談支援事業者やサービス提供事業者も一緒に検討を行う、という点で、極めて画期的な取り組みである。その効果としては、次の3点を期待している。

第1に、支給決定の平等性や妥当性が相談支援の観点から点検できるということである。 ワーカーにとっては、自分が担当した個別事例を相対化して理解することできるため、より中立的な立場でケアプランを点検する機会となる。さらに、これまで相談支援事業者が把握していなかったケースが発見できるため、必要に応じて相談支援を展開していくことができる。

第 2 に、サービス提供事業者等が参加することにより、具体的な解決策に結びつけるこ

とが可能になったという点である。相談支援事業者とサービス提供事業者という両方の視点で支給決定について検討することで、サービス量や内容、目標の調整が可能になった。 このことにより、サービスに裏打ちされた相談支援が担保される。

第 3 に、全ケースについて支給決定という量的なニーズ把握が可能になることで、事例を積み重ねた地域課題が抽出されやすいという点である。経年的にデータを蓄積することでより詳細な分析が可能になり、資源整備や新たなサービス(地域生活支援事業等)の創設の根拠とすることができる。

※ 「サービス検討会議」の具体的な内容については、§7で紹介している。

### 3. 公私共働による協議会の運用

自立支援協議会の運営という点では、行政と民間の相談支援事業者が、同じ目標を設定し、共働するという公私共働を重視している。地域自立支援協議会は、行政主導でなく、公私が共働して運用すべきだということは、いずれの市町村でも共通の認識である。ただし公私共働のかたちにはそれぞれ違いがあり、行政が関係機関を招集し、協議の場を取りまとめる役割までを担っている市町村もあれば、民間の事業者に協議会の事務局を全面的に委託している市町村もある。豊田市はそのどちらでもない。会議の招集や事務的作業は行政や社会福祉協議会が請け負っているが、実際の協議の場は民間事業者が中心となって運用している。そして、協議の場では、行政職員も1人のメンバーとして対等に発言できることを目指している。そのためには、従来の事務局の持つ機能を、行政の責任として担う業務と、担当職員が1人の支援者として担う業務に切り分けることが必要で、後者の立場に立つことで、公私が対等に協議することができるのではないかと考えている。

行政も民間もそれぞれに考え方や価値観があり、それは必ずしも一致しない。それを対立するのではなく、歩み寄って話をすることで、互いを理解し、協力して解決策を見出せるのではないかと考えている。それは必ずしも必ずしも新たなサービス開発(=施策化)ではない。財源的な制約のなかで、制度と制度外とを統合した支援を視野に入れながら、現実に即した運用方法を開発することも、自立支援協議会の【開発機能】の 1 つだと考えている。

こうした公私共働による協議会の運営は、必ずしも当初の設計どおりには進んでいない。 それでも、まがりなりにも公私共働が実現している理由として、やや抽象的だが 3 つを挙 げておきたい。

第 1 に、公私が共通の目標を設定していること。障がいのある人もない人も分け隔てなく、自分らしく暮らすことのできる「地域づくり」という目標は、公私ともに一致している。そのためには、福祉サービスだけでは解決しないということも共通に認識しているので、障がいのある人と地域の人とのつなぎ役として何ができるかを共働して考えている。参加者が持ち寄った課題を、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が地域の課題として受け止め、共に解決しよう 自分のところでは何ができるのか、一方でも前進しようというスタンスで共働していこうという目標が公私共働の求心力となっている。

第 2 に、それぞれのメンバーが自立支援協議会に時間を割くことができる条件が整っているということである。自立支援協議会が活性化するほどに、メンバーの負担は増す。専

門部会や担当者会議、調査研究プロジェクトなどを含めると、ワーカーは週に1~2日以上自立支援協議会の運用に携わっていることになり、それは事業所の負担にもなってきた。それを保障するために、豊田市は平成20年度から「担当者会議」に参加するすべての相談支援事業所について、ワーカー1人分の委託金が支弁するという判断をした。会議の負担は行政も同様である。しかし、同じ職員が継続的に協議会を担当することで、ワーカーと担当職員との信頼関係が形成されている。

第 3 に、(自ら書くことは恐縮ではあるが、) 協議会の運用に外部機関である大学が支援していることである。大学は、個別の相談支援をスーパーバイズするのではなく、あくまで協議会の運用を支援するという立場にある。行政でも民間でもない第 3 者が参加することで、自分たちの理念や経験則を言語化する必要が生じ、そのことがいわゆる暗黙知を明白知にする機会にもなる。大学としては、個別(ミクロ)の相談支援の課題をメゾレベルの協議へと結びつけるための役割を担いたいと考えている。

Column

## 自立支援協議会に対する感想と抱負

愛知県立三好養護学校 進路指導主事 三輪喜久男

豊田市地域自立支援協議会には、設置当初より教育関係機関の一員として参加させていただきました。

特別支援学校は、平成 19 年度から本格実施された特別支援教育を推進させるため、活力と魅力ある学校作りが求められています。その一つとして、地域の障がい教育のセンター的役割を担うことであり、地域の関係機関との連携は大変重要です。豊田市地域自立支援協議会にて学識経験者、当事者団体を含めた就労支援機関、障がい者相談員、相談支援事業者、指定障がい支援施設、行政機関の各機関の情報や状況を把握することができました。同時に本校の教育や状況を知っていただくこともでき、関係機関との連携がより一層推進されました。

本校では、豊田在住の生徒が毎年 40 名程高等部を卒業します。約2割が企業へ就職し、約8割が作業所等の障がい者援護施設を利用します。しかし、豊田市内の作業所等の障がい者援護施設の定員が充足していることにより、卒業後の進路先の確保が難しくなってきています。また、経済状況が悪化する中、来年度から障がい者の企業就労が困難になることが予測されます。このような、諸問題に対応するためにも豊田市地域自立支援協議会での関係機関との連携は不可欠であります。

最後に、今後も急速な社会の変化に伴い予想を超えた様々な問題が生ずると思われます。本校卒業生が、地域で安定した生活を末永く送ることができるよう豊田市地域自立支援協議会の充実に寄与したいと思います。

§ 3



## 運用段階におけるステップアップ

日本福祉大学地域ケア研究推進センター 主任研究員 佐藤 真澄

ここまで紹介した自立支援協議会の特徴は、設置当初からそのすべてを構想していたわけではない。むしろ、その多くは、運用段階で修正を加えて現在に至る。この1年半の間、われわれは、相談支援事業から見えてきた個別の課題を協議しながら、他方では常に協議会そのもののあり方を協議してきた。そして当初想定しなかった運用上の課題に直面するたびに、自らでその仕組みを修正してきた。今振り返ってみると、その修正こそが豊田市地域自立支援協議会の最大の特徴であり、それを許容する柔軟性が協議会の活性化や自律性を担保してきたと考えている。

このセクションでは、修正のプロセスに焦点を当て、協議会の設置から現在に至る経緯について、3段階に分けて紹介してみたい。

## 1. ステップアップを視野に入れた立ち上げ

#### 1. 相談支援事業を基盤とした組み立て

図 3-1 は、平成 19 年 11 月に設置された地域自立支援協議会の機構図である。多くの市町村が障がい別、課題別、地域別等の複数の専門部会を設置していることと比較し、「運営会議」と「担当者会議」だけのシンプルな構造になっている。そして、その下層に、従来のネットワークを継承する「サービス検討会議」と「個別支援会議」を設置した。

それは、形式を優先することでの形骸化を回避し、運用段階におけるステップアップを 視野に入れて、まずは根幹となる体制づくりを優先させたためである。シンプルな構造に することで、かえって、相談支援事業の経験や課題を政策協議に反映するボトムアップの ルートが明確になった。

唯一設置された「課題検討部会」は、部会という名称ではあるが、当時はいわゆる専門部会とは異なる役割を果たしていた。部会として「個別支援会議」や「サービス検討会議」を運営し、会議で抽出された課題を取りまとめる役割だけでなく、「担当者会議」や「運営会議」の協議内容や資料を調整し、自立支援協議会全体の進行を管理する事務局的な役割

<sup>1</sup> 日本障害者リハビリテーション協会の『自立支援協議会の運営マニュアル』(平成 20 年 3 月) においても、地域自立支援協議会の標準的な組み立てとして、専門部会(プロジェク

\_

ト)を位置付けている。§1参照のこと。

をも担ってきた。設置当初は月1回程度の開催を予定していたが、実際には週1回のペースで開催し、その中心的な議題は、相談支援事業と自立支援協議会の組み立てに関する内容であった。

今になって当時を振り返ると、この段階で「課題検討部会」が果たしてきた役割は、相談支援事業と自立支援協議会をつなぐという点において、非常に大きい。自立支援協議会の運営戦略に、相談支援を担うワーカーの経験則を反映させることが可能になり、行政や機関代表者、あるいは学識経験者だけでは設計できない、地域の実情に即した独自の組み立てへと修正する条件となった。と同時に、「課題検討部会」は、行政担当者と相談支援ワーカーが、これまでの公私関係を超えて、濃密な関係を構築するきっかけにもなった。自立支援協議会の運営を単なる委託業務としてこなすのではなく、公私が理念や目標を共有し、それぞれが得意分野を発揮して共働する絶好のチャンスにしたいという思いが、メンバーそれぞれのなかに芽生えた時期でもあった。

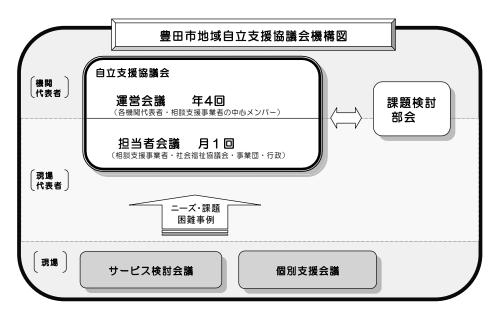


図3-1 設置時の豊田市地域自立支援協議会の機構図(平成19年11月)

#### 2. 情報の共有と発信

年に 4 回開催される自立支援協議会(正式には「運営会議」と「担当者会議」の合同会議)では、この 1 年半の間、協議会に参加する関係機関からの実践報告に多くの時間を割いてきた。それは、障がい福祉に関わる制度がめまぐるしく変化するなかで、当事者だけでなく支援する関係機関も、制度の成り立ちや地域に点在する資源を系統的に理解する機会が極めて少なく、大きな戸惑いを持っていたためである。行政から一方的に情報を発信するのではなく、多分野・多職種のメンバーが、実務者、代表者という枠を超えて、それぞれの立場から自分たちの持つ情報を発信することで、障がい者を取り巻く地域の実情と支援の実態を共有する。そのことが、地域に根差した新たな仕組みづくりの原動力となると考えたうえでの判断であった。

もちろん情報を共有するだけで、すべての課題が解決につながるわけではない。公私の関係機関がその守備範囲を超えて歩み寄り、組織的に共働することで、問題の具体的な解決を目指すという自立支援協議会の本来の目的からすると、情報共有に多くの時間を割くことは、一見すると遠回りのようにも見える。しかし、これまでのネットワーク事業で発見された課題は、相互の理解不足によって生じている部分も多い。組織的に共働する前提として、まずは協議に参加するメンバー同士が、互いに情報を発信し、共有することが大切だと判断した。

情報共有の方法としては、合同会議での論点や先に発信された情報を踏まえて、その場で次回の情報共有のテーマを設定するようにしてきた(図 3-2 参照)。そのことで、参加するメンバーがそれぞれの課題の重層的な成り立ちを理解し、資源間のつながりを意識できるのではないかと考えた。

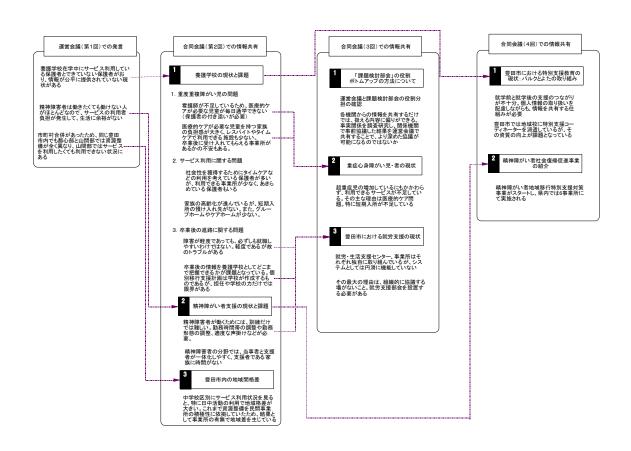


図3-2 合同会議での論点とそのつながり

## 2. システムの運用面での修正

## 1. 運用上の課題と修正点

自立支援協議会が設置されて数か月が経過したころから、少しずつ運用上の課題が見え てきた。そのなかで、自立支援協議会の構造ではなく、まずは自分たちで関与しやすい運 用方法を修正することで、自立支援協議会を活性化しようという取り組みが、「課題検討部 会」を中心として始まった。

課題の1つは、一部のワーカーだけに負担が集中したことである。すでに紹介したよう に、設置当初は、実質的には「課題検討部会」が協議会の運用を全面的に担ってきた。当 時の「課題検討部会」のメンバーは、社会福祉協議会を含む 4 か所の委託相談支援事業所 のワーカーで構成されていた(行政担当者、大学を含む)。4名は「担当者会議」を運営し、 「サービス検討会議」の取りまとめ(検討事例の抽出、意見集約等)も担ってきた。その ことで、3つの会議を集約的に運用することが可能になったが、コアなメンバーだけが自立 支援協議会の運用を抱え込むという構図を生んだ。自立支援協議会が活性化するほど「課 題検討部会」の負担は大きくなり、徐々に本来の相談業務に支障をきたし始めていた。中 核的な役割を「担当者会議」の他のメンバーに分散にさせることも検討したが、所属機関 との兼ね合いの中で、それが困難な状況が続いていた。そんななかで、平成19度末に、市 から「担当者会議」に参加する全ての事業所についてワーカー1名分の委託金が支弁される 方針が示された<sup>2</sup>。このことで、より多くのワーカーが自立支援協議会の運用に関わる条件 が整備された。

もう 1 つの課題は、自立支援協議会が相談支援事業所だけの閉鎖的なネットワークにな っていることであった。相談支援ワーカーが把握している課題は、地域で暮らす障がい者 の困難さのほんの一部に過ぎず、障がいのある人は相談支援事業所以外の多くの機関に、 日常的に相談を持ち掛けている。それなら、自立支援協議会を相談支援事業所に限定する のではなく、もっと多くの機関に関与してもらいたい。そのことで、関係機関の協議会に 対する関心が高まるのではないかと考えた。

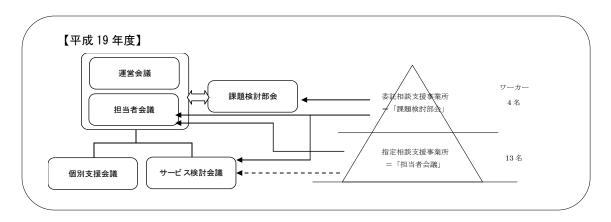
こうした協議を踏まえ、具体的には平成20年度から

- 「サービス検討会議」の取りまとめを他の「担当者会議」のメンバーにゆだねる (1)
- (2)「サービス検討会議」のメンバーをサービス提供事業所まで拡大する
- 「課題検討部会」のメンバーを増やす

という3点の修正を加えた。

3 つの会議に関わるワーカーの人数を増やすことで、それぞれのメンバーにかかる負担を 均てん化することができた。このことは、結果的に、自立支援協議会が一部の相談支援事 業者だけの閉ざされたネットワークから、開かれたネットワークへと転換するきっかけに もなった。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 相談支援事業の委託の仕組みについては、§1を参照のこと



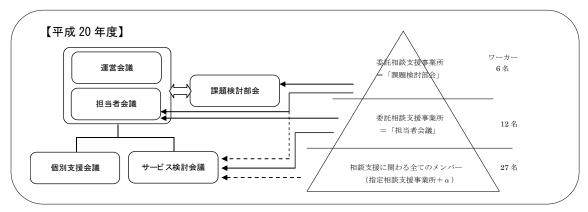


図3-3 3つの会議に関わるワーカーの人数

## 2. ワーカーの自発性に根差したシステム運用

当時を振り返ると、中立的な立場で自立支援協議会に携わる条件が整ったことで、「担当者会議」に参加するワーカーの自発性は一気に高まったような気がする。実際、この時期から、ワーカーの自発的な取り組みが相次いでスタートした。そのきっかけとなったのが、本書にも関連するところの「自立支援協議会運営活性化推進研究事業」の受託である。自立支援協議会というシステムを、メンバー自らが点検・評価し、よりよいものに修正していこうという目標が共有されたように思う。

具体的な取り組み内容については各論にゆだねるとして、ここではそれぞれの取り組みの概要を紹介しながら、その意味をやや俯瞰的に論じてみたい。

## ① 相談支援体制の整備(平成20年3月~)

「担当者会議」として最初に取り組んだのが、相談支援体制の整備である。これは、各 ワーカーの支援状況を社会福祉協議会(社協)が一元的に把握することで、相談支援の新 たな対象者を効果的にワーカーにつなげていこうという取り組みである。そのうえで、市 役所に訪れた対象者は、すぐ隣にある社協の相談窓口でのインテークを経て、その緊急性 や専門性に応じたワーカーへとつながるという仕組みが提案された。こうしたワンストッ

プ・サービスの仕組みは、先進的な自治体での取り組み事例も多い。豊田市の場合には、 行政主導のシステムとしてではなく、それをワーカーたちの自発的な取り組みとしてスタ ートさせたことは、画期的であったように思う。

一元化するためには、いくつかの手続きが必要となる。ワーカーには相談支援の全ケースについて社協に報告するという業務が新たに発生し、そのための共通のフォーマットも必要となる。こうした負担を十分に検討したうえで、「担当者会議」では相談支援の一元化を判断した。それは、一部のワーカーに対象が集中している現状を打破し、ワーカー全員に割り振ることで、相談から支給決定を経てサービス提供に至る時間を短縮するという切実な課題と、そのことで市全体の相談支援を質的に向上させたいという自発性に根差した判断であった。

## ② 調査研究プロジェクト(平成20年5月~)

これは、いくつかのテーマを設定して、少人数のワーキンググループで集中的に調査・研究するという試みである。このプロジェクトは、協議会の正式な組織ではなく、「担当者会議」のメンバーを中心とした、ワーカーの自主的な活動として位置付けている。1回あたり2時間程度で、当時はほぼ週1回のペースで開催していた。

「サービス検討会議」や「個別支援会議」では個別ケース(相談事例)を核として協議してきたのに対し、このプロジェクトではケースを横断するかたちで、特定のテーマについて協議する。ワーカーには、自らの経験則を持ち寄るだけでなく、それを実証するための調査・研究の能力が求められる。多くのワーカーにとって不慣れな作業で、最初は戸惑いも多かったが、個別の相談事例から見えてくる課題を、普遍化・抽象化し、地域の課題として抽出すること、あるいはそれを第三者の納得が得られるようにプレゼンテーションすることは、ボトムアップを目指す協議会として、克服しなくてはいけない課題でもある。まだ1年を経過しない段階では、それぞれのプロジェクトが資源の開発や改善といった具体的な結論には至っていないが、ワーカー自身の課題が明確になったという点では、一定の評価ができるのではないかと考えている。この経験は、これから取り組んでいく専門部会のなかで、活かされるのではないだろうか。

なお、この「調査研究プロジェクト」は非公式の協議であるので、担当者会議のメンバーに限定しなかった。実際にいくつかの事業所では、担当者会議のメンバー以外のワーカーも参加している。こうした取組みをきっかけに自立支援協議会に興味をもつワーカーを累積的に増やすとともに、新人教育の場にもなっている。形式的な研修体制よりは実践に即した課題を検討することのほうが、人材育成や相談支援の質的な向上に寄与するのではないかと考えている。

#### ③ ワーカーの自主勉強会(平成 20 年 5 月~)

「調査研究プロジェクト」とほぼ同時にスタートしたのが、ワーカーを対象とした「自主勉強会」である。これは、「担当者会議」のメンバーが交代で講師を務め、各人の支援経験や各事業所の事業内容について紹介するもので、それぞれの事業所を会場として月 1 回のペースで開催されている。

きっかけは「サービス検討会議」や「担当者会議」のなかで、ワーカーの意識や考え

方のずれに気付いたことであった。豊田市ではこれまで障がい種別に相談支援を展開してきたため、ワーカーにも障がい種別の専門性が要求されてきた。しかし、自立支援協議会として障がい種別を超えて中立性・公平性を協議するためには、ワーカー自身がその枠を超えなければならない。勉強会では、それぞれのワーカーが得意としている障がい種別の特性や支援方法が紹介され、その後、参加者との意見交換を行う。このことにより、各ワーカーがどのような視点で生活支援をしているのかの違いや共通点が見えてきたという。

国は地域自立支援協議会の運用を強化するため、「特別アドバイザー派遣事業」等を企画し、スーパーバイザーの継続的な関わりを誘導している。しかし豊田市は外部のカリスマ的なアドバイザーではなく、互いに教えあう「自主勉強会」というスタイルを選択した。障がい種別に応じたワーカーから互いにスーパーバイズをうけることで、ワーカー間の連携が強化され、状況交換や情報共有が促進されたように感じる。

## ④ シンポジウムの開催(平成20年11月開催)

自立支援協議会の1周年を記念して、平成20年11月29日にシンポジウムを開催した。シンポジウムの開催そのものは、行政が判断し主導したものであったが、その内容については「担当者会議」に全面的に委ねられた。それは作業的には大きな負担を強いたが、ワーカーの自発性や協議会そのものの自律性を育むという点では画期的な判断であったように思う。

自立支援協議会に関するシンポジウムが各地で開催されるなか、独自性を担保するために最初に議論したのは、「誰が対象なのか」ということだった。その議論は、何を目的にシンポジウムを行うのか、あるいは自立支援協議会がシンポジウムを開催する意味とは何かといった根本的な議論へと発展した。そのなかで、われわれは協議会として、サービスの充実だけではなく、地域づくりをめざす。ワーカーとして、障がいのある人と地域とのつなぎ役になろうという目標が確認された。そして、福祉職に向けたセミナー的な内容や、当事者・家族に制度やサービスを周知する情報提供ではなく、地域の人たちに障がいのある人のことを身近に感じてもらえること、当事者や家族に自立支援協議会の存在を知ってもらえるような内容を選択した。

そして、行政もワーカーも、それぞれが知恵を出し合い、半年間の準備期間を経て開催に至った。当日は当事者が登場するビデオの上映や、授産製品の販売、抽選会といった趣向を凝らした内容で、当事者や家族、福祉関係者を中心に約400名の参加があった。シンポジウムの内容についての評価は各人で異なると思うが、公私が協力してシンポジウムを開催できたこと自体は高く評価できるのではないかと思う。「共通の目的に向けて、情報を共有して共働する」という自立支援協議会のあり方は、多くの場で語られる。しかし、それを具体的な形として実感できる場面は少ない。今回のシンポジウムは、目標を共有するということを確認できた、貴重な経験であったように思う。

#### 1. 専門部会の設置

豊田市地域自立支援協議会では、平成 21 年度から機構図の一部を変更して、専門部会を 設置する( $\S 1$  図 1-1 参照)。専門部会の考え方については各論にゆだね、ここではシ ステムを修正するプロセスに焦点を当てて、専門部会の設置を紹介してみたい。

専門部会の設置については、設立当初から何度も議論に上がった。とりわけ、「就労支援部会」については、平成20年度に「障がい者工賃水準向上事業」として調査およびモデル事業をコンサルタントに委託するなど、就労支援を強化する市の方針が示されたこともあり、早期に設置するよう要請されていた。また、「運営会議」のメンバーからも、障がい児や重症心身障がい者の問題について情報共有するなかで、それについて集中的に協議する場の設置を求める声があがりはじめた。

こうした議論を受けて、平成 20 年 4 月頃から、「課題検討部会」や「担当者会議」では専門部会の設置の必要性と、その際の留意点についての協議が始まった。就労支援とりわけ一般就労への支援は、従来の福祉関係者以外との連携が重要であり、かつ専門的・集中的な議論が必要となるため、専門部会を設置したほうがいいという方針は概ね了解されたが、自立支援協議会の体制が定着していない段階で、拙速に専門部会を立ち上げることは、結果として形骸化してしまうのではないかと危惧する意見もあった。

議論が集中したのは、個別の相談支援を基盤とした現在の体制との整合性である。就労にまつわる相談ケースを部会が扱った場合に、生活部分の支援はどこが責任を持つのか、いわゆる福祉的就労と一般就労によって対象を切り分けるのか、といった議論が活発に飛び交った。

設置時に専門部会を設置しなかった最大の理由もそこにある。課題別に専門部会を設置すると、関心の高い課題や検討しやすい課題から部会が設置され、結果として部会が設置されない課題がもれ落ちてしまうのではないかと考えた。部会ごとに対象者を仕分けしたり、1人ひとりのニーズを部会別に分断したりといった状況が生じ、相談支援を基盤とした協議会の仕組みが構築できないのではないかと考えた。

協議の結論としては、個別の相談支援を基盤とした協議とは切り分けて、システムそのものを協議する場として、専門部会を位置付けようというものであった。つまり、就労支援についての課題のうち、個人に属する課題についてはこれまでどおり「個別支援会議」を経て「課題検討部会」で協議する。支援の仕組みや事業所のスキル、資源整備といった個人以外に属する課題については、専門部会(たとえば「就労支援部会」)で具体的な解決に向けて計画的・実証的に協議する。そして、各部会の協議内容を「担当者会議」で集約的に把握するというシステムを考えた。

この結論に至るまでには、多くの時間を費やした。単に議論するだけではなく、先に紹介した「調査研究プロジェクト」の1つとして、「就労支援部会立ち上げ準備会」を設置して検討した。実際に「準備会で協議する」ことを通じて、「部会で協議する」ということを試行し、絶えず修正を加えながら現在の案に至った。同時に「児童部会」といった他の部会も立ち上げようという意見もあったが、そのことについては結論に至っていない。それ

は初めて専門部会を設置するとき、同時に複数の部会を立ち上げると両者の整合性がうまく保てず、結果として自立支援協議会そのものに混乱をきたすのではないかと判断したからである。

専門部会については、自治体によって考え方は異なり、設置・追加や統廃は自由だという考え方もある。しかし、豊田市では、このように非常に慎重に設置を検討してきた。それは、システムを定着させるためにはある程度の時間が必要であり、その構造を安易に修正することは、結果としてシステムそのものの形骸化を招くと考えたからである。状況に応じて、いわば実験的に設置するプロジェクト的なワーキンググループと、協議会の正式な組織となる専門部会とを区別することで、状況に応じて自在に変化できる自己組織性と、システムが定着するための定常性の両方を視野に入れた選択であったと思う。

## 2. 今後の方向性と事務局会議の設置

ここまでのプロセスを振り返ると、この 1 年間はシステムが本格的に始動するための準備期間であったように思う。そのため、メンバー間の情報共有や協議会というシステムそのものに関する協議内容が中心であった。来年度から、いよいよ具体的な課題解決に向けて協議していく段階を迎える。それに向けて、「課題検討部会」では「事務局会議」の設置の必要を議論してきた。

ここまで何度も紹介してきたように、これまで協議会の進行管理は「課題検討部会」が 実質的に担ってきた。「課題検討部会」は、相談支援事業を基盤とした「個別支援会議」や 「サービス検討会議」を取りまとめる専門部会としての役割と、協議会全体を調整し、そ の運営を戦略的に推進する事務局的な役割の両方を担ってきた。それは、他の専門部会が 設置されておらず、部会から「運営会議」までが 1 本のルートであったからこそ実現して きた。

しかし、複数の専門部会を今後設置していくことを想定すれば、「課題検討部会」が果たしてきた機能を再整理し、部会として担うべき役割と、事務局として担うべき役割とに分離していくことが必要になる。と同時に、それぞれの部会での議論を集約する「担当者会議」の役割が必然的に大きくなる。自立支援協議会というシステムが、形骸化することなく、自律的に運用されていくかどうかは、結局のところ、「担当者会議」に参加するワーカーの力量や自発性に依拠する部分が多い。その土台として、この 1 年間で作り上げた仕組みを、どう継続していくかが問われている。

Column

## 自立支援協議会の感想と抱負

豊田市立豊田養護学校 進路指導主事 佐藤健哉

本年度より、学校教育課の特別支援教育担当として、参加させていただいております 豊田養護学校に赴任し、進路指導にたずさわらせていただき、10年余り経ちますが、そ の間の変化には目を見張るものがあります。

10年前といえば、豊田養護学校が保護者の努力で開校し、「暖」が開所したてのころ。まだ障がい者の施設利用等は措置の時代でしたが、豊田市在住の卒業生は、障がいの程度にかかわらず、施設を選択することができていました。近隣の市町村では、すでに施設が足りない状況の中、この恵まれた状況に驚いたことを覚えています。その後も民間の施設がいくつも立ち上がり、恵まれた状況が続いてきましたが、支援費や障害者自立支援法により、これまでサービスを利用していなかった方の利用増等で、ここ2、3年はどこの施設があと何人利用可能かということが話題にあがることが多くなりました。

また、医療的ケアを必要とするお子さんも増えてきて、在校中から卒業後まで本人の みならず、家族のフォローをどうするのか、市町村合併による地域間格差について、ど のように対応していけばよいのか等、新しい問題がどんどん出てきています。

幸いなことに、地域自立支援協議会で早々にこれらの問題を取り上げていただき、相談支援員さんはじめ、協議会メンバーの皆さんにこれから社会に出て行く子どもたちのことを理解していただけたことは大変有意義であったと思います。昨今の不安定な社会および経済状況のなか、これからの1、2年間、豊田市の障がい者福祉は大きな転換期を迎えるのではないかと思っています。学校だけでは到底解決できない問題を、地域自立支援協議会で共に考えていただき、障がいのある方が、豊田市で皆、幸せに暮らせるように協議会への期待が今まで以上に高まっていることを感じています。



## 地域自立支援協議会の運用マニュアル

障がいがあってもなくても地域で安心して暮らせる街にしたい。そんな想いを もった人が集い、話し合える場を作ろう。それが地域自立支援協議会だ。

今から8年前の平成12年、豊田市内の関係者が集い、障がい福祉を考える「進 歩自由夢 (シンポジウム) の会」を始めた。それまでの福祉は、どちらかという と自分の所属する機関、あるいはその機関を利用する人たちを支える事だけでよ かった。しかし、障がい福祉を深く知れば知るほど、困っているケースに遭遇し、 現行の制度や所属する機関だけでは支えきれないことがわかってきた。そこで関 係機関が共働・連携することで、1人でも多くの人を支える事ができたなら、とい う想いで企画したのが「進歩自由夢の会」である。当時は単なる有志の集まりに すぎなかったが、次第に公的に認められるようになり、平成15年にはこの会を継 承するかたちで「障がい者就労・生活支援ネットワーク事業」が正式に発足した。 そして、平成19年11月に豊田市地域自立支援協議会が設置された。最初にメ ンバーで確認したことは、「豊田市独自の協議会にしよう」ということ。そして、 「決して形骸化しない」と誓った。そのために、もっとも現場に近い相談支援専 門員を中心に協議会を動かしていこう。それは言葉では簡単だが、実際やってみ るととても難しい。課題は次々とでてくる。優先順位をつけてその課題を整理し、 具体的な解決策に結び付けていくことは至難の業であった。それでも手探りで運 営していくなかで「人材育成」「システム作り」「ネットワーク」「チームワーク」 といったキーワードが生まれ、協議会のシステムも少しずつだが整理されてきた。 これから先、本当の意味で地域自立支援協議会が機能するためには、「会議の持

これから先、本当の意味で地域自立支援協議会が機能するためには、「会議の持ち方」が大切になる。単なる仲良しクラブにならないように、目的意識を持って協議する。約束事や会議時間を守る。そんな基本をメンバーで再確認する機会にしたいと考えて、本書の執筆に至った。

以下の各論では、豊田市の自立支援協議会を支えてきた「課題検討部会」のメンバーが分担して執筆している。それぞれの仕組みを説明するだけでなく、各人がどんな想いで自立支援協議会に関わってきたのかについて語っている。その想い(あるいは苦悩)がどれだけ伝わるかわからないが、相談支援を基盤としたボトムアップの仕組みと、それを実現するために常に変化してきたことが伝わるととてもうれしい。

むもん生活支援センター センター長 阪田 征彦 (豊田市地域自立支援協議会副会長)



## § 4

## 相談支援事業と自立支援協議会との関係

豊田市社会福祉協議会 相談担当副主幹 松村 健一

豊田市地域自立支援協議会において相談支援事業がその基盤を成していることは、総論で述べられているとおりである。そこで、このセクションでは、筆者が支援ワーカーとして支援費制度の開始から現在まで相談支援事業に関わるなかで、豊田市の相談支援の歩みに則したかたちで、相談支援事業を自立支援協議会の仕組みにどのように組み込んできたか、その仕組みと方法に触れることとする。

## 1. 相談支援体制の一元化のねらいと方法

豊田市では、自立支援協議会を組織するにあたり、相談支援事業者による相談支援を有機的にシステム化するため、相談支援事業中心の仕組みと機能について協議してきた。これは相談支援事業者が障がい者の生活ニーズに対して、地域住民や関係機関との接点となるところに位置していることから、利用者の便宜と意向を最優先に考え、利用者の社会生活力を高めるために、中立な立場でサービスや社会資源あるいは地域生活上の調整を行うことを意図したからである。

このセクションでは豊田市が相談支援体制をどのように構築してきたのか、また、その過程で生じてきた課題について触れることとする。

### 1. 相談支援体制の整備

#### ① 相談支援のシステム

\$1にもあるとおり、自立支援協議会の設置当初には、ワーカーは所属する法人事業の利用を中心に支援を組み立てる自己完結型の相談支援を展開していた。これは、委託相談支援事業の委託費が実績払いであり、法人においてワーカーに充てる人件費の捻出が困難であったことから、法人事業との兼務を余儀なくされていたためであった。そのために、市町村障がい者生活支援事業や知的障がい者生活支援事業を受託していた法人に相談支援が集中し、他の法人に相談支援の割り振りができず、一部のワーカーに負担が集中していた。この課題を解決するために、平成20年度、市は1事業所1人以上のワーカーを配置できるよう相談支援事業委託費を増額した。また、「課題検討部会」においてワーカーの支援状況を一元管理できるシステムの整備案が作成された。これを受けて、「担当者

会議」では豊田市における相談支援の目標を「自立支援の観点から、社会資源を利用することで家族機能の向上を図り、自己実現の可能性を追求するとともに、最終的には相談支援を必要としない環境を整備する」としてまとめた。

そこで、豊田市は相談支援を効果的に対象者につなげるため、図 4-1 にあるとおり社会福祉協議会のワーカーがサービス利用申請時に支援の必要性等についてスクリーニングを行い、必要に応じて相談支援事業者を調整し、支援を依頼する仕組みを自立支援協議会において作り上げた。これは、申請者から緊急性や重篤性を聞き取り、速やかに相談支援事業者のワーカーにつなげ、支援を提供できるように調整するとともに、支給決定を含め、サービス提供にかかる時間を短縮することを意図したものである。また、これまで特定のワーカーに集中していた相談支援を委託相談支援事業者全体に公平に割り振る目的も持たせた。これにより、初期相談から支援に至る流れとそれぞれのワーカーの役割が明確になった。加えて、社会福祉協議会において支援調整を行った情報を蓄積することにより、サービス支給申請者全員に対して相談支援の提供の有無や支援の程度を把握することができるようになった。その結果、ワーカーの支援状況やワーカーが受け持つ支援対象者の数を知ることも容易になった。

| スクリーニング  | 初期状態の把握    | 初期ニーズ・基本的ニーズと現状の把握  | 社会福祉協  |
|----------|------------|---------------------|--------|
| 情報提供     | 支援事業所の調整   | 支援の必要性の把握と支援機関の調整   | 議会     |
| 課題分析     | 利用者ニーズの把握  | 隠れたニーズを含め、利用者ニーズを把握 | 相談支援事  |
| 社会資源     | 本人の希望と将来見通 | 本人がどのように生活したいか確認    | 業所     |
| 地域課題     | 課題整理       | それを実現するための課題を整理     |        |
|          | 支援頻度の検討    | そのために支援者が関わる頻度を検討   |        |
| サービス利用計画 | 目標設定       | 本人のめざす目標を設定         | 相談支援事  |
| 様式統一     | 支援の計画化     | 早期に実施する必要のあるものを計画化  | 業所     |
| 目標・支援計画  |            | 具体的にサービスを提供するための調整  |        |
| 週間スケジュール | サービス調整     | (目標・目的の明確化)         |        |
| サービス支給量  |            |                     |        |
| 個別支援会議   | 処遇方針の検討    | 目標・目的を共有する          | 支援機関・サ |
| 情報共有     | サービス間の調整   | サービスの提供方法・歩み寄る部分の調整 | ービス提供  |
|          | 支給量の検討     | 支給量の妥当性について検討・調整    | 事業所等   |

図4-1 相談支援における役割の明確化

## ② 相談支援情報の一元化

次に、相談支援調整の情報の一元化について説明したい。豊田市ではこれまでにも「サービス検討会議」でサービスの利用申請者すべての調査情報を確認してきた。このうち、相談支援が必要な申請者にはワーカーを調整してきた。しかし、サービスを必要と思わない人達の中にも相談支援を必要としている人達が存在する。つまり、関係機関や地域の支援者等に相談していて相談支援に行き着いていない人、まったくどこにも相談していない人が地域にいるのである。

ここで、情報というファクターから自立支援協議会が必要な理由を考えてみる。それは 対象者がどの機関に相談しても相談支援が動くシステムでなければならず、そのための機 関間の連携と情報を集約する仕組みが必要になる。豊田市においては「サービス検討会議」 や「個別支援会議」がそれにあたり、ここで得られた情報は「担当者会議」や「運営会議」 で集約され共有される。

しかし、これまでは関係機関にアプローチされた情報を共有していただけで、地域からの情報が届きにくい仕組みであった。このため、平成21年度は、地域との連携や情報交換を行うべく、中学校区などの単位を対象として懇談会を開催する予定である。

## ③ 人材育成とモチベーションの維持

相談支援の調整については、障がい種別にかかわりなく割り振るようにしている。これは、ワーカーが3障がい同じように支援可能な資質を持つ必要があるためである。この割り振りを行うことで、障がい種別に応じた専門のワーカーからスーパーバイズを受けるようなワーカー間の連携ができ、ワーカー間の情報交換や共有が促進された。それ以外に、自立支援協議会として複数のワーカーの同行訪問を行ったり、「担当者会議」における事例報告会や自主勉強会において、ワーカーが同じ目的を持つことができるような働きかけを行っている。

## 2. サービス支給決定の仕組みの変更

#### ① サービス支給決定の流れ

豊田市におけるサービス支給決定の流れは、自立支援協議会設置当初には図 4-2 左図にあるとおり、豊田市がサービス支給申請を受理した後、行政の調査員が「障がい程度区分認定調査」および「サービス利用意向調査」を行い、月に2回開催される「障がい者程度区分等認定審査会」において障がい程度区分を、「サービス検討会議」においてサービス支給量を認定した後、豊田市がサービス支給決定を行うものであった。つまり、「サービス検討会議」を経ないと支給決定できない仕組みであった。また、「個別支援会議」については、困難事例が生じたときに別に開催する方法をとっていた。

しかし、この流れであるとサービス支給決定に時間を要し、支援の開始に遅れが生じることと、支援が必要であるにもかかわらず、支援から漏れてしまう対象者が存在する等の不具合が生じていた。

このため、平成19年4月から新規のサービス支給申請者については、前述のとおり申請時に社会福祉協議会のワーカーがスクリーニングを行い、「サービス利用意向調査」および

支援を担当するワーカーを調整するとともに、「サービス利用意向調査」についてはスクリーニング時の調整で担当することになったワーカーが行い、「障がい程度区分認定調査」については行政の調査員が行うこととした。この結果、図 4-2 下図にあるとおり、障がい程度区分の認定とサービス支給の認定の流れが同時に行われることになり、時間短縮が可能になった。また、調査時からワーカーが関わることで、困難事例や至急にサービスが必要な事例については、「サービス検討会議」を経ずとも「個別支援会議」を開催することによりサービス支給の認定が可能な仕組みに変更し、早期に会議を開催することで速やかにサービス支給決定を行うことができるようにした。併せて、図 4-3 のとおり「サービス検討会議」の開催回数を月に2回から3回に増やすとともに、「サービス検討会議」メンバーにサービス提供事業者を加えた(§7を参照)。

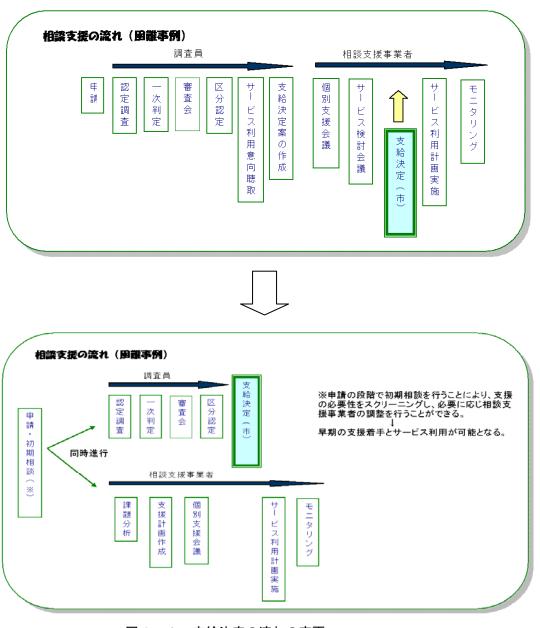


図4-2 支給決定の流れの変更

#### ② サービス支給決定と相談支援事業

豊田市では前述のとおり相談支援の即応性を重視し、自立支援給付・地域生活支援事業の新規申請者に対して、生活環境等の整備や対象者の想いの実現に向けて早期に支援を行うことができるよう相談支援のシステムを構築した。また、「サービス検討会議」をそれまで月に2回開催していたものを月に3回開催(図4-3参照)することでサービスの支給決定までの期間を短縮した(§7参照)。それだけでなく、「サービス検討会議」を経由しなくても支給決定できるよう「個別支援会議」においてサービスの支給を認定することで、緊急にサービスを提供する必要のある場合に対応できるようにした。

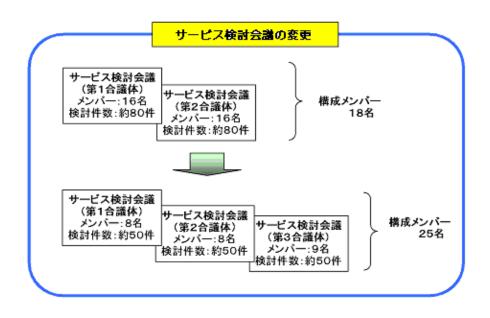


図4-3 サービス検討会議の変更

それは、図 4-1 にあるとおり自立支援給付等の申請時に社会福祉協議会においてスクリーニングを行い、ワーカーが早期に支援に着手できるようにすることで、支援を必要とする人を漏らすことなく、一刻も早い課題の解決を図ることができる体制の整備を実現することであった。これは自立支援協議会において、豊田市の相談支援事業の仕組みとして決められたものである。これにより、新規にサービスを申請したすべての人にワーカーがアセスメントを行い、支援プランを作成することになった。この結果、「サービス検討会議」においてワーカーが対象者の状況を説明する機会が増え、ワーカーの視点で情報の共有を図ることができるようになり、ワーカーが作成した支援プランの検証も行うことができるようになった。

仕組みの変更に伴って、ワーカーは所属する法人事業に関わりなく中立的にサービスを 組み立てなければならなくなった。それは、元来サービス資源が潤沢にない状況下で、ワ ーカーが属する法人事業だけでは調整しきれない事例が数多くあり、対象者がサービスを 利用できるように、考えられるサービス資源をくまなく探す必要が生じたためである。そ のことで、ワーカーは自立支援協議会における自律性を意識して活動することとなった。

#### 2. ツールとしての「サービス利用意向調査」

「すべての障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」という障がい者自立支援法の目的に沿い、障がい者が住み慣れた地域のなかで暮らし続けることができるよう、福祉分野をはじめとして保健・医療・福祉・教育・就労等さまざまな領域のサービス資源について、どのサービスを、どのくらい利用することが適切であるかを、家庭訪問等により把握することを目的として、ワーカーや調査員が「サービス利用意向調査」を行っている。

調査では、対象者および世帯の状況とサービス利用の希望を聞き取るとともに、そのニーズに見合った内容・量を把握し、支給量に結びつけている。調査は自立支援給付及び地域生活支援事業に限定することなく、様々な社会資源の調整を想定し、ケアマネジメントの視点にたって利用意向を聞き取るもので、調査を一次アセスメント(課題分析)として位置付け、支援プランを作成するプロセスと捉えている。

#### ①サービス利用意向調査勘案事項

豊田市は支援費制度の実施に伴って、平成 14 年 9 月から図 4-4 にある豊田市独自の様式を用いて「サービス利用意向調査」を実施し、調査データを蓄積してきた。これまでも制度改正等の際に、様式の変更や修正の議論が持ち上がったが、現在もこの様式を使用している。これはネットワーク事業の時代から同じ様式を使用しており、ワーカーに馴染みがあったことと、過去から同じ定義で情報を集約しており、1 年に 1 回調査を行っているため、一人の対象者の情報を時系列で確認できることからである。

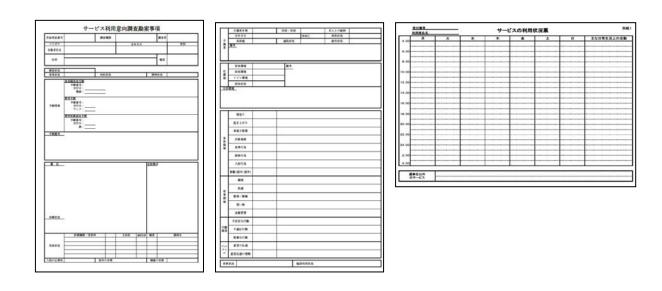


図4-4 サービス利用意向調査勘案事項様式(表・裏)

#### ②ワーカーが「サービス利用意向調査」を行うことの意義

ワーカーにとって対象者や家族が望む生活を実現するためにどのようなことが障壁となっており、その障壁は社会資源等を利用することでどのように解決できるのか、また、そのうちのどの部分について公的サービスで充足できるのかといった、サービス利用の必然性を客観的に判断する視点が必要である。この様式に表現されていない項目を含めて、ワーカーがサービス利用の必然性を判断する資質を身につけることに、この「サービス利用 意向調査」は役立っている。

加えて、調査内容を「サービス検討会議」で検討することで、ワーカーが気づかなかった視点や考え方に気づかせてくれる。それだけでなく、サービス計画の内容を議論することで、ワーカーの資質向上に役立てるといった意味も兼ねている。

#### 3. 相談支援事業からみた自立支援協議会への期待と課題

豊田市の特徴は先にも述べたとおりワーカーが中心となって自立支援協議会を形作っていることにある。自立支援協議会の設置後 1 年が経過する中で、ワーカー相互のコミュニケーションを図り資質を向上させるため、ワーカーの自主勉強会や調査研究プロジェクトを行ってきた。これらを行うことで、ワーカー相互の間でそれなりに自立支援協議会に対する思いや目的の共有化が図られたと感じている。しかし、相談支援事業の充実を図るに従って、ワーカーに温度差が生まれていることも、また感じていることである。

このため、それぞれのワーカーがどのような活動を行っているか、いっそうの相互理解と 情報を共有することを目的に、担当者会議において相談支援の実践を大いに語ることがで きるようコミュニケーションを図る機会を増やす方向で検討している。

また、豊田市にはカリスマ的なワーカーがいるわけではなく、あるワーカーに相談すればすべての支援を受けることができるわけではない。このため、ワーカーの間で情報を共有し助け合う必要があった。そこでワーカーが法人事業と距離を置き、自律性を意識して活動する仕組みを形作ってきた。相談支援事業と自立支援協議会の関係において、ワーカーの活動内容は運営会議で報告され、法人の管理者は承知しているところであるが、自立支援協議会のシステムの中でワーカーが活動することと法人の利益との利害関係に相反することもあり、必ずしもワーカーと法人、法人と自立支援協議会との関係がうまく整理されているとはいえない状況にある。このため、今後、システムを変更・整備する際の課題として関係の整理方法を模索している。

自立支援協議会において相談支援事業が中心になることの意味合いは、個別事例のケアマネジメントだけでなく、その事例が地域とどのようなつながりを持ち、どんな生活のし難さを抱えているか把握し、その生活のし難さをどのようなアプローチで解決するのか多人数で知恵を出すことにある。当然、類似した事例が数多くあれば、社会資源や支援システムの構築を考える必要がある。それを実現するのが自立支援協議会である。同時に、自立支援協議会が設置されていることの意味合いが住民に浸透する必要がある。そのためにワーカーが知恵を絞って自立支援協議会の仕組みを作り上げてきた。以降のセクションでは、課題解決の仕組みやワーカーの資質向上、住民へのアプローチについて説明する。

# 協議会への感想と抱負

障がい者支援センター ひかりの丘 施設長 森下尚志

一言で「自立支援」と言っても実に様々な課題があるんだなぁ、と思いながら毎回 参加させていただいています。毎回のテーマごとのそれぞれの機関からの報告はとて も参考になりました。豊田市全体の、様々な分野での課題を知ることができたと思い ます。同時に、「実に様々な課題」をどう受け止め、整理整頓し、総合的に制度を構築 し、どうしたら豊田市に暮らす人々の安心につなぐことができるかを考えるとても有 意義な協議会だと感じています。福祉の仕事に携わる者として、このような協議会に 参加させていただき本当にありがたいことだと感謝しています。

以前は"障がい者の自立"というと障がいのある人自身がどう生きていくかということを考えることだと思っていました。しかし、この協議会を通して、もっと広い範囲で物事を捉えないと結局障がいのある人自身の自立にはつながらないことが分かりました。生まれつき障がいがあってもこの社会で安心して暮らせる、障がいのある子供が生まれてきても安心して子育て・療育ができる、病気事故などで後遺症が残ってもあきらめずに生きていくことができる、高齢になっても安心して暮らせる。そのためには障がいのある人自身への自立支援とともに、障がいのある人を支える家族や支援者への自立支援も重要だと感じています。

「この地域でなら頑張って生きていける。」豊田市がそんな地域になるように少しでも今までの経験や見聞を生かし、障がいのある人やその人たちを支える家族・支援者の声を伝え、役割を果たせるように微力ながら頑張りたいと思います。

# § 5 「課題検討部会」が果たしてきた役割と 「担当者会議」への期待

豊田市役所障がい福祉課 支援担当係長 石川 直美

このセクションでは、協議会の中で最も重要な部分を担っている「課題検討部会」と「担当者会議」の関係について、行政として自立支援協議会を担当してきた立場から紹介をしたい。

「担当者会議」については§9で詳細な説明がなされるので、ここでは、「課題検討部会」の役割に焦点を当て、設置からこれまでのメンバーの取り組みや苦悩を交えながら、「担当者会議」との関係について説明することとする。

#### 1.「課題検討部会」に期待された過大な役割

総論でも説明があったとおり、「課題検討部会」は、専門部会としての役割(相談支援事業を基盤とした「サービス検討会議」や「個別支援会議」の取りまとめ)と協議会の事務局的な役割(協議会全体の調整・進行管理)という二つの役割を担ってきた。

協議会設置当初より、「課題検討部会」にこのような過大な役割が期待されたのは、積み上げられた地域課題の多さと協議会に携わる人材の不足という現実が豊田市にあったからである。

豊田市では、平成15年4月から「サービス検討会議」や「個別支援会議」を実施してきた実績があり、協議会を設置した時点には、すでに抽出された地域課題が目の前に山積みの状況になっていた。しかし、専門部会を立ち上げるための課題整理には至っておらず、協議会に関われる相談支援を軸とした人材も限られていた。課題整理や、協議会の体制が確立していない段階で、先行して会議や部会ばかり増やしても、参加するメンバーが役割を兼務しなければならない状況が目に見えていたし、そうなればメンバーの負担が増し会議そのものが形骸化してしまう可能性も容易に予想できた。そのため、「課題検討部会」に人材を集中させ、積み上げられた課題の整理を最優先させることとした。

豊田市では既存のネットワークが機能し始めていたし、多くの地域課題の集約があったからこそ、本当に機能する協議会を目指していた。会議の形骸化を招くような安易な部会設置を避け、このような構想とした判断は正しかったと思うが、今後の協議会運営をも左右する「課題検討部会」を担うメンバーの負担は、当初の予想以上に重く、協議会が充実すればするほど、メンバーの苦悩は大きく膨らんでいった。

#### 2. 課題検討部会の充実とメンバーの苦悩

#### 1. 「課題検討部会」の充実

「課題検討部会」のメンバーは、「運営会議」と「担当者会議」から選出されたメンバー と行政の担当職員で構成されている。メンバーの職種は、市内主要相談支援ワーカーが中 心である。(資料:メンバー名簿参照)

「まず何から手をつければいいのだろう…」これは、協議会設置後に初めて開催された第1回課題検討部会でのメンバーの発言である。やっと私達の出番がきたという大きな期待と、山積みの課題を目の前にしてこれからどう協議会を運営していったらいいのかという不安が入り混じった、当時のメンバーの気持ちをよく表している発言であったと思う。

まず、私達が考えたのは、地域課題の整理をする前に、協議会のシステムそのものの課題整理を最優先しようということであった。そして、「課題検討部会」を月に1回の頻度で開催し、「担当者会議」、「運営会議」を経て、平成20年4月には、相談支援を軸にした自立支援協議会の体制整備(「サービス検討会議」の見直し、新たな相談支援体制の仕組みづくり)と、相談支援の視点を取り入れた支給決定の仕組みを構築することができた。

この頃の「担当者会議」、「運営会議」での協議は、設置から日も浅く、障がいに関する 共通理解も十分ではなかったため、形式的なものになりがちであった。それゆえに、実質 的な協議の場である「課題検討部会」の役割は、自立支援協議会にとって、とても重要な ものであった。

自立支援協議会のシステムについての課題整理はほぼ終わり、次に「課題検討部会」が 取組んだのが、山積みになった地域課題の整理であった。これには、相当の時間と労力が 予想され、平成20年5月から「課題検討部会」の開催回数を月1回から週1回に大きく増 やし、検討のための時間を作ることとした。これにより、「課題検討部会」での協議は大幅 に充実したが、メンバーはその他に「サービス検討部会」、「個別支援会議」の運営、シン ポジウムの開催準備など、数多くの役割を同時に担っており、負担感はますます重くなっ ていった。

#### 2. メンバーの苦悩

「課題検討部会」を週 1 回開催するようになり、課題検討部会メンバーの協議会への関わりはかなり濃厚になった。では、どれくらい協議会に関わっていたか振り返ってみよう。「課題検討部会」と「サービス検討会議」のため、週に2日は市役所に集まり会議に参加していた。これに、随時開催の「個別支援会議」が加わる場合もあり、多い時は週の半分を協議会業務に費やすという状況であった。当然であるが、市内主要ワーカーが市役所に集まるということは、障がい児者への直接支援ができなくなるということを意味しており、相談支援業務への支障が出始めることとなった。さらに、平成20年7月頃からは11月に開催する1周年記念シンポジウムの開催準備も加わり、メンバーの負担感は測りしれないものであった。「課題検討部会」では、限られた時間の中で効率的に検討が行えるよう、常

に優先順位を確認しながら作業を続けていたものの、時間的な拘束は限界に達していたように思う。

このような厳しい状況のなか、メンバーは「協議会が充実すればするほど、直接支援に 支障をきたす」という一種の矛盾を感じながらも、ここまで取り組み続けることができた。 それは、1人ひとりのメンバーが「これからの豊田市の障がい福祉を何とかしたい!誰もが 普通に暮らせる地域づくりの実現を少しずつでも行っていきたい!その第1歩を自分達が 担っているんだ!」という強い想いを持ち、これを共通の目標としてしっかりと共有でき ていたからではないかと思う。

豊田市の協議会はステップアップできる仕組みとなっている。明確な目標のもと、「協議会が充実するためには、今が越えなければならない 1 つの通過点である」という共通の認識があったからこそ、この時期に集中的に取り組むことができたし、自分たちが作り上げてきたシステムを変えることにためらいはなかった。

#### 3. 「担当者会議」との関係

そもそも「担当者会議」は、利用者に一番近い立場の相談支援事業者が中心となり、集約された情報、ニーズ、課題について定期的(月1回)に整理、分析、調整、協議を行う場…として設計された。しかし、設置からの1年半の間、実際にこの役割を果たしてきたのは「課題検討部会」であった。もちろん、情報はすべて「担当者会議」に集約をされてはいるが、月に一度という開催回数では一番重要である協議をすることができず、「担当者会議」は報告の場、情報共有の場と化してしまっていた。言い方は不適切かもしれないが、「担当者会議」は、まるで「相談支援事業者連絡会」のようであった。

振り返ってみると、時間的制約から、何から何まで「課題検討部会」でこなしてきてしまったことに原因があったように思われる。「課題検討部会」のメンバーにしてみれば、自分達が頑張れば、他の「担当者会議」メンバーも同じように成長していってくれるだろうと考えての必死の取り組みであったが、実際には「担当者会議」のメンバーとの温度差が目立つようになった。本来であれば、「課題検討部会」だけで全て担うのではなく、相当の役割を「担当者会議」メンバーに持たせ、一緒に協議し、共働していくような仕組みが必要であったのかもしれない。

このように、豊田市地域自立支援協議会は、当初の設計とは違う方向で動き始めた部分も多い。しかし、この1年半があったからこそ、今の協議会が成立しているようにも思う。「課題検討部会」が実質的な業務をすべてこなすという状況があったからこそ、「担当者会議」メンバーは、時間をかけて情報共有、目標の共有を行うことができた。そして、「課題検討部会」メンバーと共にシンポジウムの企画に参画したり、調査研究プロジェクトや自主勉強会といった取り組みをするなかで、ワーカーとしての力量や自発性を向上することができた。そう考えると、この1年半は、相談支援事業の質を底上げし、協議会の機能をステップアップさせるために必要な準備期間であったとも言える。

今までの取り組みの反省も踏まえ、いよいよ協議会のエンジン部分にあたる役割を「担

当者会議」に移行させる時期がやってきた。平成21年4月より、「担当者会議」は現在の月1回から月2回の開催に変更される。これまで「課題検討部会」が担ってきた役割を移し、本来期待された「担当者会議」としての役割を担っていくこととなる。時間はかかったものの、これからは「運営会議」と相談支援事業をつなぐ、まさしく協議会の要として機能していくことになるだろう。

#### 4. 行政担当者として

協議会運営を担当される行政担当者に、経験者としてお伝えしたいことが2点ある。

まず、1点目として、ステップアップできるシステム整備を取り入れていただきたいということである。豊田市の場合、特に相談支援を軸に協議会を考えたため、協議会(「担当者会議」、「課題検討部会」)を充実させていく過程で、相談支援の直接支援に支障をきたしてしまうような場面が見られた。しかし、このような状況を乗り超えることができたのは、協議会がステップアップできる仕組みになっていたからである。システムを整備(ステップアップ)することにより、一時的な負担は解消され、他の協議会メンバーの育成、協議会に関わる人たちの輪も大きく広げることができた。どの自治体も先進事例などを参考にしながら、手探りの状態で協議会を運営しているとことが多いが、設置しただけではすぐに機能するはずもなく、ぜひステップアップできるシステムの整備をお勧めしたい。

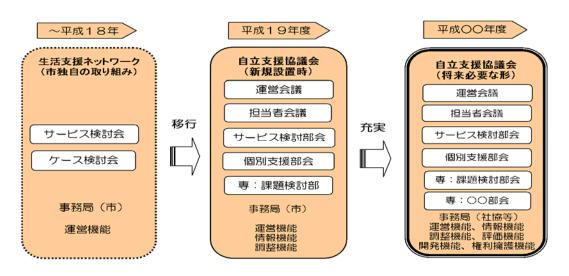


図5-1設置当初のステップアップ構想

2点目としてお伝えしたいのが、「人」についてである。行政という立場では、「課題検討部会」や「担当者会議」といった協議会の重要な部分を担う人材をいかに育成していくかが一番大きな課題であるのではないかと思う。5年後、10年後の障がい福祉のあるべき

姿、また、その姿を築く福祉の担い手の種を蒔き育てるという仕組み、仕掛けをしっかりと考え、協議会のシステムの中に組み込んでいくことこそが行政の大きな役割でないかと感じている。今のこの豊田市の体制が実現できているのは、平成15年4月に、相談支援事業者のネットワークである「生活支援ネットワーク」の構築があったからこそである。このネットワークは、NPOも参加できる仕組みとなっており、当時としては画期的なものであったし、そこに参加した「人」たちが成長し、現在の協議会をしっかりと担っている。当時の行政担当としては相当な努力をして実現させたものであるが、前担当者の想いと先を見越した施策に感謝すると共に、今後の担い手の確保、育成のための施策を、今日の豊田市の協議会の中にも生み出す必要があると考えている。

Column

# 若い力の頑張りに期待

豊田市福祉事業団 就労・生活支援センター 室長 天野雄二

今年1年、豊田市地域自立支援協議会に参加させていただきました。特に印象に残ったことは、担当者会議のメンバーの方々の熱意と意識の高まりです。毎週会議を実施したり、夜遅くまで自主勉強会や打ち合わせを行って豊田市の地域自立支援協議会がうまく機能するためには何をするべきかを懸命に考えてくれました。大変だったかもしれませんが事業所間の連帯感も生まれ、少しずつですが方向性も見えてきました。これは将来の豊田市の福祉向上に必ずつながるものと確信しています。

今後は、この熱意や意識を継続させることが大変重要なことになると思いますが難しいことでもあります。私たちは、担当者が動きやすい体制を作ることに配慮して取り組んでいきたいと思っています。



§ 6

# 「個別支援会議」の目的と運営方法

むもん生活支援センター 生活支援ワーカー 殿内 勝夫

#### 1. 「個別支援会議」の運営方法

「個別支援会議」は市が招集し、事例提出者(相談支援事業者等)が会議の進行をおこない、利用者の処遇検討、支援内容、関係機関の役割の確認・調整、サービスの種類・内容・量等の検討を行う会議である。

当市では、前述のように、障がい福祉サービスの支給について、原則として新規・継続・変更を問わず全ケースが「サービス検討会議」を経て決定することにしている。しかし、個別的な事情が大きく影響する障がい者の地域生活支援について、すべてを一律にシステム化することにはおのずと限界がある。そこで、「個別支援会議」において検討・確認されたサービス利用計画については、「サービス検討会議」を経ずとも、サービスの支給を可能とすることとしている。

こうして支給決定について一定の裁量権を持つことで、「個別支援会議」が、具体的なサービス支給決定に裏打ちされた実質的な協議の場となっている。その際に、支給決定の妥当性を担保するため、「課題検討部会」のメンバーが1名以上出席することにしている。

「個別支援会議」では、利用者個人の状態のみでなく家族を含めた生活環境、地域特性など、地域生活を営むうえで必要と考えられる事項全般について検討される。サービスの支給決定だけを目的にしているわけではなく、直接サービス利用に結びつかないケースについても、関係者が支援に向けた視点を統一するために、状況と経過を共通に把握できるよう情報が交換される。

「個別支援会議」は支援費時代から開催されており、内容そのものに大きな違いはないが、地域自立支援協議会として取り組むにあたり、その運営方法を変更した。会議の開催は、行政もしくは対応している支援者が必要性を提案し、行政が開催を決定して関係者を招集する。支援費時代には公の会議として位置付けられていなかったため、行政やワーカーの人脈を頼りに参加を頼むしかなかった。しかし、地域自立支援協議会として位置づける際に、所定の書式を以って、正式に関係機関に参加を依頼することに変更した。また、開催したすべての「個別支援会議」の内容と結果を、匿名性を保ちながらも「担当者会議」で報告することに変更した。

こうした手続きにより、「個別支援会議」が公の会議として関係機関に認知されるようになり、参加するメンバーもより主体的に取り組むようになった。たとえば、支援費時代には、会議結果を会議に出席したメンバーと行政だけで共有していたため、同じような事例

があった場合に、前回の会議の内容が参考にされることは少なかった。現在は、検討結果を「担当者会議」で共有できるため、類似事例を検討する際の目安となっているし、支給 決定基準の見直しや、新たなサービス開発の際の判断材料にもなっている。

また、「個別支援会議」の結果を蓄積することで、個別課題から地域課題を発見することにもなる。既存の制度の矛盾や不具合を発見するなかで、これまでは既存のサービスを利用について検討してきた会議が、将来的な支援を視野に入れて、医療や教育、地域生活など直接福祉サービスと関わらない内容にまで広がりを見せている。それに伴い、より広い視点での関係者を会議に招集するようになった。

|         | 支援費                    | 現在  |
|---------|------------------------|---|
|         | 行政、支援者等必要性を感じた<br>者が提案 | 行政、支援者等必要性を感じ<br>た者が所定の様式で開催依頼  |
| 開催手順    |                        | <様式の記載内容><br>状況、開催趣旨、依頼機関   |
|         |                        | ※緊急時には、上記手順を経なくて<br>も、障がい福祉課、社協、課題検討<br>部会メンバーの最低三者で協議を<br>行うことができる。            |
| 会議招集    | <br>  障がい福祉課           | 障がい福祉課  |
| 結果の取り扱い | 会議出席者と支援で関係する事業所のみで共有  | ・会議出席者と支援で関係する事業所で共有<br>・相談支援事業所間で共有(匿名でのケースレポート)<br>・地域課題を検討するための基礎<br>資料として活用 |

図6-1 支援費時代と現在の「個別支援会議」における相違点

| 個  | 밁밁  | 中井  | 至今 | 議調     | 1敷  | <b>大</b> 垂 | 主 |
|----|-----|-----|----|--------|-----|------------|---|
| шы | 71' | X 7 | NT | nav ou | 7.5 | NY WE      |   |

平成 年 月 日

豊田市障がい福祉課長様

下記の内容でケース検討会議の開催を調整してくださるよう依頼します。

記

| 氏  | 名    |     |    | 年 | 齢 | 歳 |
|----|------|-----|----|---|---|---|
| 住  | 所    | 豊田市 | 田工 |   |   |   |
| 状  | 況    |     |    |   |   |   |
| 開作 | 崔趣旨  |     |    |   |   |   |
| 依刺 | 頁機 関 |     |    |   |   |   |
| 時  | 期    |     |    |   |   |   |

| 機関名: |       |
|------|-------|
| 扣当者: | (EII) |

図6-2 個別支援会議調整依頼書

| 個別支援会議ケースレポート  |  |
|--|--|
| 相談支援事業者名:  |  |
| 開催年月日:平成 年 月 旦   |  |
| 依頼者  |  |
| TO DESCRIPTION OF THE PROPERTY |  |
| 事例概要(利用者等の状況)  |  |
|  |  |
| MALL 1 20 00 00 00 00 1  |  |
| 検討した課題・問題点   |  |
|  |  |
|  |  |
| 検討結果   |  |
| 1火17/41不   |  |
|  |  |
|  |  |
| 対応方法   |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| (m. VII. de A. Mir. a VII. desde est   |  |
| 担当者会議での共有事項  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 出席機関   |  |

図6-3 個別支援会議ケースレポート

#### 2. 「個別支援会議」の効果と今後の課題

このように、「個別支援会議」が自立支援協議会の中に位置づけられたことで、それぞれの関係者が持つ情報が共有され、より有効に活かされるようになった。福祉の関係機関だけが情報を共有していた時代から、教育や医療など他の専門機関も含めて情報が共有されるようになり、それぞれの機関が専門性を発揮して解決に向けての課題を明らかにするだけでなく、参加するメンバーが他の機関の専門性や得意分野を理解し、互いに歩み寄ることができるようになった。さらに、専門的な視点だけでなく、生活視点で検討することが可能となった。そして、本人の障がい特性から起こる生活の困難さのみでなく、家族的な背景を含め地域生活の困難さにアプローチする事を可能にした。このことが、「個別支援会議」の最大の効果であるように思う。

しかし、まだいくつも課題は残されている。その1つは、「個別支援会議」が当事者の視 点を担保しているのかという点である。現在は、問題の解決と情報共有を必要と判断した 事例提出者と市が、会議の開催を提案している。当事者からの依頼であるより、開催を必 要と判断した支援側の要望であることが多い。もちろん、当事者と支援者間で問題を確認 したうえで開催依頼されるのであるが、当事者自身が問題解決の手段として開催依頼する ことも望まれるが、まだその段階には至っていない。また、権利擁護に関して、日常生活 自立支援事業担当者が出席しているものの、成年後見人の出席については、必要性を感じ つつも実現していないのが現状である。さらに、当事者の意思をどのように反映するかは、 参加の有無にかかわらず課題として残る。コミュニケーションが困難である当事者の意思 をどう確認すればいいのか、あるいは、一見するとコミュニケーションがとれているよう に見えているが、それは本当に意思が反映された意見であるかなど、当事者の最も近い位 置にいるワーカーとして、自問自答することも多い。生活視点での検討が行われるように なっただけで満足してはいけない。課題解決のプロセスに当事者が関わることは、本人に とっては社会生活力の向上に結び付くし、支援者にとっても当事者の視点を学び理解する 絶好の機会にもなる。「個別支援会議」の持つ可能性はまだまだ大きいのではないかと思う。 サービスの内容や量的な検討は、後述する「サービス検討会議」が主にその役割を担っ ている。「サービス検討会議」では、新規・継続・変更の全ケースを調査員の報告を元に検 討している。検討内容は、支給サービスの量的な検討にとどまらず、生活環境や地域特性 そして相談支援の必要性の有無までも検討されている。その点からすると、豊田市で行わ れている「サービス検討会議」は、他地域で言うところの「個別支援会議」の一部も担っ ている。だからこそ、豊田市では、「個別支援会議」の独自性を生かし、福祉サービスの検 討にとどまらず生活そのものを検討していきたいと考えている。今後、これらの特徴を活 かしながらより良いものへとするためには、集約された個別課題とそこから導かれた地域 課題を、地域特性を反映した福祉サービスの構築へと活かし、個へフィードバックするシ ステムが機能する事が重要であると考えられる。

# 自立支援協議会の感想と抱負

豊田市社会福祉協議会 地域福祉サービスセンター所長 長嶋 鋭治

豊田市地域自立支援協議会が、「地域の関係者がネットワークを構築し、地域のニーズ、地域の課題を定期的に話し合って解決を図るための機関」として発足し、はや1年が過ぎた。この間に数多くの会議が持たれ、打合せが行われてきた。

担当者の並々ならぬ苦労を目の当たりにし、自己決定力の弱い障がい者に対する的確な状況把握・ニーズ把握によるマネジメントの重要性と障がい特性等による相談支援の困難さ、サービス提供量の不足による受給調整の困難さを再認識するとともに、生活支援ネットワーク構築の第一歩が大きく動き出したと感じる。

個人で支援することの限界と、チームで対応するメリットを知り、臨機応変に対応できる柔軟性を持った組織の運営が必要との認識は全関係者の共通するところであり、各相談支援事業者がそれぞれの専門性をさらに伸ばすことはもちろんであるが、ニーズに対しタイムリーでスムーズな対応ができるよう、情報の共有、他機関との協働に向けて、さらに連携を強化することが必要であると考える。

障がい者の自立支援を進めるにあたっては、就労や生活上の諸課題の解決に向けて、 行政と相談支援事業者、関係機関等が協働して、会の目的である「障がいのある人が 普通に暮らせる地域づくり」を進めることが重要であり、そのためには相談支援体制 の充実と関係機関の連携強化が、この会の最大の目標であると捉え、豊田市の障がい 者支援の中心的な存在として、大きくはばたくことを期待する。



## § 7

# 「サービス検討会議」の目的と運営方法 ワーカーからみた「サービス検討会議」の変遷

生活支援センターひかりの丘 相談支援員 小西 浩文

このセクションでは、豊田市の独自の取り組みである「サービス検討会議」について、 改めて紹介してみたい。筆者は、生活支援ワーカーとして、「サービス検討会議」の設置時 から現在に至るまで継続的に関わってきた。その立場から、この会議への期待と運営上の 課題を整理してみたい。

#### 1.「サービス検討会議」のはじまり

豊田市では平成15年4月より相談支援事業者のネットワークである「生活支援ネットワーク」を設置し、3 障がい一元化し、専門性の垣根を越えて情報の共有化を目指す動きがいち早く始まっていた。しかし時代が早すぎたのか、そのネットワークは定期的な集まりをしているものの形としては成果を出すには至らなかった。そのネットワークの形成と並行して始まったのが「サービス検討会議」だった。

この頃、私は居宅介護事業所のサービス提供責任者を経て生活支援ワーカーの仕事に就いたばかりで、何をしたらよいのか、生活支援とは何なのかが全くわからないでいた時期だった。利用者の生活上の相談を受け、福祉サービスのプランを組んで行政に掛け合い、受給時間をもぎ取ってくる存在でしかなかったような気がする。

当時、「サービス検討会議」は月に2回行われており、そのうちの1回に出席していた。 会議の方法や進め方は現在とあまり変わりないが、違っていたのは障がい福祉課が会議を 主催していたということ。事前の調査、会議の司会や課題抽出に至るまで行政主導で運営 されていた。

メンバーはネットワーク事業所でほぼ構成されており、私とは違う分野の方々も多かった。自分の事業所のことしか知らない私にとっては、福祉の仕事に新鮮さを感じる会議であった。参加当初は関係している利用者(この当時も匿名で行われてた)のことしか興味がなかったが、会を重ねるうちに、豊田市内には自分が知らないさまざまなケースがあり、困っている人たちがこれほどいることに気づかされ、面食らった印象が強い。サービス量には基準が設けてあり、公平中立の概念をたたきこまれ、生活支援の必要性に気づかされる時間であった。

しかし、調査における利用者の主張がその会議に届ききっていないという憤りも感じた。 抽出されてくるケースは、支給決定基準を上回るケースか、支援度の高いケースに限定されており、それ以外のケースについても、調査で利用者の主張をもっと聞いて、公にすることが大事ではないかと感じ始めていた。

この会議は平成18年にはいったん休止をしている。会議の必要性がなくなったわけではなく、自立支援法への移行に伴う認定調査や審査会といった諸会議が優先され、「サービス検討会議」に時間を割くことが困難になっていた。しかし利用者の悲鳴はなくなるどころか、ますます大きくなっていた。この悲鳴を行政に届けることが自分の仕事だろう、この叫びを市民に理解してもらわないといけないと痛感した時期であった。

#### 2.「サービス検討会議」の復活 ― 自立支援協議会のうぶ声

平成18年には、自立支援協議会の準備会が、生活支援ネットワークを中心に立ち上げられた。この準備会では、障がいがある人の暮らしをよりよくしていくための福祉のシステムづくりと、社会との協調理解をテーマとして話されていた。相談支援の重要性が自立支援法によって位置づけられたこともあり、この頃には、生活支援ネットワークの存在がより重要なものとして、行政や関係者に認知されるようになってきた。今振り返ってみると、豊田市がいち早く自立支援協議会の設計に乗り出せたのは、このネットワークがすでに存在していたからであろう。

当時はすでにケース会議が行われるようになっていたが、支援度の高いケースを話し合うことにとどまり、よりよい暮らしであるとか、暮らしの中での不具合については、障がい福祉サービス頼りで、それが届かない場合はあきらめていたのが現状であった。自立支援協議会が設置されれば、困っていることを表に出し、協議してもらうことが可能になるのではないか。そんな期待を少なからず感じていた時期でもあった。

そんななかで「サービス検討会議」の復活についても議論されるようになった。やはり 一人ひとりのニーズを拾っていく作業が必要ではないか、また会議を行うことで将来を担 う福祉の人材育成にもつながるという意見が出始め、自立支援協議会の発足を待たず、平 成19年4月から復活させることになった。

過去の反省も踏まえ、自立支援協議会の本来の趣旨を意識し、行政主導型ではなく、相談支援事業者を中心に運営するという方針が確認され、相談支援従事者・障がい福祉課(自立支援担当・調査員)が中心となってすすめていくことになった。「サービス検討会議」を再編するにあたり、これまで足りなかったと考えられる部分を、重点的に取り組んでいくことを決めた。具体的には次の4点である。

- ① 1年間を通じて、全ケースのサービス内容が適切かどうかを見直すこと。
- ② サービス量が支給決定基準を上回るケースについては、その根拠を確認すること。
- ③ 支援が必要だと思われるケースについては、支援ワーカー及びサービス提供事業者 によるアプローチを考えること。
- ④ 過去のサービス検討会議で扱われていなかった、精神障がい者のサービスについて

検討すること。

こうして復活した「サービス検討会議」であったが、運用段階では様々な課題が表面化した。その 1 つは、時間的な制約とそれに伴う負担感である。件数が膨大なため、全ケースを見直していくには多くの時間を必要とした。丁寧に検討していこうとすると、1 ケースごとに調査の状況を調査員から聞きとることも必要となる。抽出するケースについては、1回の調査情報だけで判断するのではなく、過去の経過も確認する必要が生じる。サービス量が基準より上回って支給されているケースについては、次回以降の検討の際にその目安がつくように、根拠を明文化する作業もでてきた。

「サービス検討会議」当日にこれだけの作業をしようとすると多大な時間を要し、運営することができないと判断し、事務局として障がい福祉課と当時の主要相談支援事業者が事前の準備をすることにした。月2回、「サービス検討会議」の開催されない週に、「抽出会議」として事務局が集まり、平均10~15件程度を抽出し「サービス検討会議」に諮ることにした。

当時は、「サービス検討会議」を月2回開催し、2合議体で運営をしていた。委託相談支援事業者(筆者を含む)がそれぞれの合議体長となり、他の相談支援事業者と市内の主要なサービス提供事業者で構成された。しかし、相談支援事業者とサービス提供事業者、あるいは委託相談支援事業者とその他の相談支援事業者という立場の違いから、参加するメンバー間での温度差は、これまでの会議と同様に消えることはなかった。

もう 1 つの課題は、専門性の垣根である。とりわけ精神障がいという未知なる分野との 溝は想像以上に深く、歴史、考え方、システムの違い等々に互いに戸惑い、歩み寄ること は容易なことではなかった。

それでも、自立支援協議会が正式に発足する11月までには、これらの課題を何とか克服しようと、事務局を中心に各機関と話し合いをもっていった。そして、平成19年11月、やっと豊田市地域自立支援協議会が立ち上がり、「サービス検討会議」は自立支援協議会の正式な会議として位置けられた。「個別支援会議」と連動して個別の課題を掘り起こし、\$2のとおり、ボトムアップのための重要なシステムとして、その役割を担うことになった。

#### 3. 自立支援協議会としての「サービス検討会議」の苦悩

平成 19 年 11 月からの「サービス検討会議」は、翌年 3 月まで、その形をほぼ変えず運営をされた。

会議を進めていくうちに、参加するメンバーも少しずつ発言する機会が増え、課題の共 有化が進んでいくようになった。障がい福祉サービスの内容や基準を見つめ直し、少しで も利用者のニーズに応えられるような変革が必要ではないか、といった積極的な発言も出 されるようになってきた。相談支援事業者だけでなく、サービス提供事業者も、それぞれ の立場で現状を報告してくれるようになり、会議自体は活気づくようになってきた。

しかし問題や課題は山積しており、あふれんばかりの利用者のニーズをボトムアップする方法が確立できないといういらだちを感じていた。まずは、「個別支援会議」を開催して、

少しずつでも消化していくしかなかった。その中で、これまでの「サービス検討会議」や 「個別支援会議」で集約された課題について、次年度には少しでも解決できないかと、「課 題検討部会」で話し合いをすすめていった。

運用上の課題として挙がってきたのは、主には次の2点である。

- ① 委託相談支援事業者とその他の相談支援事業者という立場の違いがあるため、介入が必要なケースが浮上しても、それを他の相談支援事業者に指示しきれず、結局、委託相談支援事業者が動くことになってしまう。その結果、介入ケースを抽出すればするほど、課題検討部会メンバーの負担が大きくなるという事態を招いている。
- ② 歴史的な背景が違う精神障がい分野は、福祉サービスの利用方法が他の障がいと異なっており、担当部署との協調と現状の把握が困難な状況にある。

①については、「担当者会議」で取り上げて、その不具合をワーカー全員で共有するとともに、行政に対して相談支援体制の整備を求めていった。その結果、平成 20 年度になり、相談支援事業の委託の形式が変更され、どの事業所もほぼ同等の位置づけとなった。また、②については、まずはメンバー全員が精神障がいについての理解を深めていくことが必要だと考え、精神障がいのケースについては、全件を検討の対象とし、状況を把握することにした。平成 20 年度もこの取り組みを引き続き継続することと、精神障がい分野の支援ワーカーが、知的・身体障がい分野のワーカーと調査などの場面で共働できる体制をとった。

こうした状況を受け、平成 20 年度は「サービス検討会議」についても体制を変更した。 合議体を 2 つから 3 つに増やし、合議体長にはこれまで課題検討部会を担ってきたワーカ ーではなく、新たに委託相談支援事業者となったワーカーが 2 人 1 組で担当するように配 置した。課題検討部会には新たなメンバーを加え、合議体を支えるという位置付けに変更 し、運営を直接担うのではなく、調整役という立場で参加することにした。また、合議体 参加者の枠を拡大し、サービス提供事業者を加えることで、より広い視野での検討が行わ れることと、人材育成についても効果が出るよう配慮した。

### 4. 新たな「サービス検討会議」の設計 ― その効果と課題

#### 1. 「サービス検討会議」の仕組み

こうして徐々に変遷を遂げてきた「サービス検討会議」だが、このセクションのまとめ として、現段階の仕組みを紹介し、期待される効果と今後の課題について触れてみたい。

「サービス検討会議」は3つの合議体に分かれて、月3回開催される。合議体のメンバーは、「担当者会議」のメンバー以外に、居宅サービス事業所担当者、入所通所施設担当者、調査員、行政の担当職員(障がい福祉課、地域保健課)で構成される。「担当者会議」のメンバーである相談支援事業者は相談支援の委託業務として参加し、他のサービス提供事業者は対価報酬で参加する。

「サービス検討会議」では、当該月に利用申請のあった全ケースを 3 合議体に分けて、それぞれの支給決定の妥当性について協議する。ただし1合議体あたり 50~70 ケースと膨大であるため、全てのケースについて協議することはできない。そこで、まずは、基準に照らしてより多くのサービス量が必要となるなど個別的な検討が必要なケースや、相談支援の必要性が高く個別支援が必要なケースを、当日協議するケースとして事前に抽出する。それが「抽出会議」である。

「抽出会議」は、合議体長・「課題検討部会」メンバー・障がい福祉課で構成され、月3回開催される。全ケースについて、調査員より調査状況の報告を受け、「サービス検討会議」として検討するケースを抽出する。抽出対象は、サービスの支給決定基準を上回っているケースや、支援度の高いケース等々の相談支援ワーカーの介入が望ましいと判断したケースが中心で、これまでの状況を踏まえて抽出する。精神障がい分野のケースについては、情報共有のために全ケースを抽出している。

「サービス検討会議」は、抽出会議のメンバーに市内主要サービス事業所を加えたメンバーで構成される。メンバーには事前に勘案事項が配布されるので、事前作業としてそれを読み込んで、会議に臨むことになっている。

会議では、抽出されたケースを中心に、サービス量の検討を行う。そのなかで、これまで 相談支援事業者が把握できなかった支援度の高いケースやニーズを発見することも多々あ り、それに対応する社会資源の創造について議論することもある。早急な対応が求められ るケースについては、その場でワーカーを選出することもあるし、緊急的にその場で「個 別支援会議」を開催することもある。

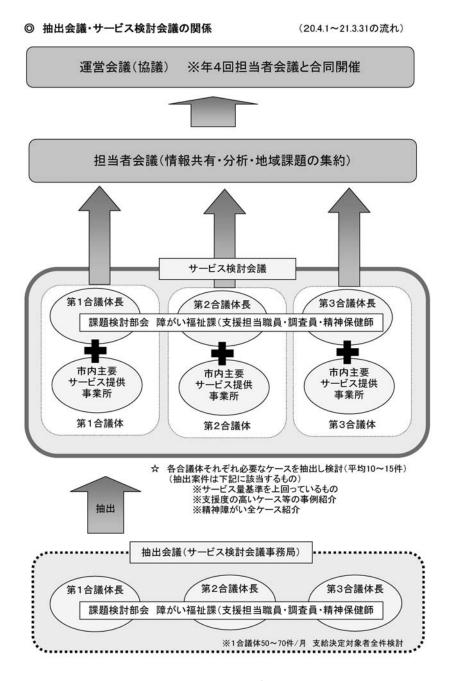


図 7-1 抽出会議・サービス検討会議の関係

#### 2. 「サービス検討会議」の到達点

こうして再編した「サービス検討会議」について、ワーカーの立場から期待する効果と その到達点について整理してみたい。

- ① 「サービス検討会議」に参加する相談支援事業者が、所属機関から中立的に「担当者会議」に参加する条件が整ったため、ボトムアップがしやすくなった。
- ② 開催回数を月2回から月3回に変更したことにより、1回あたりの検討件数が減少し、会議に要する時間が短縮したため、参加メンバーの負担感が軽減された。
- ③ 調整役という課題検討部会の役割が明確化したため、「サービス検討会議」の結果から 継続的に支援が必要だと判断したケースについて、ワーカーを配置しやすくなった。
- ④ 「サービス検討会議」でのニーズの量的な把握だけでなく、抽出段階で「個別支援会議」 の必要が発見されたケースについて、迅速に会議を開き、利用者の「困り感」を軽減す ることができるようになった。
- ⑤ 多くのケースを同時に検討することで、障がい者とその家族のニーズが浮き彫りになり、 量的な把握も可能になるため、サービスの拡充や開発に向けて、課題を発信できるよう になった。
- ⑥ サービス提供事業者が参加することで、既存サービスについてもより利用しやすい形へと変化させていくための提言が可能になり、福祉サービス全体がより一層発展することに寄与できる。
- ⑦ 支給決定について、障がい福祉課だけでなく、より多くのメンバーで検討できることで、 利用者の状況に合わせた必要なサービスの内容と量が支給できるようになった。また、 このことにより、市民にも理解されやすい状態を作り上げることができた。

最後に、ワーカーという立場から、現在の相談支援体制の課題について 1 点を指摘しておきたい。それは、いまだ相談支援につながることのない、潜在的な利用者の存在である。調査・検討の段階で、何らかの支援が必要であろうとワーカーが判断するケースであっても、本人及びその家族がその必要性を感じず、結果としてワーカーが介入できずにいるケースが、何例も存在している。毎年の調査で、いつも同じ状況で苦しまれていることが把握されるにもかかわらず、そのままになっている現状をどのように理解をしていけばいいのか。またサービス検討会議の対象者は障がい福祉サービスの利用希望者のみで受給をしていない方に関しては調査も入らず当然検討もされていない。把握できていない部分も依然残ったままの状況である。今後、自立支援協議会として取り組んでいかなければならない大きな課題であろう。

# 自立支援協議会の感想と抱負

豊田市青少年相談センター(パルクとよた) 鈴木直樹

本年度より、学校教育課の特別支援教育担当として、参加させていただいております。小・中学校では、平成19年4月に、文部科学省初等中等教育局長より、「特別支援教育の推進について(局長通知)」が出され、本格的に特別支援教育が始まりました。 豊田市も、この通知の趣旨を踏まえ、体制の整備に取組んできました。特別支援教

豊田市も、この通知の趣旨を踏まえ、体制の整備に取組んできました。特別支援教育に関する校内委員会の設置、コーディネーターの指名、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成、特別支援学校や関係機関との連携と、一定の成果を見ることができました。また、平成19年8月に発足した「豊田市特別支援教育連携協議会」も2年目を迎え、小・中学校の実態を把握し、以前にも増して多くのみなさんに学校支援をしていただいています。今後も皆さまのお力添えをいただきながら、市内の学校及び関係機関が連携して小・中学校の特別支援教育を推進していきたいと思います。

また、多くの関係機関に豊田市自立支援協議会と豊田市特別支援教育連携協議会の両方の委員をしていただき、活動を通して一層の理解が図られ、小・中学校にとりましても大変心強く、日ごろの生活支援や卒業後の支援がますます充実していくことを実感しています。

今後も、自立支援協議会と連携協議会がともに協力し合えるようその橋渡しとして、 また、就学から就労までを見通して、豊田市の特別な支援を必要とする多くの市民の 皆さんのために微力ではありますががんばっていきたいと思います。

### 自立支援協議会への感想

障がい者相談員 伊藤 祥子

30年前、娘が重い障がいをもって生れてきたとき、どうやって自分たちの生活を組み立てていくか真剣に考えました。生後1年を過ぎてから週1回5時間のヘルパー派遣(あの頃は家庭奉仕員という名でした)を頼み、ささやかな母親の自由時間を確保、ここから我が家の福祉との関わりは始まりました。小学3年で三好養護学校の通学生となるまでの6年間、ヘルパーさんは娘の第二の母、私の大切なパートナーでした。その後は春、夏休みに少しずつ利用し、それはそれでたいへん助けられたのですが、時間や使い方に制限が多く、生活のいろいろなシーンで「重心の子を抱えていたら絶対にできない」とあきらめていることも多かったのです。10年くらい前に「生活支援」という考え方を知り、「これだ!!」と、すぐに仲間で豊田市内に重心の生活支援の拠点作りをはじめました。吹けば飛ぶようなNPOですが、働いてくれる人たちの熱意だけに支えられて、それでも人生が一変するほどの自由を7年前、親子ともに手に入れました。「親子それぞれの自由」ということは大事なポイントです。重心の子と親は密着度が高く、親は「私でなければ」と覚悟しているのですが、その思い込みが子どもの自由な人生を奪っている面もあるからです。

障がい者自立支援法ができ、豊田市自立支援協議会が立ちあがったとき、生活支援のシステムはどんどん進化し充実してくるものと期待しました。一年間関係の方々の働きをみていて、豊田の福祉を担う若いひとたちが横につながりを持ち、ともに考えていく仕組みが着々とできつつあることを実感することができ、とてもとてもうれしかったです。賃金や支援の工夫が問われる就労問題、福祉の現場で働く人たちの待遇の改善等、課題はたくさんありますが、ひとつずつ着実に、自立支援協議会のなかから解決されていくだろうと期待します。そして私たちの切なる願い「重心のケアホームで過不足ない支援が得られる暮らし」が実現されることを確信しています。



§ 8

# 「専門部会」の目的と方法 「就労支援部会」を具体例として

障がい者総合支援センター 支援員 市川 繁夫

#### 1.「専門部会」の構想

豊田市地域自立支援協議会の専門部会は、立ち上げ時は「課題検討部会」という一つの部会しか存在しなかった。これは、自立支援協議会の体制が確立していない段階から、形だけの専門部会を作っても、専門部会本来の役割が担えなくなり、形骸化してしまう可能性があったため、検討する課題がしっかりと整理された段階で必要に応じて部会を設置していくことにしたためである。

平成21年度から新たに「就労支援部会」を立ち上げるにあたり、約半年間、「専門部会」の役割について議論してきた。豊田市として重視したのは、個別支援会議やプロジェクトなどから上がってきた課題を整理し、専門的な分野の解決策を検討するため、情報集約や必要な事業・プロジェクトの企画・立案・進行管理、関係機関の調整を行う機能である。会議を行うだけの形骸化した部会にしないために、部会自体に事務局的な機能を持たせ、管理し、会議体を効果的に機能させる役割を持たせた。こうすることで必要な課題を整理することができ、議論が活発化し、形骸化する状況を防げると考えたからである。

部会メンバーは、人数が多すぎると議論がまとまりにくくなる為、部会ごとに数人に絞って、密に連携し意思疎通ができる環境を作るようにした。そのうえで、固定化されたメンバーだけで考えが凝り固まらないようにするために、必要に応じてアドバイザーとして他のメンバーを招集できる体制を作れるようにした。

#### 2.「就労支援部会」の設置に至るプロセス

先に紹介した「専門部会」の構想は、実際には「就労支援部会」の設置を検討するなかで精緻化されていった。ここでは、設置に至るプロセスを紹介しながら、これから取り組む「専門部会」の目的と方法について検討してみたい。

最初の「専門部会」として、豊田市が設置を検討したのが「就労支援部会」であった。 平成20年度に豊田市では、就労支援を強化するために「障がい者工賃水準向上事業」をコ ンサルタントに委託し、就労支援に関する調査およびモデル事業案を作成する方針を打ち 出した。そのことと関連して豊田市は、地域自立支援協議会に「就労支援部会」の設置を 要請した。

それを受けて、就労支援部会の設置について「課題検討部会」で検討した。就労支援とりわけ一般就労への支援は、従来の福祉関係者以外との連携も重要であり、かつ専門的・集中的な議論が必要となるため、専門部会を設置したほうが良いという意見になり、部会を立ち上げる前に扱う課題と部会の機能を整理するために、担当者会議のメンバー数人を中心に「就労支援部会設立準備会」を立ちあげた。

ところが、設立準備会のほとんどのメンバーが、就労支援のケースに実際に携わったことがなく、就労支援について熟知していない現状が見られた。そこで、就労支援に関する制度の学習と豊田市の就労支援の現状を理解することから着手した。まずは、「障がい者就労・生活支援センター」(就労支援を専門的に行う市独自の機関)の情報を共有することから始めた。また、支援者が、機関を活用し支援が展開できるようにということと、メンバー自身の学習の機会にすることも兼ねて、就労支援機関の一覧表についてまとめを行い、豊田市版の支援機関一覧表(案)を作成した。

こうした話し合いを進めていく中で、就労支援は、他機関との連携事例はごく一部で、 その多くはそれぞれの機関が独自に行っており、市全体としてシステム化されていない現 状がわかった。また就労支援といっても、メンバーそれぞれの思い描く支援方法がまちま ちで、就労という概念すら共通認識されていない状況も明らかになった。制度や支援機関 の機能について、ワーカー自身が理解していない現状があり、既存の資源をうまく活用で きていない状況が浮き彫りになった。

そこで、その後の準備会では、就労とはいったいどういう概念なのか、軸となる考え方を話し合い、共通認識を図ることに多くの時間をかけた。こうした議論の中で、一般就労 (企業に雇用されること) だけをゴールとするのではなく、働くことで自立を促したり、生きがいを見つけたりすることが大切であるということ。障がいの重い人を含め、誰にでも働く意義はあり、就労支援は生活を支える大切な支援であるという考えで、メンバーが一致した。

「就労支援部会」の構想について、図8-1に示している。就労支援の目的は、あくまで個別の課題を取り扱うのではなく、個別の課題から出てきた共通する課題や、その解決に向けたシステム化について議論することである。ただし、そのためには、単に仕組みを作るだけでなく、そこに関わる支援者(専門職だけでなく、企業や住民を含む)のスキルアップをも視野に入れる必要がある。そのために、「就労支援部会」の役割を3つ設定した。第1に、個別の就労支援から見えてきた課題について、情報を収集・整理すること。そして、その解決の仕組みをメンバーだけで検討するのではなく、それを「運営会議」や地域に提案し、情報を発信すること。第2に、就労支援に関わるワーカー自らが、共通する理念を持つこと。そして、特定の事業所だけが一人勝ちする状況をよしとするのではなく、相互に学びあうような関係を築くこと。そして、それらを踏まえ、第3に、就労支援に必要な事業やプロジェクトを企画・立案するとともに、それを遂行するための進行管理や調整を行うことである。

就労支援をめぐっては、利用者のスキルアップ、施設職員の就労に向けての意識向上、 施設外授産など、事業所外で行う訓練機会の拡大、企業の障がい者理解、企業側の福祉サ ービス事業所の理解促進、ハローワーク・養護学校等との連携強化といった課題が山積している。平成20年度に行った「障がい者工賃水準向上事業」でも多くの課題が指摘されている。まず何から着手すればよいのか、どのように手順で進めるのがよいのかといった部会の具体的な運営について、準備会として明確にすることはできなかった。それらは、実際に部会を立ち上げ、運用するなかで、あらためて協議してきたいと考えている。

#### 3. 専門部会設置に向けて

就労支援の設立準備会を設置した当初は、各メンバーの思いも統一できていない状況で、 部会として何を行っていけばよいかが見えなくなったこともあったが、準備会としての協 議に時間を割くことで、少しずつではあるが、メンバー間で共通認識が図れていった。

就労支援部会設立準備会をきっかけに、「担当者会議」の中でも、就労支援に関して話をする機会が増え、メンバー同士の支援の考え方、就労支援の方法、お互いの仕事の仕方などについて日常的に話し合えるようになった。専門部会の設置の前に、お互いの信頼関係が築け、理解し合える関係が築けたことは、これからの部会運営に役立てられる何よりもよい収穫であった。この経験を踏まえ、最後に専門部会の設置に向けての留意点を整理してみたい。

豊田市地域自立支援協議会では、「個人に帰属する課題については課題検討部会で協議する」という大前提がある。専門部会は、個別事例の解決策についての議論や、情報共有だけで終わらせてはならない。各個別の事例から見えてきた地域課題を整理すること、それを解決する支援システムを構築することについて議論する場だということを意識しながら、「就労支援部会」の役割や目的、運営方法を検討してきた。

そのなかで、専門部会が開発機能を発揮するためには、関係者が自らの不都合や権利を 主張しあうだけでなく、地域の実情を客観的に把握し、地域課題として専門性を超えて共 有することが大切であること。また、単に新たな資源の開発を提言するだけではなく、資 源の一端を担う自らの改善を含めた議論が活発化することが大切であることを学んだ。

専門部会は、課題ごとに地域の中核的なメンバーが集まり、地域の実情や地域が抱える 課題に応じて設置するものである。課題の緊急性によっては、定期的に開催するだけでな く、集中的に不定期に開催することもありえるし、必要に応じて追加や統廃合を行ってい く必要もある。しかし、部会の必要性や課題の設定について、関係者の認識が必ずしも一 致していないことも事実である。まずは、それを十分に議論したうえで、慎重に設置する ことが大切ではないかということを、今回の「就労支援部会設立準備会」で学んだ気がす る。

設立準備会を通して培ったノウハウを今後も生かし、部会が立ち上げ後も形骸化しない、 機能する専門部会を作っていきたいと思う。

# 就労支援部会の構想

#### 就労支援部会の目的

障がいのある人の働きたいという思い を支える仕組みを考える

就労支援に携わる支援者のスキルアッ プを図る

- ※ 事業化が必要な事柄については、平成 22 年 夏ごろまでに整理・検討し、運営会議に提案 する
- ※ 部会メンバーは、運営会議メンバー数名を加 え、担当者会議メンバー5~7名で構成する。 その他、必要に応じてメンバーを招集してい < .
- ※ 部会の開催については、月に1回以上の開催 とする

#### 就労支援部会の3つの役割

① 個別の就労支援に共通する課題を整 理し、その解決の仕組みを検討・提 案する

② 就労支援に関わる人が共通する理念 のもと、相互に学び合う関係を築く

③ 就労支援に必要な事業、プロジェク トを企画、立案するとともに、その 遂行のための進行管理や調整を行う

#### 平成21年度に取り組む内容

- ▶ 現在就労している人あるいは就労を希望している人と面談して、そ の経緯と現状の課題を整理する
- ▶ 就労支援(就労継続支援、就労移行支援等)を実施している各事業 所がその取り組みと課題を報告する機会を設ける
- ▶ 就労支援に関わる機関に部会メンバーとして加わってもらうこと で、相互に情報を共有する
- ▶ 企業の障がい者雇用への関心や雇用のための条件について状況を 聞き取る
- ▶ 実際に障がい者雇用をしている企業に訪問し、雇用の現状と課題に ついて聞き取る
- 「就労・生活支援センター」のワーカーに部会メンバーが同行する
- ▶ 就労支援に関わるケースを、就労・生活支援センターと共働して支援 を継続する
- ▶ 就労支援を実施している事業所に、他の事業所のワーカーが研修する

※ 上記の取り組みを踏まえ、今後検討する

# 自立支援協議会に対する感想と抱負

トヨタループス株式会社 常務取締役 有村秀一

私は平成20年8月よりこの協議会に参加させて頂いたのですが、初回の8月はこの協議会の概略がなんとなく理解出来た程度で、11月はシンポジウムの為協議会としては無く、久々に先月皆様にお会いしたのが実質2回目の協議会でした。

よってまだ振り返りを行うほど何もお役に立っておらず困惑した次第です。

そこで、トヨタループスが協議会に参加させて頂いた経緯や、トヨタループス自身 の事について述べさせて頂きたいと思います。

平成20年6月に豊田市障がい福祉課の岡本課長様がお見えになり、豊田市自立支援協議会へ雇用側として是非参加頂きたいとご依頼を受けました。

当時トヨタループスは5月に法人登記を行い採用活動を始めたばかりでして、まだ何も分からない我々ではお役に立てる事が無いのではと、一旦はお断りをしたのですが、ご熱心に是非とも参加をと口説かれまして、参加させて頂く事になりました。

さて、トヨタループスですが現時点でも未だ営業開始しておらず、相変わらず準備 段階ですが、まもなく(4月1日)よりトヨタ自動車㈱より社内印刷と社内郵便をア ウトソーシングする形で開業いたします。

今後は障がいの有る方の雇用主として、彼ら・彼女らの自立に対しての課題など具体的な情報発信等出来るかと思います。それ以上に色々皆様に御教授・ご支援頂く事の方が多いかと思いますので今後ともよろしくお願い致します。

なお、トヨタループス開業準備に関して当協議会副会長の阪田様には様々なご支援 を頂きました事、この場をお借りし御礼申し上げます。

# 自立支援協議会に対する感想と抱負

大豊工業株式会社 総務部主査 安藤公夫

平成 20 年 8 月より、豊田市地域自立支援協議会の雇用関係機関委員として、参画させていただいております。地元で、お仕事をさせていただいております企業の一員として、協議会での役割が果せますよう、一所懸命務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

さて、委員となりまして、3ヶ月後の平成20年11月29日(土)に、一周年記念のシンポジウムが開催されました。私共から、パネリストとして3名出させていただき、大変貴重な経験をさせていただきましたこと、感謝致しております。

とりわけ、障がい者就業当事者として、社員の三浦英之さんが、自らの思いや夢を 自分の言葉で語ってくれ、その役割を立派に果してくれました。このことは、三浦さ んと同様の障がいを持つ、当社で働く仲間に、大いにパワーを与えてくれましたし、 当日、会場にお集りいただいた多くの方々にも、何かしら感じ取っていただけるもの があったのではないかと、考えております。

シンポジウムで、印象的であったことは、パネリストのお一人が発言されていた「人間としての幸せとは」ということであります。すなわち、「人に愛される」「人に褒められる」「人のお役に立てる」「人に必要とされる」、この4つが成り立つことが、人間としての幸せなのだということでありました。この4つを同時に成り立たせる場は、「多くの仲間といっしょに働くこと」であり、それによって感じ取れるものではないでしょうか。

これからも、企業として、社員のボランティアなどを通じて、「施設と会社」、「利用者の方々と社員」との良好な関係づくりに努めると共に、就業体験の機会の提供など、自立支援に対し、今まで以上に積極的に取り組んで参りますので、よろしくお願い致します。



### § 9

# 「担当者会議」の新たな取り組みと今後の課題

こども発達センター 相談員 谷澤 雄樹

このセクションでは、自立支援協議会のエンジン部分に当たる「担当者会議」について紹介する。豊田市の場合、「担当者会議」は、総論でも述べたように標準モデルとは違い、ワーカーのみで構成される(圏域アドバイザー、学識経験者含む)会議である。筆者はワーカーとして「担当者会議」のメンバーであるとともに、「課題検討部会」のメンバーでもあり、双方の機能の違いや各構成メンバーのギャップについて考えることが多かった。その立場から、この会議の取り組みや今後の課題について整理してみたい。

#### 1.「調査研究プロジェクト」のはじまり

自立支援協議会が動き出し、月1回という頻度で「担当者会議」を開催してきた。この会議では「個別支援会議」「サービス検討会議」で個別のニーズや課題を集約することで見えてきた地域課題について協議したり、運営会議の議題の整理などを行ってきた。会議を重ねるたびに協議する課題は増え、解決策は見出せないままで、参加するワーカーも何のために協議をしているのかが見えなくなりつつあった。このような「担当者会議」の課題を解決するためにどうしたらよいかを「課題検討部会」で協議し、「調査研究プロジェクト」を立ち上げることとした。これは社会資源の活用・改善・開発というワーカーの専門性を活かし解決策を具体的に考えていくプロジェクトで、「担当者会議」のメンバーを中心に構成される作業グループである。このプロジェクトは協議会の正式な組織ではなく、「課題検討部会」の呼びかけでメンバーを集い、ワーカーの自発的な活動として作業を進めた。

手始めに「担当者会議」のメンバー全員を3つのグループの分け、3つのプロジェクトを立ち上げた。地域生活支援事業の見直しとして「移動支援事業に関する事項」「日中一時支援に関する事項」と就労支援部会の立上げに向けた検討である。作業グループで検討した内容は、各グループに所属する「課題検討部会」メンバーが持ち寄るかたちでとりまとめを行い、その進捗状況について「担当者会議」で報告することで、情報共有をできるようにした。

就労支援部会の立上げに関しては§8で紹介しているため、ここでは、他の2つのプロジェクトの進捗状況について簡単に紹介しておきたい。

移動支援事業に関しては、地域生活支援事業のなかでも最も利用者が多く、利用の内容・理由についても個人差が大きいため、支給決定に一定の基準を求める声が高い。そこで移動支援事業に関する現行の支給決定基準(Q&A)の見直しを行うこととした。具体的に

は、これまで「サービス検討会議」で扱われた内容のうち、検討内容に普遍性が高く、基準を見直したほうがよいと思われる問題を抽出し、見直しの根拠と方向性について整理してきた。協議した結果は、市障がい福祉課に報告・協議し、支給決定基準(Q&A)として取りまとめた。

日中一時支援に関しては、豊田市では、自立支援法導入の際に、従前の市単独事業と国の示す地域生活支援事業(地域活動支援センター、日中一時支援)との整合性を十分に整理されないままに、従前の事業体系を継承している。その結果、同様のサービスであっても報酬体系や単価に格差が大きく、事業所の設置基準も異なっていた。そのため利用者・事業所双方にとって戸惑いが大きく、結果としてサービスを提供する事業所が不足するという事態が生じている。そこで従前の事業と地域活動支援センターとの制度設計を整理することで両者の整合性を整理するとともに、利用者へのアンケート調査を行いどのようなニーズがあるかを把握するようにした。

調査研究プロジェクトはあくまで非公式の取り組みであるため、ワーカーが自発的に運用できることが最大の特徴である。これまでワーカーが個別の相談ケースをマネジメントするなかで、現状の社会資源を最大限活用しても解決策の見出せない課題がいくつもあった。不足している社会資源を開発することが、こうした個別のニーズや課題を解決することにつながるという思いを行動にしたものである。ワーカーの経験則を持ち寄るだけでなく、それを実証するために実績のデータ分析、先駆的な自治体の調査などを踏まえて取りまとめている。こうした取り組みを振り返ってみると、ワーカーの自己啓発につながったとともに、新たなメンバーを加えていくことで、新人教育の場にもなったと考えている。このように実践に即した課題を検討していくというスタイルは、人材育成や相談支援の質的な向上につながり効果的であったと思う。

#### 2. 自主勉強会のスタート - 一相談支援の理念や役割の共有のために

「自主勉強会」は、「担当者会議」のメンバーが所属する事業所のワーカーを対象として月 1 回開催をしている。この「自主勉強会」もワーカーの自発的な動きからスタートしたものである。自立支援協議会が設置され、ワーカーが顔を合わせる機会は増えたが、それぞれが所属する事業所の実施している相談内容や対象者の障がい種別が違い、それぞれに専門性や関わりに違いがあった。それぞれの障がい分野の特性や各事業所が築いてきた専門性を理解し、相互に相談・連携できる関係を作りたいという思いから企画されたのが「自主勉強会」である。また、豊田市の相談支援事業に対する理念や役割などについて共通認識を持つことで、ワーカーの資質向上と育成を目的とするものでもあった。

勉強会はワーカー自らが講師になり、それぞれの専門としている障がい種別の特性や支援方法を説明し、参加者との意見交換を行う方法で行った。そのことにより、各々がどのようなことに重点を置き、どのような視点で生活支援をしているのかの違いや共通点が見えてきたことが大きな成果であったと考える。このことによりワーカー同士が、ケースに対する相談や連携も気軽にできるような関係になってきた。

自主勉強会を通じ、ワーカー相互のコミュニケーションが図られるなかで、それなりに

#### 3. 新たな課題に対しての動き

このように、「担当者会議」のメンバーを中心に、相談支援事業者の自発的な取り組みは活性化した。しかし、自立支援協議会のエンジン部分という「担当者会議」の役割については十分に果たすことができていなかったとも感じている。これは自立支援協議会の設置当初に、「担当者会議」の役割をメンバー自身が共有しないままにスタートしてしまったことが一因だと考える。そのために、「担当者会議」を重ねても解決策の出ない課題に関して、「課題検討部会」が一任して方針を決めることが増え、「担当者会議」の本来の役割を「課題検討部会」が担ってしまう状況になった。

このような状況が続くことで「担当者会議」のメンバーと「課題検討会議」のメンバーで協議会に対する温度差が生まれてきた。他地域と比べても、決して「担当者会議」メンバーの意識が低いわけではない。ただ、「課題検討部会」メンバーの意識がどんどん高まるなかで、「担当者会議」メンバーの意識がそれに追いつかず、結果として両者の意識に差が生じている。これは相談支援の経験の度合いにもよるが、それ以上に協議会に関わる頻度や密度の違いによるのだと思う。「課題検討部会」メンバーは週1回集まり、地域課題だけでなく協議会のあり方そのものについて協議していくなかで、1ワーカーとしての立場だけでなく、協議会として、市全体を見渡し、中立的に活動する機会が増えた。自分たちが協議した内容が協議会の運営を方向づけるという実感が伴うことで、相乗的にメンバーの自覚が高まっていった。それに対し、「担当者会議」は時間的な制約の中で、協議会との距離感がつかめないままに、回数を重ねてきたように思う。「担当者会議」の本来の役割を取り戻すためには、メンバーの自発性だけに依拠するのではなく、自立支援協議会全体が「担当者会議」から産み出されたものを採用できるようなシステムに変更していくことが急務である。

まずは「担当者会議」の時間が少なく、協議が中途半端で終わっていたことが一番の原因だと考え、平成21年3月より「担当者会議」の開催頻度を月2回に変更した。そして、「担当者会議」メンバーが自立支援協議会のエンジン的な機能を担っていることを自覚できるように、ワーカー各自が協議事項を持ち寄れる時間を確保したスタイルに変更した。

またワーカー間の温度差の解消のほかにも、相談支援を継続させていくシステムも考えていかなくてはならない。現在、相談支援がワーカーという「ヒト」に依存している現状とも考えられる。ワーカーの各所属機関の人事異動、または退職する可能性もあり、そのようなときも、「ヒト」に依存するのでなく、相談支援を継続させていくためのシステムとして考えかなくてはならない。その答えを見出していくことも今後の課題でもある。

# 豊田市地域自立支援協議会に思う

豊田市福祉事業団 豊田市こども発達センター 通園施設部主幹 松野 俊次

「うちの子ども、夜寝ないことがあるんです。昼間だけでも預かってもらえないで しょうか。」

「お母さん、どの子も夜時々寝ないですよ。それは障がいがある無しに関係なくみんな同じ。」

あるお母さんが支援を求めた時の窓口でのやり取りです。この子は朝方までずーっと起きていて、動きまわっているお子さんです。お母さんはこの子の育児に疲れ果て、助けを求めたのでした。それが「うちの子夜寝ないんです」という表現になり、担当者はその言葉の持つ深い意味を理解することなく「どの子も夜時々寝ないですよ」と返しています。

最近、保護者の方々(大部分がお母さん方)と話していて、何気なく話される言葉がとても気になることが増えてきました。その言葉の裏にある意味を考えさせられることが多くなっています。同じ方向を向きながら、求められている支援が本当にきちっと出来ているのだろうか。そんな気持ちに時々なります。

難産の末「豊田市地域自立支援協議会」が設立され一年が経とうとしています。

さて、この一年を振り返って本当にこの協議会が機能してきたのでしょうか。システム論に偏った議論が多かったように感じています。しっかりと利用者の方々と向き合い、子どもたち、そして保護者の方々の求めている支援を敏感に感じ取れる感性を磨き、子どもたちと保護者の方々と一緒に、日々学びながら頑張ってきたのでしょうか。そんな思いを抱きながら、でも今後に期待し頑張っていこうと思っています。



# 自立支援協議会の感想と抱負

社団法人 豊田市心身障害児者育成会 事務局長 大西 豊

豊田市地域自立支援協議会が、スタートして1年が経過していますが、当初、 同協議会がめざすものは? として、障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、 自分らしく暮らすことのできる『地域づくり』を目指しています。障がいのある 人が地域で暮らし易くするためには、福祉サービスだけでは解決が難しく、暮ら しの中のあらゆる場面で気軽に支えてもらえるような『地域づくり』が不可欠と なります。そのために、地域自立支援協議会は、障がいのある人と地域の人たち との『つなぎ役』 になりたいと考えています。まずは、自立支援協議会のメンバ ー自身が、障がいのある人とその暮らしを知ることが大切であると考え、この1 年間は情報共有を大切にしてきました。多分野、多職種のメンバーが、それぞれ の立場から自分たちの持つ情報を発信することで、暮らし全体を支えていける仕 組みを考えてきました。しかし自立支援協議会だけでは暮らしを支えることはで きません。地域全体で支えていくために、障がいのある人の暮らしを一人でも多 くの人に知ってもらいたい。その為にも、自分たちの持つ情報を発信していきた いと考えています。そして障がいのある人にもない人にも、自立支援協議会のこ とを知ってもらい、つなぎ役として活用してもらえることを目指しています。(以 上シンポジウム資料抜粋) 既に1年余りに運営会議、担当者会議、課題検討会議 等々相当数開催されています。そこで、この会議内容の許される範囲内で定期的 に公布していく事により広く市民への情報発信であり、障がいのない人の理解を 得、意見を反映してもらう媒体物の発行をする事により、真に地域で普通の人と 同じ様に生活が出来る風土が生まれると思います。



# § 10

# 協議会がめざしてきたもの・めざすもの 1周年記念シンポジウムに込めた想い

ハートピアランド豊田の杜 生活支援ワーカー 川北 小有里

#### 1. シンポジウムのきっかけ

平成19年11月に地域自立支援協議会が発足し、「課題検討部会」が設けられた。今年度の協議会のあり方を中心に話し合うなかで、『第2回アメニティー・ネットワーク・フォーラム』に「課題検討部会」のメンバーと行政の担当職員で参加することになった。アメニティー・ネットワーク・フォーラムとは、「NPO法人地域生活支援ネットワーク」が毎年2月に滋賀県で開催している全国規模のフォーラムである。この回のテーマの1つが「相談支援・自立支援協議会運営ノウハウ」であり、発足したばかりの協議会に参考になるのではないかと考え、メンバー全員で参加することにした。

『アメニティー・ネットワーク・フォーラム』は、ほとんどがシンポジウム形式であったため、シンポジストのそれぞれの立場からの意見が聞ける面白さがあった。話の内容も聞きやすく、楽しめるプログラムであると感じた。しかし、『アメニティー・ネットワーク・フォーラム』は専門分野の人が対象であり、それを一般市民が聞いても、理解しにくいだろうという印象も受けた。

このときの参加メンバーを中心に、自立支援協議会設置 1 周年という節目に、自分たちもシンポジウムを開催しようという話が持ち上がった。ただし、『アメニティー・ネットワーク・フォーラム』のような専門分野対象ではなく、一般市民対象のシンポジウムにしたいと考えた。それは地域の人たちに障がい者のことを知ってもらいたいと考えたからである。地域での暮らしを支えるためには、障がい者に関わっている人たちだけでは難しい。しかし、一般の市民は、障がい者が地域で暮らすことが当たり前という意識は薄く、いまだに「障がい者=施設の暮らし」なのである。彼らに、障がい者が地域で暮らす意味と、それを阻害する暮らしにくさに気付いてもらったうえで、それを支援する協議会や相談支援事業所の存在を知る機会としてシンポジウムが役立てばと考えた。

#### 2. プログラムの組み立てと内容

正式に開催が決まり、シンポジウムのテーマ、時間、場所について、「課題検討部会」のメンバーで話し合いを重ねた。

シンポジウムの目的は、一般の人たちに障がいのある人とその生活を知ってもらい、地域自立支援協議会の関わりを理解してもらうこと。障がいを持っている人たちは、当たり前に自分達のまわりにいて、暮らし、働らき、自分達と何ら変わりなく過ごしている、ということを知ってもらいたい、それだけである。こうした当初からの想いをこめて、シンポジウムのテーマは、「みんなで考えよう!障がいのある人の暮らし」となった。

#### 『喜・怒・哀・楽・そして夢』

シンポジウムは 1 日を通して行うことにし、大きく二部構成で企画した。午前のテーマは、「『喜・怒・哀・楽・そして夢』~くらしを考える~」。四字熟語を用い、できるだけ専門的な言葉を入れないような分かりやすいテーマとした。障がいのある人もない人も夢があり、夢を実現するためにその人の喜怒哀楽がある。誰でも同じということと伝えたいと思った。そして、障がいがあるが故の生き難さや実現の難しさを明らかにして、夢の実現に向けて、周りの人がどのような関わりを持ち支援するとこができるのか、地域自立支援協議会の活用を含めて考えたいと考えた。

しかし、障がい者に関わったことのない人は、彼らがどのような生活を送っているのかを知らない。それゆえに、彼らが何を楽しみと感じ、何に苦しみを感じているのか、想像することができない。少しでもイメージしてもらえるためには、どのようなかたちで発信すればいいのか、みんなでアイデアを出し合った。そこで出された案は、誰が見ても分かりやすいように映像で伝えること。障がいを持っている人とそこに関わっている人に出演してもらい、メイキングビデオを作成することにした。当事者が発言することが、ダイレクトに伝わる 1 番いい方法だと決めた。そして障がい当事者だけでなく、障がいのない一般の方にも出演してもらうことで、それぞれの喜怒哀楽の違いから障がいのある人の思いを知るとともに、夢を持つという点ではなんら変わりはないということを知ってもらいたいと考えた。

ビデオは「担当者会議」のメンバーに協力してもらい、それぞれの事業所の利用者やスタッフ、一般の市民に、「喜・怒・哀・楽・そして夢」をインタビューした。障がい当事者の出演交渉をする際に、公の場には出したくないという家族の意見で出演を断られたり、どうしても言葉で表現できる人に限られてしまうなど、本当の意味で障がいのある人の思いを拾えたのかは自信がない。でも、ビデオ制作は自分たち自身が、障がいのある人の喜・怒・哀・楽を考えるきっかけにもなった。

シンポジストとして、アメニティー・ネットワーク・フォーラムでインパクトの強かった長野北信圏域の福岡寿さんをお招きした。地域生活支援の先進地での取り組みを紹介してもらい、新しい風を豊田市に送り込んでもらいたいと考えた。そして、当事者と支援者という両方の立場から、3名のシンポジストを選出し、コーディネーターには協議会の会長である日本福祉大学の平野隆之教授に依頼した。

#### 『二人三脚でも大丈夫』

厚生労働省の関口彰さんによる制度改正に関する講演を挟み、午後は、障がい者が「働く」ということをテーマにした。まずは韓国での先進的な取り組みについて紹介してもらい、その後に、2つ目のシンポジウムを企画した。

シンポジウムのテーマは、「『働く』を考える~二人三脚でも大丈夫」。このテーマは、就 労支援部会の設置について、立ち上げ準備会で協議しているなかから持ち上がった。豊田 市は、市独自の「就労・生活支援センター」を設置し、就労支援に力点を置いてきた。し かし、それでも課題は山積している。就労に結びつくだけがゴールではなく、何よりも定 着支援が重要であるということは、多くのワーカーが体験している。就労支援と生活支援 は切り離すことはできず、日常生活上の支援と、職場でのトラブルといった社会生活上の 支援の両方が必要だと、部会設置について話を進めているなかで、それをみんなで話し合 ってみたいと考えてシンポジウムを企画した。実際に企業に就職した当事者を中心に、勤 務先の企業、養護学校の進路担当者、ハローワーク、就労・生活支援センターといった関 係機関に参加してもらい、障がい者の就労支援の現状とその難しさを語ってもらうことに した。

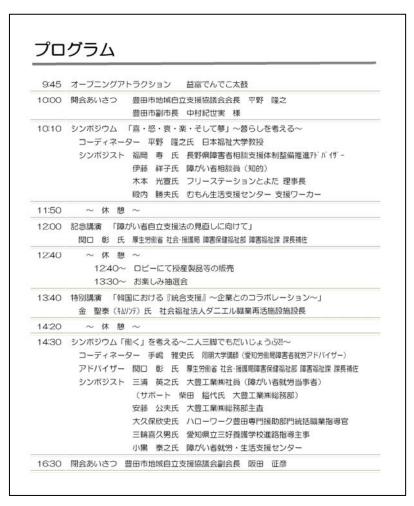


図 10-1 当日のプログラム

#### 3. シンポジウムを終えて

シンポジウムに向けての準備は、「担当者会議」のメンバー全員で取り組んだ。配布する冊子には、シンポジウムのレジュメとともに、市内の相談支援事業所の連絡先、ワーカーの顔写真を掲載した。これまで市内の相談支援事業所を一覧で配布できるような資料がなかったため、これをきっかけにPRしたいと思ったからである。各事業所の取り組みも紹介したいと考えて、それぞれの事業所のブースを設けて、昼の休憩時間には授産製品を販売した。さらに授産製品の詰め合わせが当たる抽選会も企画し、少しでも親しみを持ってもらいたいと考えた。

当日の運営の役割は、「担当者会議」のメンバーだけでなく、メンバー以外のワーカーや 行政の協力を得て分担した。私は司会を担当することになったが、所属する事業所を利用 するダウン症の女性と一緒に行った。それは、主役は私たち支援者でなく、あくまで当事 者の方達なので、何かの形で参加して欲しいと考えたからだ。何日も前から2人でタイミ ングを合わせる練習を行い、当日にそなえた。はじめは緊張している姿がみられたが、舞 台に立った時、とても緊張した私の隣で堂々と司会をしてくださった。オープニングアト ラクションにも、市内の障がいを持つ方達のグループに、和太鼓の演奏してもらった。能 楽堂という会場にも馴染み、活気あるオープニングになったと思う。

シンポジウムは、豊田市能楽堂という珍しい会場だったことも手伝って、さらに駅に直結していて交通の便もよく、最終 400 名を超す来場者であった。お昼の休憩を挟んだため、午後には人の入りが少なかった点は残念であったが、来場者数という点では満足のいく結果が残せたと感じている。来場者については障がい者に関わったことのない人がどれだけいたのかは不明だが、アンケートの集計を見ると、ほとんどが関係者であった。目的にあげた一般市民へのPRには行き届かなかったが、このシンポジウムをきっかけに一つずつ積み上げていき、だれもが住みやすい地域作りができるのではないかと考えている。

このシンポジウムは、自分たち「担当者会議」のメンバーにとっても、大きな意味があった。今回のシンポジウムは、自立支援協議会が立ち上がり、啓発活動の一つとして一般市民に協議会の存在を知ってもらいたいという思いからはじまった。「担当者会議」のメンバーでシンポジウムを作り上げていくなかで、事業所が異なっても、相談支援の仲間として、同じ目標に向けて協議会を盛り上げていこうとする意識が芽生えたのではないかと感じている。

来年度以降は、今回の反省をもとに、規模を縮小して、中学校単位でできないかと考えている。小規模で行うことで、障がい者に関わったことのない人にも参加を呼びかけやすいのではないかと考えている。はじめは小さな輪からはじまり、それがいつしか大きな輪となり、目指すものとして形になれるよう、豊田市地域自立支援協議会として地域と地域で暮らす障がい者の架け橋になれればと考えている。

# 1周年記念シンポジウムを終えて

#### 豊田市役所障がい福祉課 安藤恒仁

平成 20 年 11 月 29 日 (土)、豊田市能楽堂で開催した「豊田市地域自立支援協議会 1 周年記念シンポジウム」は、400 名を超える方にご来場いただき、盛況のうちに会を終えることができた。

今回は、自立支援協議会として開催する初めてのシンポジウムであり、協議会そのものをPRすることを目的に企画をスタートした。その過程で、就労支援部会の準備会を発足させた時期でもあったため、「就労に関するシンポジウムも開催したい」という思いが高まり、結果としては、『みんなで考えよう!障がいのある人の暮らし』というテーマのもとで、シンポジウムと講演をそれぞれ2本ずつという、一日がかりの企画となった。

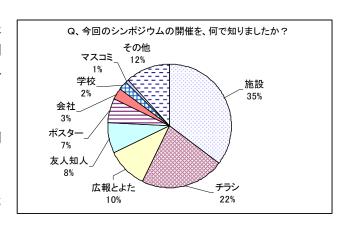
今回のシンポジウムは、福祉関係者だけでなく、広く一般の方々にも協議会を知っていただく機会にしたいと考え、当日は、シンポジウムや講演だけでなく、知的障がい者らによる和太鼓の演奏や授産製品の展示販売会、抽選会といった趣向を凝らしたプログラムを企画した。特にオープニングの「益富でんでこ太鼓」のみなさんによる和太鼓の演奏は好評であったため、来年度以降もこのような機会を捉えて、市内のさまざまな団体を紹介して行きたいと考えている。

今回のシンポジウムでは、当日の来場者を対象にアンケートを実施した。以下では、行 政の担当者としての感想を交えながら、アンケートの結果を紹介してみたい。

#### 1. シンポジウムの来場者について

今回のシンポジウムでは、市広報誌へのお知らせの掲載のほか、市関係施設及び市内福祉施設・事業所へのポスター・チラシ配布を行ってPRに努めた。

実際の来場者をみると、障がい関係施設(事業所)職員のPRによる来場者が最も多く、その他にはチラシや広報誌によるものが多いことがわかる。

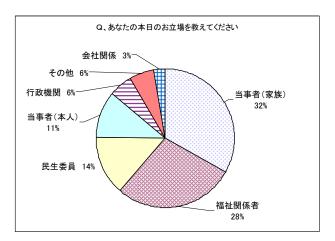


来場者の内訳をみると、当事者(家族)が最も多く、次いで福祉施設関係者、民生委員、 当事者(本人)と続き、障がい福祉制度に何らかの関わりを持つ人たちが参加者の大半を 占める結果となった。

アンケートの自由記述欄には、「自立支援協議会というものがどういう機関なのか良く分かった」などのご意見をいただくことができ、当事者や関係機関や協議会のPRという点

では一定の成果をあげることができた と考えている。ただし、自立支援協議 会の存在を関係者のみならず多くの市 民に知ってもらいたい、という主催者 側の期待については、十分な成果には 至っていない。

この点を踏まえ、来年度以降は、協議会メンバーが地域に出向き、それぞれの地区のなかで、地域に密着したミニシンポジウムを開催するなど、福祉関係者だけでなく地域自治区役員や学校の先生など、より多くの方に自立支

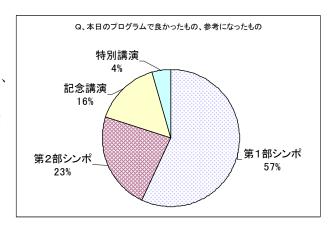


援協議会や相談支援事業についてPRできるような工夫が必要だろうと考えている。

#### 2 シンポジウムの内容について

来場者アンケートの結果では、第 1 部の「暮らし」をテーマにしたものが 好評であった。

テーマが身近であることだけでなく、シンポジストとしてご登壇いただいた 福岡寿さん(長野県障害者相談支援体制整備推進アドバイザー)が楽しいお話を交えながら、自立支援協議会のことや、豊田市の相談支援事業について、非常に分かりやすく解説されたためと思われる。



第 2 部のシンポジウムも同様に好評であったが、テーマを「就労」にしていたため、参加者の関心という点では、第 1 部に比べるとやや低くなったことは否めない。しかし、厚生労働省職員による制度説明や、韓国における工賃の向上に関する取り組みの紹介(ダニエル職業リハビリテーション施設長 金聖泰氏)といった、より専門的な内容を含まれていたため、「就労」に興味をもって参加した人たちには非常に好評であった。

今回は、第1回ということもあり、かなり欲張った内容となったが、次年度以降はテーマを絞り、午前又は午後のみの開催とするなど、気軽に参加できるものに改善して行きたい。

Column

# 共働による自立支援

豊田市福祉事務所長 奥村岸孝 (豊田市福祉保健部専門監)

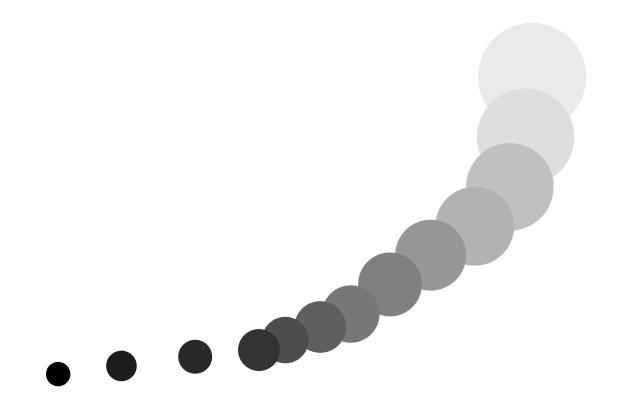
障がい者が地域で自立した生活を営むため、相談支援事業の適正な実施や障がい福祉サービスの円滑な利用を図ることができるよう、障がい関係者のネットワークを構築し、協議できる機関として豊田市地域自立支援協議会が設置された。

現在は、互いの認識を高めるための勉強会の開催や、各専門部会での積極的な活動を通して、将来の活動に対する方向性も見え始めてきたように思われる。

平成20年11月には、協議会設置1周年を記念して「みんなで考えよう! 障がいのある人の暮らし」と題したシンポジウムが、多くの市民の参加を得て開催された。このシンポジウムでは、障がいを持つ人たちの暮らしや労働についての理解を深めるための取り組みの紹介などが行われた。講師には遠く韓国からも社会福祉法人の施設長を招き開催することができ、このことが印象深く心に残っている。

従来からの障がい者施策は、豊田市に限らず行政主導で進められていた。豊田市では、従来から市が独自で進めてきた障がい者生活支援ネットワークなどの取り組みを通して、他市に誇ることができる優秀な民間の人材が多く育っている。昔から「福祉はひとなり」といわれるように、豊田市で育った優秀な人たちと行政とが共働で、地域自立支援協議会という場を活用することで、より良い障がい者のための施策を実行し、豊田市の障がい者福祉を一層充実させていけるものと期待している。

# Ⅱ. 相談支援事業からみた地域自立支援協議会



# 事例検討の目的と方法

豊田市地域自立支援協議会は、本書の発刊を契機に、相談支援事業の質的な向上を目指している。そのための取り組みの1つとして、事例検討を行った。以下で紹介するレポートは、いずれも「担当者会議」のメンバーが、自分たちの支援を振り返って作成したものである。そのなかで、個別の支援プランやアセスメントを紹介するだけでなく、自立支援協議会の仕組みをどう活用したのか、あるいはなぜ活用できなかったのかについて検討している。さらに、その事例検討について別のワーカーが評価することも試みている。こうしたやり取りのなかで、相互に学びあい、新たな支援方策への気づきに結びつくのではないかと考えている。

本書でこの事例検討を紹介する意味は2つある。1つは、個別事例に即して地域自立支援協議会の果たしている役割について検証すること。そしてもう1つは、これから育つ新たなワーカーに、自立支援協議会の可能性と課題を伝えることである。紹介する事例のすべてが、自立支援協議会とうまく連動できているわけではない。この1年半の間、われわれは運用上の課題にぶつかりながらも、自立支援協議会の可能性を模索してきた。現在の到達点をありのままに伝えることで、これから自立支援協議会を担う新たな人材のテキストとして本書を活用できればと考えている。

日本福祉大学地域ケア研究推進センター主任研究員 佐藤 真澄

# 検討事例の概要

本書の前半部分で紹介してきたように、豊田市では支援費制度の導入以降、地域自立支援協議会を含むさまざまな支援システムを構築してきた。これらのシステムは、メゾレベルの課題解決を視野に入れて設計したものではあるが、最終的に個別事例の課題解決に結びつかなければ意味を持たない。つまり、個別の課題解決にどう貢献したかということ抜きには、支援システムは評価できない。

これから紹介する 12 事例は、いずれも個別支援のプロセスの中で、支援システムの活用 や新たな支援システム構築の必要を見出した事例である。すべての事例が課題解決に結び ついているわけではない。だからこそ、これらの事例を通じて、支援システムの到達点を 評価できるのではないかと考えている。

評価の視点としては、§2で紹介した自立支援協議会の6つの機能(【情報機能】【調整機能】【開発機能】【教育機能】【権利擁護機能】【評価機能】)を用いている。そのことで、豊田市地域自立支援協議会の特徴を見いだせるのではないかと考えている。

各事例に関するレポートを紹介する前に、まずは扱う事例の概要を紹介しておきたい。 12事例は6つの機能に沿って分類している。複数の機能にまたがる事例も多いが、便宜上、 いずれかの機能に分類している。また、「課題検討部会」メンバーが事例内容に応じて 6 つの機能に分類し、「担当者会議」メンバーが機能ごとに事例をコメントしている。

【情報機能】 ①困難事例や地域の現状・課題等の情報共有 :事例 1 · 2 【調整機能】 ②地域の関係機関によるネットワーク構築 :事例3・4 ③困難事例への対応のあり方に対する協議、調整 : 事例 5・6 ④地域の社会資源の開発、改善 【開発機能】 :事例7 【教育機能】 ⑤ワーカーの資質向上に活用 : 事例 8~10 【権利擁護機能】⑥権利擁護に関する支援を展開 :事例 11 【評価機能】 ⑦ワーカーによる支援内容の評価 :事例 12

#### ◆ 事例 1 (P81~)

養護学校に通う肢体・知的の重複障がいの男児。ワーカー間のケース移行に伴って、本人 に合わせた福祉サービスの利用調整を行った事例。

#### ◆ 事例 2 (P84~)

両親と3人で暮らしている精神障がいの女性。個別支援会議を開催することで、本人に合った形でサービス利用が促進された事例。

#### ◆ 事例3 (P90~)

医療的ケアを受けながら地域生活をしている肢体・呼吸器障がいの男性。病院からの紹介ケースで、本人の意向に沿ってサービスを調整している事例。

#### ◆ 事例 4 (P94~)

一般就労している精神障がいの男性。多機関連携により就職し、定着支援を行うことによって就労を継続している事例。

#### ◆ 事例 5 (P98~)

地域で一人暮らしをしている高齢の視覚障がいの男性。高齢者のネットワークや地域支援者との連携により地域生活を継続している事例。

#### ◆ 事例 6 (P102~)

病院に長期入院していた精神障がいの男性。入院中から退院に向けて何度も個別支援会議 を開催し、多機関連携によって家族全体を支援している事例。

#### ◆ 事例 7 (P107~)

通園施設に通う知的障がいの男児。家族の事故により緊急にサービスを利用する必要が生じ、社会資源の利用調整を行った事例。

#### ◆ 事例 8 (P111~)

母親と2人暮らしをしている精神障がいの女性。地域支援者との連携や経験豊富なワーカーの助言を得て支援を継続している事例。

#### ◆ 事例 9 (P115~)

多問題家庭で生活する特別支援学級に通う知的障がいの女児。複数の障がい児を抱え、問題が多岐に渡るため、複数のワーカーが連携して支援をしている事例。

#### ◆ 事例 10 (P121~)

父親が単身赴任中で、養護学校に通う肢体・知的の重複障がいの男児。母親との関係が密接であるがゆえに社会性の獲得が難しい中で、他ワーカーからの助言を受けて支援を継続している事例。

#### ◆ 事例 11 (P125~)

障がいの母親と2人暮らしで一般就労している知的障がいの男性。消費者被害や公共料金 滞納、身内の金銭搾取等から生活を立て直し、一般就労に結びつけた事例。

#### 事例 12 (P129~)

母子家庭で、特別支援学級に通う知的障がいの男児。他分野の機関との連携強化とともに、 他ワーカーによる支援プランの評価が行われた事例。



# 福祉サービスを利用したことがない障がい児の事例

○ 8歳 男児 体幹機能障がい・起立位保持困難・両上肢機能の障がい(身体障がい者 手帳 1種1級) 自閉症(療育手帳A判定)

#### 1. 事例概要

#### 【生育歴】

過去に3回ほど入院あり。

4歳で手引き歩行が可能になり、5歳で独歩が可能になった。

#### 【生活歴】

弟が生まれてから、気分の波が激しくなり、家で泣き出すことが増えた。

#### 【生活状況】

現在、児童精神科、整形外科、歯科、耳鼻科を定期的に受診していて、その他、理学・ 作業・言語訓練を受けている。

軽いぜんそくあり、ひどい時は服薬する。

#### 【本人の状況】

体幹機能障がい、起立位保持困難、両上肢機能の障がい、自閉症。

身体的な領域では支援が必要。発語がないため、コミュニケーションは難しいが、簡単な内容ならこちらの言っていることは理解できている。両手のひらをパチパチさせたり、手で押しのけるような仕草で意思を伝える。スイッチや鍵盤を押すことが好きで、テレビのリモコン、電話のボタンやピアノの鍵盤を押す。音が出たり、FAX用紙が出てくる様子が好き。また、近くにいる女性の髪の毛を触ったり、近くにいる人の衣服のチャックを下ろすこだわりがある。他にも、紙などを持ってひらひらさせるこだわりもある。人や環境に慣れるのに数ヶ月程度の時間がかかる。ざわざわしたところや、関わりを求められることが苦手。股関節亜脱臼と骨変形があり、歩行は平らなところなら独歩できるが、段差等があるところでは声かけ、手引きをしている。両上肢は力が入りにくいため、重いものを持つことができないため、コップ等は持てるが、茶碗やお椀を持って食事をすることはできない。排尿感覚はなく、定時排尿をしている。

#### 【家族状況】

父、母、祖父母(母方)、弟(2歳)の6人家族で、母は弟に付きっきりのため、主に祖 母が本人の面倒を見ている。父は仕事が休みの時は協力してくれるが、平日は帰りが遅い 為ほとんど関わりがない。

#### 2. アセスメント要約

僕の弟はお母さんを独占するし、ちょっかいをかけてくるからちょっと嫌いだなあ。だから、学校が終わった後、家で過ごすだけの生活は嫌だなあ。友達のいる所に遊びに行ったり、お兄さんとおやつを買いに行ったりしてみたいなあ。

#### 3. 支援プラン

弟が生まれ母が弟に付きっきりになったためか、急に泣き出してしまうことが増えた。 また、弟が大きくなってきて、本人に話し掛けたり、ちょっかいをかけるなど、関わりを 求めることも増えてきたが、そのたびに泣き出してしまう。

これらのことから、母からは家と学校以外の場所や機会を増やしたいとの要望があり、 児童デイサービスと移動支援のサービスを利用することにした。

学校に慣れるまでに約半年かかっているため、今回のサービスを利用するにあたっても、 細かく段階を設けていき、あせらずに対応していくことを母と確認する。

具体的には、

#### \*児童デイサービス

- 1 母も一緒の部屋で過ごす(1時間程度の利用)
- 2 母は別室で待機してもらう(2時間程度の利用)
- 3 送迎は母にお願いする(規定の利用時間)
- 4 他の利用者と同様の利用をしてもらう

#### \*移動支援

- 1 母に後ろからついてきてもらう(30分程度の利用)
- 2 ヘルパーと相談員の2人で対応する(30分程度の利用)
- 3 相談員は近くで待機する(30分程度の利用)
- 4 本人(もしくは母)の希望の利用をしてもらう(1時間以上の利用)

#### と段階を設けた。

もし、本人の調子が悪くなった時は、無理せずに1つ(または2つ)段階を下げて様子を見ていく。すごく調子の悪い日は、サービスを利用せずに様子を見ていく。

児童デイサービス、移動支援とも、1年を目安に上記のプランを進めていく。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

支援プラン実施後の現在の状況としては、

#### \*児童デイサービス

最初に母が一緒に過ごし、安心できる場であると認識されたことと、他にも利用者がいることから、学校に近い環境のせいか、現在は母なしでも過ごすことができている、ただ送迎時に不安な表情を見せた為、もうしばらくは母に送迎をしてもらい様子を見ていく。 静かな利用者と一緒の時は表情も良いのだが、元気な利用者と一緒の時は表情も険しくなったり泣くときもあったので、今後の対応に気をつけたい。

#### \*移動支援

最初の利用の時は、母が一緒でも外に出たがらず、そのままキャンセルになってしまったが、その後は比較的スムーズに外に出るようになった。ただ、散歩の時間を延ばしたりヘルパーが変わった時に調子を崩し、学校を休んでしまうことになったため、しばらくは同じヘルパーで様子を見ていく。現在では、買い物に行けるようにまでなった。徐々に時間を延ばしていくとともに、他のヘルパーのサービスも受けられるようにしていきたい。

全体としては、面談を行った後、調子を崩し1週間程学校を休んでしまったため、あせらずにゆっくりとプランを進めていくことを母と確認したのだが、その後利用が始まってからは、スムーズに事が運んだために、私も母もその気になって段階の進みを早めてしまった。その結果、本人が再び調子を崩し、長期に渡って学校を休むことになってしまった。一見、表情等も良かったために、計画より早くしてしまったのだが、見た目ではわからない、心の中のストレスに気付けなかったのは反省である。現在では、慎重過ぎるくらいに対応している。

弟との関係はあまりよくなく、顔を合わせただけで、泣き出すこともある。家で過ごす時間を少しでも減らす為にも、サービスを増やしていかなければいけないのだが、前記の通り時間がかかる。

ただ、母は2つのサービスが利用できるようになったことをとても喜んでおり、自立支援法の勉強会に参加したり、母親の集まりなどにも積極的に顔を出すようになった。

#### 5. 考察

今回のケースは、自立支援協議会メンバーからの紹介であったのだが、迅速かつ丁寧な 引継ぎだったので、比較的スムーズにサービスまでこぎつけることができた。そういうこ とからも、自立支援協議会の設立には意味があると思う。

ただ、支援に行き詰まった時などに個別支援会議 (ケース検討) を開けるようなシステムはできたのだが、緊急を要するケースが多々あるため、この程度でと思われるのではと思い、なかなか切り出せない。もう少し気楽に個別支援会議が開けるようになると良いと思う。

# 在宅生活の安定を図った、Aさんの事例

○49歳 女性 精神障がい (精神保健福祉手帳2級)

#### 1. 事例概要

#### 【生育・生活歴】

昭和 34 年、B 市にて 3 人姉妹の次女として出生。現在 49 歳。昔から無口で頑固な性格だった。中学校卒業後、紡績工場で 2 年、時計工場に 3 年、紡績工場に 4 年勤務する。昭和 58 年(24 歳)、結婚により退職。以後、主婦となる。B 市にて生活していたが、しばらくして C 市に転居。現在に至る。

#### 【本人の状況】

昭和59年(25歳)、長女を出産。この頃から家事・育児をしなくなる。ふらっと外へ出て行ったり、いたるところに電話をかけたりするようになる。

平成 11 年 (40 歳)、長女に包丁を向けることがあり、B 市にある D 精神科クリニックを受診。「うつ病」と診断され通院・服薬を続けるも改善はしなかった。一日中横になってばかりで家事は家族が行い、Aさんの入浴も家族が介助していた。

平成13年(42歳)、入院してきちんと治療したいという家族の希望もあり、E 精神科病院に入院。入院時「統合失調症」と診断されるが、幻聴・妄想等陽性症状はなく、現実的な不安を独語している状態だった。3ヶ月入院後、自宅療養となる。

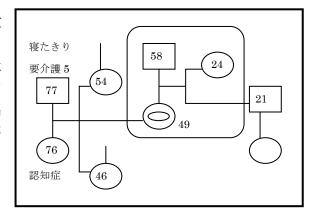
平成 15 年 (44 歳)、E 精神科病院で通院治療を継続し、自宅で一人でも過ごせるようになっていたが、家出をしたり、包丁を持ち出したりするようになったため再度入院。入院時は家族への被害的な訴えが多くあったが陽性症状はなかった。平成 17 年頃、体重の増加から糖尿病となり F 内科へ通院を開始。平成 19 年 (48 歳)、E 精神科病院を退院し、自宅療養となる。入院生活を送る中で、家出や包丁を持ち出す行為は寂しさからの反応だと分かる。根本的に知的障がいがあり、ストレス耐性の低さ、理解力の低さから起こるトラブルであったため、家族に理解を求めることで、A さんの状態も落ち着いていった。

#### 【家族状況】

夫 (58 歳)、娘 (24 歳) との 3 人暮らし。家 族関係は良好。

夫はトラック運転手。6 時に出勤し、帰宅は21 時を過ぎる。夜勤をすることもある。娘は中学卒業後、B市にある工場へ就職。朝7時に出勤し、帰宅は21 時を過ぎる。息子(21歳)がいるが結婚し別居している。

夫、娘は、Aさんの両親の世話もしている。



両親は2人で暮らしているが、父は寝たきり(要介護5)、母は認知症。父・母ともホーム ヘルパーを利用している。

#### 【生活状況】

日中は、家族が働きに出ているので一人で過ごしている。外出はほとんどせず、ラジオや音楽を聴いたり、テレビを見たり、寝たりしている。寂しさから家族や病院・施設などに頻繁に電話し、家族の会社にまで電話するため苦情がある。電話代も高額になっていた。

食事は家族が用意した物を食べ、掃除、洗濯も家族が行っている。入浴も、家族が介助していたが、毎日入浴できないため湿疹・水虫がある。体重が増え(100 キロ台)体力が伴わず、浴槽から出られないこともある。また、寝ている時に失禁することがあり、下着を着替える際、下着をあげることができず、家族が介助している。

平成 20 年 2 月、A さんの寂しさ軽減、家族の負担軽減目的に、短期入所事業を利用開始。23 日支給され、G 短期入所事業所にて食事介助、入浴介助、服薬管理などを受ける。

#### 【関わりの経緯】

· 平成 20 年 4 月

G 短期入所事業所より「短期入所事業中の昼間の過ごし場所として、支援センターを紹介したところ利用したいと話している」と紹介を受けた。支援センターの地域活動支援センター事業を利用開始。毎日利用する訳ではなく、カラオケなど好きなプログラムがある時に参加。機械操作を覚えているにも関わらず「できない」と甘えてみたり、他利用者に物を取りに行ってもらったりという姿が見られた。近くにある E 精神科病院のデイケアも利用できるようになっていたが、移動が億劫なことや、デイケア利用者との人間関係を気にして行きたがらなかった。

#### · 平成 20 年 8 月

G 短期入所事業所より「家族が、『仕事を休みすぎて会社をくびになる。限界』と話している。いつもの 6 日間から、家族が送り迎えできる土曜日から次の土曜日までの 8 日間で2回利用することになった」と情報提供を受ける。G 短期入所事業所には、2 床しかなく、他に利用希望者もいるため 23 日利用してもらうことは難しい。また、自宅から G 短期入所事業所に頻繁に電話があり「『寂しい』『ショートステイに行きたい』と訴えあるが、いざ利用しても、小遣いがなくなったり、失禁があったり、仲の良い友人がいないと『帰りたい』と不穏になるため、本人が耐えられない」とのこと。ワーカーより「在宅生活の本人・家族の負担を軽減できるよう調整する必要があるのではないか、必要であればホームヘルパー利用など支援できる」と伝え、夫が来所した際に、G 短期入所事業所より、この旨を伝えてもらうこととなる。

#### ・8月下旬

市役所より「身体介護 10 時間の申請がでている。短期入所事業が 23 日出ているのに何故か分からない。9 月から利用したいとのことで、調整をしてほしい」と連絡がある。すぐに、ワーカーから夫に連絡。「ヘルパーについて聞き、市役所に申請に行った。詳しく分からないから…」と。ヘルパーを利用するための流れを説明すると、9 月上旬は短期入所事業を利用する予定になっているとのこと。短期入所事業利用中に家族を含め面接をすることになる。

#### 2. アセスメント要約

(短期入所事業は) 友達ができたから楽しいよ。H ちゃん。優しくていろいろくれるんだわ。だからもっと居てもいいよ。H ちゃんがいないと嫌だけどね。家はね、寂しい。大きい声だしちゃう時があるんだわ。ヘルパーさん来て欲しい。

#### 3. 支援プラン

面接時、Aさんから具体的な希望はなかったが、面接日までの間に頻繁にワーカーへ電話があり「寂しい」という訴えだけではなく「卵焼き作ったよ」「洗濯物を干したよ」「(糖尿病のため) 廊下を 3 往復したよ」「甘いパンはやめたよ」などの話があった。また、G 短期入所事業所からも「入浴時スタッフは、手の届かない部分を介助するだけで、ほとんどAさんが洗っている」と情報を得る。寂しさから甘えはあるが、本来できる部分やAさんが意識して頑張っている部分が多くあった。

家族からは、「仕事から帰ってから食事の準備、洗濯をしている。寝る時間もほとんどなくて、体が休まらない。ヘルパーには、食事を食べながらボロボロこぼしてしまうから、介助しながら話し相手になってほしい。入浴も毎日入れるようにしたいけど、できていない。洗えないから全て介助している。入浴介助をしてもらえると助かる。F内科で運動するように勧められているから、少しでも動けるといいと思う。月曜日と金曜日は何とかできるから、火曜日から木曜日の間で、お昼の時間帯に入ってほしい」と希望がある。食事作りも負担のようなので、ヘルパーに依頼できると説明すると「材料を買ってくるとなると困るけど、ある物で作ってもらえないか」とのこと。また、短期入所事業について「本当は23日使えるといいけど、途中で洗濯物を取りに来て欲しいと言われているし、でも仕事の途中で抜けられない…」と話される。話し合いの結果、以下を確認する。

- ①短期入所事業を利用する様子などを見ていると、本人はできる部分や意識して頑張っている部分が多い。ヘルパーに全てやってもらうと、せっかくの良い部分がなくなってしまう。これまで通りできる部分は自分でやるようにする。
- ②短期入所事業は、現在の事業所では 23 日利用することは難しい。他事業所を新たに探す希望はなく、在宅での生活を整えていく方向。障がい程度区分が区分 3 で、支給時間に余裕があるため、利用を想定して申請時間を算出する。

<新たな申請内容>・身体介護 15 時間 (3 日×1 時間×5 週。入浴介助、見守り等)

- ・家事援助 7.5 時間 (3 日×0.5 時間×5 週。食事準備等)
- ・短期入所事業20日(今後23日利用する見込みがないため)
- ③9 月上旬に、市役所で行われる「サービス検討会議」へ必要書類をワーカーで用意し提出する。それと並行して、ヘルパーに入ってもらえるサービス事業所を探す。どのようにヘルパーに入ってもらうかは、事業所との調整となる。
- →Aさんが慣れるまでは週1日から。自宅近くのIへルパーステーションの利用を希望。 ④短期入所事業がより使い易くなるよう(洗濯物など)、G短期入所事業所と調整をする。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

サービス検討会議にて、新たな申請内容は必要性を認められ、支給となった。また、I ヘルパーステーションから、ヘルパー派遣も可能となり、まずは、短期入所事業利用の無い週の火曜日  $11:30\sim13:00$  まで、入浴介助、食事作り、食事介助(話し相手)を行うことになった。利用する中で、以下の効果が見られた。

- ・ I ヘルパーステーションは、高齢者を中心に実施しており、障がい者へのヘルパー派遣経験が少なかった。「できる部分は自分でやるようにする」について説明していたが「できる」「できない」の確認をすることなく、至れり尽くせりの介助だった。そのため、Aさんからワーカーに「料理の時フライパンで炒めるのを混ぜたいんだわ。座ってるだけじゃ嫌。手や足を動かしたりしたいんだわ。お風呂も自分でできるもんね」と、はっきり希望が出てきた。
- ・ G 短期入所事業所に、どのように入浴介助等しているか、ヘルパーに見てもらいたいため、自宅訪問に同行してほしいと依頼。訪問時にAさんの意向と「できる」を尊重した入浴介助を実際にしてもらう。短期入所事業利用中のエピソード(料理活動で調理を行った等)も話をしてもらうことで、食事メニューもAさんの好みを聞くなど、ヘルパーの関わりに変化が現れた。
- ・ G 短期入所事業所スタッフに、自宅で洗濯をしていることを伝えたことで、短期入所 事業利用中に、スタッフと一緒に洗濯をしてもらうことになった。そのため、夫は洗 濯物を取りに仕事を抜け出さなくても良くなった。
- ・ G 短期入所事業所やワーカーへの頻繁な電話は減らなかったが、「寂しい」訴えから「ヘルパーさんに教えてもらったお好み焼きを作ったよ」「散歩に行ったよ」という報告が増えた。また「ヘルパーさんの日を増やしたい。木曜日に来て欲しい」と希望が出てきた。

#### 5. 考察

これまでの障がい福祉サービス支給のシステムでは、すでに短期入所事業を 23 日利用しているため、身体介護 10 時間が支給されない、または、支給されたとしても利用しにくい状態であったかもしれない。新たなシステムが始まり、第1に、申請があった時点で迅速に市からワーカーに調整依頼があった。第2に、障がい福祉サービスの手続きは複雑であるが、ワーカーが申請手続き、事業所探し等一緒に行うことで、スムーズに利用につながった。第3に、G短期入所事業所スタッフが自宅まで訪問に来てくれるなど、横のつながりを持つことができた。以上の点が、現状の支援を作る上で大きなポイントとなったと考える。

A さんは、寂しさ、体力不足、糖尿病など、家族への「依存」というよりも「甘え」が多くあったが、短期入所事業、ホームヘルパーを利用し「自分でやれる」という感覚や「楽しい」という感覚を持つことで、行動が積極的になり、意思を具体的に表出するようになった。ヘルパー利用後に、関係機関(A さん・夫・娘・G 短期入所事業所スタッフ、I へ

ルパーステーションへルパー、E 精神科病院デイケアスタッフ、ワーカー)が集まり、個別支援会議を実施したが「家にいると寂しくて電話してしまう。やめられない。食べて、寝ての生活になる。ヘルパーは木曜日にも来て欲しい。料理を一緒にやりたい。ショートステイはH ちゃんがいる時は2 週間ぐらい使いたい。居ない時は $4\sim5$  日がいい。ショートステイの日を夫が決めちゃうから、私にも相談してほしい。デイケアはカラオケを使いたいけど、行くまでに転んじゃうから迎えに来て欲しい。自分で色々な所に出かけたい。バスにも乗れるよ。内職もやりたい」と話している。

個別支援会議を実施することで、関係機関での情報交換や調整がされ、ヘルパーは火曜日と木曜日に増やすことができた。Aさんは、自宅から通う場所を探したいと希望しているが、生活状況や行動範囲が急に変化していることから、時間をかけて探していく予定をしている。たとえ、短期入所事業を23日利用できたとしても、Aさんの寂しさはゼロにはならない。逆にヘルパーを増やしていったとしても、家族の負担はゼロにはならない。両者の負担を軽減し在宅生活を安定させられるよう、今後も継続して支援・調整を行っていく予定である。

# 情報に関するコメント

「自立支援協議会の運営マニュアル」(2008 年 財団法人日本障害者リハビリテーション協会)において、情報機能とは「困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信」であると書かれている。自立支援協議会における情報機能とは、協議会の構成員が同じように課題を含めた地域の情報を共有することであろう。豊田市の場合には、協議の場において情報を共有することに加え、ワーカー間で情報を共有することも含んでいる。協議の場の如何に関わらず、システムを含めたさまざまな課題を顕在化させるための用語として情報機能を使っている。

自立支援協議会が発足したことでワーカーの交流が活発になってきた。この結果、ワーカー間や関係機関との連携が強化され、個別支援会議等において情報の共有も迅速に丁寧に行われるようになった。また、連携強化に伴ってサービスの申請から利用までの時間が短縮され、利用者を待たせることなく、希望するサービスを迅速に届けることができるようになったため、利用者の安心感が増す結果となった。

【事例1】は知的の重複障がいの児童の事例である。個別支援とともに、ワーカー間のケース移行、情報共有がスムーズに行われた。その中で個別支援会議の開催の課題について触れている。個別支援会議の開催のものさしが支援者それぞれで違うことから、事業所独自で個別ケース会議を開催している事業所もあるが、困難事例こそ自立支援協議会で情報共有を兼ねて、迅速に個別支援会議を開催する体制の整備が必要である。【事例2】は精神障がいの女性の事例である。個別支援による本人の自立意欲の促進と個別支援会議を通して関係機関の情報共有を図ることができた。本人の状態や生活状況が変化することによって新たな希望が聞かれるようになった。また、家族の状況が変化して、そのことが本人の生活に大きく影響している。新たなニーズや問題が出た時に利用者に合わせて支援計画を見直しながら支援を進めていることが感じられる。

自立支援協議会に設置されている個別支援会議を活用することによって、支援に行き 詰ったり、課題の解決が困難になった時の対応方法を関係機関で情報共有をすることが できる。個別支援会議はワーカーが思い立ったときに気軽に、迅速に開催する必要があ る。その意味から、2つの事例の共通点は関係機関の連携と個別支援会議の必要性が述 べられていることである。困難事例に限らず一人のワーカーの対応では物理的にも精神 的にも難しいケースもあり、地域の関連機関がその人(家庭)を支えるために自立支援 協議会に集まり、情報を共有し、重層的に支援する必要がある。



# 医療的ケアが必要な方の退院から在宅生活を支える支援

○60歳 男性 体幹機能障がい・呼吸器機能障がい(身体障がい者手帳1級)

#### 1. 事例概要

#### 【プロフィール】

障 害 診 断 名:進行性の筋疾患

身体障がい者手帳:1種1級

体幹機能障がい・起立位保持困難・呼吸器機能障がい

家 族 妻のみ 子供なし。親戚が遠方に居るが介護は期待できず。

#### 【入院までの生活】

本人の父親が、ショッピングセンター内のフードコートでの調理の仕事をする会社を経営されていたとのことで、高校卒業後に本人も父親の会社で調理師として県内数箇所の転勤を繰り返しながら生活をしていた。その後独立し〇〇市駅前で飲食店を開業、妻と二人で経営をしていた。

50 歳代になって転倒をする事が少しずつ増え、○×病院にて進行性の筋疾患と診断される。当初は妻と何とか喫茶店をやりくりしていたが、徐々に仕事に支障が出てきたため自宅にて療養することが多くなり廃業される。

本人は〇×病院に調子が悪くなると入院したり自宅に戻ったりを繰り返して生活を送る。 店を廃業後は妻が〇〇スーパー内の飲食店にて調理の仕事をパートで行いながら生計を立 てていた。

#### 【入院後の生活状況】

妻は市内のマンションにて生活している。妻は朝早い時間から仕事に出かけ、仕事が終わる夕方になると、〇×病院の病室に行き本人と一緒に過ごし、病院の消灯後に帰宅することを日課としている。

生計を維持する為の仕事と介護の毎日を過ごされていて、気力はあるが、疲れも出てき ているように思われた。

#### 【本人の状況】

平成〇年3月、自宅前で転倒、頭部外傷で一時心肺停止状態になる。〇 $\times$ 病院に運ばれ ICU に2週間入る。その後回復して6月頃からベッドから起き上がれるようになり、現在では車椅子に乗って短距離なら自力走行できるようになる。

胃ろう造設してあり、相談時には食事は朝夕2回の流動食、栄養剤を注入。気管切開し 昼起きているときは自力で呼吸、横になるときは酸素吸入、夜は人工呼吸器を使用する。

#### 【相談経路・内容】

○×病院が急性期の病院であり、現在の本人の状況、リハビリの様子から医師が退院可能であると判断する。病院の退院コーディネーターを通じて以前のように自宅での生活を送ることができる体制作りをして欲しいとの内容で公的機関を通し支援センターへの紹介となる。

#### 2. アセスメント要約

私は、転倒により頭部外傷で入院中です。生きていく為には酸素の吸入と夜間は人工呼吸器が必要です。進行性の筋疾患があり、生活するには介助が必要ですが、以前のように住み慣れたマンションに戻り、妻と二人で生活を送りたいです。

#### 3. 支援プラン

本人、妻への支援を考えるにあたり、まず妻の仕事の状況へどのように対応していくの かを検討する必要があった。

これまで病院の中で誰かの目がある状態で生活してきて、本人が安全に一人で過ごす事ができる時間がどのくらいあるのか、必要な支援の量をどのラインまで想定するのかを検討し、過度のサービスにより本人の住み慣れた家で妻と暮らしたいというニーズと相反するものとなってしまう事は防ぎたいと考えた。

生活環境を整えること、スムーズに自宅での生活に戻ることができることを目標とする。

- ②本人が介助者なしで過ごすことが出来る時間がどのくらいあるのかの把握。
- ③必要とする医療器具、生活上の日常生活用具等の把握
- ④本人を中心とした医療・福祉の連携
- ⑤日中の活動場所の検討

実際に生活を始め、すぐにヘルパーを導入するのではなく、生活状況が安定するまでの一定期間、必要な支援量の把握をする為、相談員が生活支援として実際に家庭に伺い、妻が一番心配されている一人で過ごす時間の見守り、無事であることの連絡、必要なサービスの提供という形式で入ることとする。あくまで必要最低限の時間で、二人が生活することを大事にしながら支援を行う。

同時に本人がもともと飲食店を経営するなど社交性に富んだ方であり、日中通う場所も 希望された為、生活介護事業所も紹介し、そちらは問題なく通い始めることもできた。

#### ⑥主介護者である妻の介護負担軽減

本人は実際に入院前の自宅に戻られ、妻の介助を受けながらの生活を送るようになり、 相談員側が想像していたよりも自分一人で過ごす事ができたため徐々に訪問しての様子伺 いの回数を減らしていくことになるが、一方で新たな課題が見えてくることになる。

日中はそれほどの介助量もなく過ごすことができるまでになったが、人工呼吸器をつけて睡眠中の痰の吸引の回数が入院中より多いという状況が出てくる。もともと冬場はこれまでも調子が悪くなりがちであったということもあり、多いときは1時間に一度の吸引の必要があり、妻が夜間その対応に当たる必要が出てきてしまった。

退院当初は、妻も気を張っていたこともあり頑張って介護にあたっていたが、徐々に心 労も多くなり、結果として仕事を退職するということになった。

日中、妻は休憩をとることができる状況にはなったが、夜間の介護は減ることなく、心 労も増えていく状況となった。

以前より訪問看護を2週間に一度導入していたこともあり、そちらにも相談、短期での 入院で妻の介護負担の軽減を行うこととなる。今後できれば月に一度1週間程度の入院が できればと考えている。

当初、本人に必要な支援量を検討し、ヘルパーの導入を考えてスタートしたが、妻の状況の変化によって、一時中断し日中の介護は当面必要とされなくなる。その後妻の介護負担軽減の為に再度検討する必要性を感じている。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

退院が出来る状況となり、病院側の退院支援と地域での環境調整という役割分担の中で支援がスタートした。妻の介護負担の軽減の為に、短期での入院を行いながらではあるが、自宅での生活をスターとすることが出来た。今後、家庭の収入の面、自宅のハード面での問題、妻の介護負担の軽減等その都度対応していく必要があると思われる。

自立支援協議会との関係で言えば、相談員として経験の少ない自分が、今回のケースも 現在不足しがちである社会資源の情報を知ることができる場所として、またアドバイスを 頂いたりする中で支援を行うことができた。

#### 5. 考察

本人の状態が入院時に比べても夜間以外の部分では、劇的に好転し、転倒等の不安も思っていたより少ない。デイサービスにも通いながら在宅での生活を送ることができるのは、本人の以前の生活への思いと元々の本人と妻に入院前まで二人で生活してきた歴史、力があったからと考える。

現在は、地域での生活を再スタートが出来た段階。地域で生活する中で対応すべき課題はまだまだ出てくるはずである。話をする中で今後公営住宅への転居、仕事の再開等を夫妻で検討されているとのことである。二人が自分達で生活を創る為に必要な社会資源を使う力を持っていただく事を大事に、支援体制の構築と維持を続けて行きたいと考える。

また医療的ケアが必要である方へのサービスについても社会資源の不足が現実にあり、 それについて医療分野の方とも連携をとりながら検討していく場所としても自立支援協議 会が機能していくようにしたいと考える。





# 働きたいという思いを支える支援

○37歳 男性 精神障がい (精神保健福祉手帳2級)

#### 1. 事例概要

#### 【生育歷】

昭和46年市内で出生。市内の普通高校を卒業後、電子工学の専門学校に2年間通う。

#### 【本人の状況、生活状況】

- ・専門学校卒業後、製造業の会社に数年間勤め、ラインで自動車部品の検査をしていた。 会社勤めのころは部署替えが多く、対人関係を結ぶのが苦手で本人には負担が多かった。
- ・退職の前後に、統合失調症を発病。
- ・退職後に幻聴、幻覚が現れ精神科の病院に1年ほど入院。その後同病院に通院していたが、症状が回復したと自己判断で服薬を中止。その後、症状が悪化し再度、精神科の病院に3ケ月入院。退院後に病院の紹介で施設に通い始める。
- ・施設では、ミシンを使った小物づくり、点字うちのプレスなど手先を使った作業を中心 に行い、毎日朝 10 時から 15 時まで休まず通っていた。
- ・おとなしい性格で、言葉数も少なく、自分から積極的に人と関わることなく、声も小さいが、意思疎通に問題はなく、必要なことは聞くことができる。作業の理解力、正確さスピードは施設では問題ない。
- ・普通自動車免許を所持しており、車通勤も可能で施設にも車で通勤できる。30 分から 40 分なら運転可能。
- ・現在は定期的に通院し、朝、昼、晩、寝る前の服薬忘れもない。
- ・薬を飲んでいるせいか、のどが渇くため水分を多く取るので、1時間に1回ほどの頻度 でトイレに行くことがある。
- ・生活のリズムは、施設に毎日通っており、夜は8時ごろ寝て、朝は5時頃起床。休日も 変わらない生活リズムで過ごしている。
- ・家族状況は、父(会社員)、母、本人、弟(会社員)の4人家族
- ・経済状況は、父親の収入があり、暮らしには困っていない。

#### 2. アセスメント要約

26 歳ごろ統合失調症を発病し、入院、通院を繰り返した後、現在は、施設にも毎日通え、 服薬管理もでき、生活リズムも整っている方で、一般企業に就労することで社会復帰をし たいという希望があったケース。

#### 3. 支援プラン

#### 【本人と施設職員との面談を実施】

施設に通い始めて3年ほどになり、施設での作業も問題なくこなし、集中力もあり、週5日間、遅刻も欠席もなく通え、体調面も落ち着いてきたという状況になり、施設職員からの就労支援の連携依頼があった。

まず、最初に、状況把握を行うため、施設職員にも同行してもらい、就労・生活支援センターで本人の話をお聞きした。

平成 16 年に一度、当支援センターに相談にみえており、その当時は、施設に週2日通い始めたばかりで、とにかく早く、一般企業で就労したいと望まれていたが、施設での生活にも慣れておらず、週2日だけの利用で毎日通えるだけの気力、体力も十分でなかったことから、いったん施設で訓練をし、もう一度検討するという記録が残っていた方だったので、数年前との状態の変化、現在の施設での様子、行っている作業や最近の体調について、希望の職種、希望の勤務時間などを聞き取り、状況把握に努めた。

#### 【本人、家族との面談を実施】

一度の面談だけでは把握し切れない部分もあったため、家族(母親)にも同席してもらい、状況の聞き取りを行った。

家族としては、今まで無理をして体調を崩し調子が悪くなっているので、心配されており、今のまま施設に通うだけでも良いという思いを持っていたが、本人は企業へ就労したいという意思が固かったため、本人の意思を尊重し、無理なく働ける環境で短時間の就労を目指すこととで家族にも合意を得た。

面接だけでは、判断できない部分は、正確な状況を把握するために、ワーカーが直接、 施設に訪問し、作業の様子、利用者の様子を見させてもらい、話を伺った。

施設での様子や面接を通じて、本人は、非常におとなしい性格で、声も小さく、コミュニケーションの部分で一般企業で就労するのには、課題が残ると感じたが、本人の就労したいという希望と、これまでの施設での状況、仕事ぶり、遅刻や欠席がないこと、薬の飲み忘れもなく、ドクターの短時間の就労なら可能という診断もあり、まずは、本人の働ける能力を見るために、本人の希望に合った職能評価を行える会社を探すことにした。

#### 【就労面談と職場開拓を実施】

職場開拓を行うために、当支援センターの就労支援員に本人の状況を説明し、就労面談を行った。

本人の希望や障がい特性を考慮し、支援センターの職員で検討した結果、I 社の名前が 挙がった。 I 社は、以前当支援センターから支援させていただいた方も就労しており、障がい者に対する会社の受け入れ状況が非常によく、利用者が働きやすい環境を作っていただける会社であったため、会社に本人の状況を説明させてもらい、実際に就労できるのか判断するための職能評価も含めた実習を会社にお願いし、4日間の実習に挑んだ。

#### 【職場実習】

施設職員、支援ワーカー、就労支援員、ジョブコーチで職場訪問し、会社にも本人の特性を説明した。会社との話し合いの結果、本人の実習は9時から12時の3時間で週4日間という日程を組んだ。後日、本人にも会社見学をしてもらい、実習を行うことに同意が得られたため、職能評価実習を行うことにした。

実習期間中は、一般企業での就労に 10 年以上ブランクがあったためか、本人は緊張し、仕事の指示を仰ぐ、さまざまな報告をする、わからないことを聞くなどについて、施設ではできていたコミュニケーションの部分が、はじめからスムーズにはできないことが多くあった。

実習には、ジョブコーチが支援に入り、仕事の手順はもちろんのこと、本人の障がい特性などを周りの従業員の方たちに説明し、本人が不安に思わないように、心の支えになる 支援を重点的に行うように心がけた。

実習中は、終始緊張されていたが、仕事をする能力はある方なので作業自体は、問題なく行うことができ、会社の方たちからは高評価をいただけた。

#### 【雇用契約と定着支援】

以上の支援経過を経て、本人自身もI社の仕事が気に入り、I社も本人の採用を快く引き受けてくださった。採用は決まったが、コミュニケーションの部分で本人は不安を持っており、採用後も定期的な支援が必要であった。

採用が決まってからも、本人の不安を取り除くために、ジョブコーチが、採用直後の週は毎日、次週からは週に2回、そして1ヶ月後には週1回、2ヶ月後には月2回と様子を見に行った。また、本人が就労先で感じる不安を取り除くため、施設職員には、本人の気持ちを聞きとる面談を、週1回継続して行ってもらうようにし、不安や疑問などを感じたら、そのつど話せる環境を作り、状態を把握するようにした。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

ワーカーによる面談や施設への訪問を通し、本人の気持ちや体調などについて、施設職員にも状況を聞き取り、本人の特性をしっかりと把握したことにより、人とのコミュニケーション、対人関係の持ち方について重点的に支援することが必要だと判断することができた。

本人が就労先で感じる不安を取り除くため、不安や疑問などを感じたらそのつど話せる環境を作り、状態を把握することで、就労5ケ月目になった今でも、問題なく働き続けている。

また、施設職員とは、何かあったらいつでも連絡をとり、本人の様子を互いが共通認識 しておけるようにし、本人が働きやすい環境を作ることができている。

連携ができているので、利用者自身も何かあれば、いつでもどちらの機関にも相談でき

るという安心感を持ってもらえたと思う。会社の現場の方たちにも、本人の障がい特性を しっかり伝えることで、本人のことを理解してもらえているので、声かけなど配慮しても らえており、継続して就労できていると思われる。

一般企業へ就労するには、関係機関が連携し、その課題を解決するために役割を分担し支援を行うことが大切である。豊田市の地域自立支援協議会には、個別支援会議という会議があるが、現在は、生活面の検討をする場合に会議が開催されるのが主である。就労支援のケースについても関係機関がすぐに集まり、個別支援会議で検討できるように事例を出していけるとよい。事例として積み重ねていけば、今後の豊田市の就労支援施策につなげていけるのではないかと思う。

#### 5. 考察

今回の事例は、ハローワークとも連携し、国の制度である精神障がい者のステップアップ雇用制度も利用できたということもあり、午前9時から12時という3時間の短時間労働で、週4日間という時間で就労支援を進めることができた。また、職場の雰囲気や仕事内容も本人が希望されている職種だったため、就労に結びつけることができたと思われる。

国の制度などを上手に活用することも大切であるし、本人の特性、状態をしっかりと把握し、何か不安があったら、それを取り除けるように、周りの支援者がすぐに察知し、安心して働ける環境を作ること、企業に勤める時に、安心感を持てる支援が必要であると感じた。また、本人の働きたいという思いも就労には重要な要素であるので、その思いを支えられるような周りのサポートも必要であると感じた。

今回の事例にも言えるが、障がいのある方たちは仕事面へのサポートはもちろんのこと、体調面や対人面、精神面のサポートも必要である。理解力もあり、働ける能力がある方たちでも、周りとの対人関係などがうまく行かず不安に思い、一歩が踏み出せない方たちが多い。今回は、周りの支援者のバックアップがあれば、本人が安心し、働き続けられるということ、普段接する会社の従業員の方たちにも本人の特性や接し方、関わり方などを理解してもらうことで、本人が働きやすい環境は作れる、ということを実感することができた。働きたいという思いを実現するために、今後も一人ひとりの思いに寄り添えるような支援をしていきたいと思う。



# 独居高齢視覚障がい者の事例

○71 歳 男性 視覚障がい(身体障がい者手帳1種1級)

#### 1. 事例概要

#### 【生育歷】

他市で両親と兄の4人で暮らし。8歳のときに家族全員で豊田市へ引越してきた。

#### 【生活歴】

結婚、一男一女が生まれるが、離婚する。両親、本人、子供二人の五人でしばらく生活をする。68歳まで豊田市内の会社で(3箇所)勤務をする。当時はゴルフ、カラオケを楽しんでいた。65歳になった時、民生委員にすすめられ一人暮らし高齢者登録申請をする。この頃より鬱症状が出始め病院受診をすすめられる。

#### 【生活状況】

食事は配食サービスの弁当を食べているが、ヘルパーが週1回購入してきた物を適当に取り出して食べたり自分で炊飯をすることもある。ラジオ、テレビ(殆んど見えない)で時刻を確認しているが、不規則な食事時間。居室内は食べ残しの物や衣類、郵便物、小銭などが散乱している。和室には排泄に失敗したままの状態で汚物を片付けられず、そのままにされていたこともある。預金通帳や保検証はカバンに入れているが管理しているとは言いがたい。カードは紛失しており従兄弟に協力してもらい停止した。息子のものと思われる借金の明細書が送られてきた(100万円)。入浴は好きな時にしている。衣類は手探りで準備しているが衣類を置いた場所がわからず裸の状態で服を探す。自宅周辺は草が伸び放題、環境美化の日に地域の人に草刈をしてもらう程度。居室にアリなどの虫がおり、皮膚に多数の刺されたあとがある。

#### 【本人の状況】

30代で事故のため右眼球摘出し義眼、左眼緑内障で明暗もわかりにくい。天気の良い日は窓の方がうっすらと感じる程度。視力障がいのため周囲の物の位置状況の指示と介助が必要で一人での外出をすることはなかった。聴力はやや聞き返しがある。筋力の低下のためか長時間の歩行は困難。排泄は自力でトイレに行くことはできるが、着衣に尿、便が付いたままになることがある。

#### 【家族状況】

25 年ぐらい前に妻と離婚をする。実子は双子の長男と長女がいる。長男はA市に在住し派遣社員として働いている。携帯の番号に電話しても通話ができないため本人への連絡は取れない状態である。長女は九州地方に嫁いでいるはずだが連絡先は不明。実兄は近県B市に在住であるが高齢で交流は少ない。離婚した妻の叔母が緊急連絡先となっている。

しかし叔母から民生委員に「関わりたくない」と連絡がはいる。一人暮らし高齢者、緊

急連絡先がなくなる。従兄弟のうち市内在住の方と唯一交流があった。

#### 2. アセスメント要約

自宅で様々なサービスを受け安心して生活をしていきたい。視覚障がいであり年々体力 が衰えてきた。長男は私の預貯金を勝手に使い借金の請求書が郵送されてきている。一人 で生活していくうえで不安が一杯である。

#### 3. 支援プラン

平成 16 年 1月 自宅の浴槽で湯加減をみようとして滑ってⅡ度の熱傷。S病院 10 日入院。退院後配食サービス利用開始。

平成 16 年 12 月 配食サービスを中止。

室内の汚れがひどくヘルプサービスを拒否。言葉数が少ない。 平成 17 年 1月

平成 17 年 4 月 庭先の草が生い茂っている。庭先に誘い出すと出てくる。

衣服、室内の汚れが目立つ。ヘルプサービス拒否 平成 17 年 6 月

平成 18 年 3 月 本人より配食サービス再開の依頼あり。病院受診は1年程しておら ず視力低下の自覚を感じる。鬱気味。さらに浴室に手すりをつけたい と電話あり介護保険での説明をするが本人がつけると話される。

なんとか視力があるため買い物にはいっている。

平成 19 年 6 月 右視力低下。受診をすすめる。息子が月2回買い物をしてくれる。 配食サービスで食事には困っていない。 民生委員が月2回様子見に訪問している。

部屋の汚れと衣類の汚れがひどく民生委員と支援センターで同行訪問 平成 20 年 2 月 ヘルパー利用と病院受診を勧める。明暗が分かる程度の視力になる。

平成 20 年 5 月 シルバー人材センターの担当者と支援センターで訪問した際、玄関先 に郵便物がたまっていた。医療受給者証、固定資産税の書類、金融機 関からの通知、いくつかの重要書類有り。確認してくれる人が必要と 感じた。火、木、土に通所介護利用、週3回訪問介護ヘルパー利用始 める。

平成 20 年 6月 生活支援か自立支援事業の説明訪問。

平成 20 年 7月 財布、保険証が見当たらず従兄弟に事情説明をしてもらいA病院受診、 手術を勧められる。従兄弟はこれ以上関わりたくないと電話があり。 高齢福祉課に電話報告する。

平成 20 年 8月 本人、弁護士、支援センター担当者、ガイドヘルパー同席し、以下の 4点について解決にむけての話し合いを行った。

- ① 金融機関100万の借金明細の件
- ② キャシュカード紛失の件
- ③ 従兄弟が支援から手を引くと言っている件

#### ④ 「手術はしない」と本人が言っている件

支援会議の開催 本人は支援してくれる人の意見を聞き安心安全な生活を送りたいと 同席を望まず

メンバー 包括支援センター、介護支援専門員、生活支援員、移動支援員の四者

急激な視力低下で移動行動に恐怖感を抱いており安全な移動支援を確保することが必要 と全員が共通認識、まず、公的資源の利用に必要な手続きを最優先する。

日常の生活を安定させるには介護保険の認定を受けて介護支援、障がい者手帳の再認定を受けて障がい福祉サービスの移動支援を受けられるように支援をする。

財産管理・債務処理等は弁護士、包括支援は豊田地域ケア支援センター、当面の生活支援は生活支援員、外出支援は移動支援事業所に業務依頼をする。

春秋の環境美化は区長より地域に声がけをしてもらい免除、組長より組費は無料・共同募金は免除、JAの対応は職員で現金を届けることは不可のため、本人が来店し、ガイドヘルパーが代筆して預金を引き出す。

独居高齢者が中途重度障がいになって、戸外はおろか室内の移動も恐怖感にとらわれて 困難になり、排尿・排便も間に合わずもらして衣服や床を汚物で汚してしまう。しかし、 その汚れも後始末が出来ずに室内や廊下が荒れ放題になっていまっている。それには介護 保険の支援を依頼する。

平成 20 年 9 月 病院受診後、介護保険・障がい者手帳再認定の申請を行い、要介護 2、 身体 1 級となる。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

視力低下と共に生活環境は悪化していった、本人は住みなれた自宅で安心した生活を送りたかった。ある程度視力があった頃は、自分でするといった意識が強く外からの支援を受け入れることはなかった。

主治医(A病院眼科)、包括支援センター、担当ケアマネージャー、ヘルパーステーション、デイサービス、生活支援員、ガイドヘルパー、シルバー人材センター、配食サービス、 ふれあい収集 (ゴミ)、民生委員、区長、組長等の人達が連携することにより、鬱状態で無気力だった本人は、色々なサービスを利用することによって、少しづつ生活意欲に変化が出てきた。翌日の行動予定に合わせて衣服の準備も可能になった、視力低下と共に極端に外出をしなくなっていたが、ガイドヘルパーと外出することにより裏山の梢で小鳥が啼く声を聞き小鳥の名前を言うようになった。また、顔面に当たる風で情景をヘルパーに尋ねることもある。金銭管理は弁護士により法的手続きが取られたことで一段落。眼科の手術については、本人に話し合いを勧める課題が残っている。

#### 5. 考察

自立支援協議会にケアマネージャーの参画が出来ていれば、このケースにおいて介護保 険認定者へ適切な支援計画することが可能であったと思われる。

このケースにおいて、包括支援センター支援者の担当ケアマネージャーが地域近隣の支援者、生活支援員、ガイドヘルパー、シルバー人材センター、配食サービス、ふれあい収集(ゴミ)、民生委員、区長、組長、隣組等の人達が連携することにより、各方面の関係者のサービス支援が随時実施されたことにより生活環境は整備され、衣、食、住について本人の意に沿う支援ができた。

中途視覚障がい者への支援は一般ホームヘルパーでの移動支援が十分でなく困難を極める、室内でも自身がどちらに向いているのかわからず両手を前につきだし左右の足をずらして移動をする状態に対処するにはヘルパーが手を差し伸べて援助をすることが一番簡単である。しかし、これを繰り返していては視覚障がい者には良い支援とならないことを支援者に伝える。はじめは支援者は疲れるが前後左右に移動しながら、声がけをして確実に到達するように支援をお願いする。

独居の高齢者で視覚障がい者が地域で暮していく為には、今回のように各方面の協力が 必要であることが理解できる。



# 長期入院から地域生活

○53歳 男性 精神障がい (精神保健福祉手帳 2級)

#### 1. 事例概要

#### 【生育歷】

幼い頃に実母が家出する。幼少時に父親が再婚し継母が世話をするようになる。中学校時代から不登校になる。中学生のときに精神科へ入院して病院から学校へ通学する。父親はすでに他界している。

#### 【現病歴】

退院後は継母と義弟と生活するが、希死念慮から首吊りやリストカットをする。怠薬から症状が再燃し家族への暴力もみられる。睡眠のリズムが崩れ昼夜逆転になり、幻聴や妄想もみられて再入院となってからは 10 年程入院となる。

#### 【生活歴】

入院生活が長く入院中は、自室のベットでカーテンを閉めて独りで過ごしていた。対人関係が苦手でカーテンを閉めた状態で自室で食事をとるなど集団で行動することはされない。話し相手がおらずコミュニケーション等もできない。また、排便や排尿に対してのこだわりが強く、尿意や便意がなくてもトイレにいったりして、トイレに長時間こもることもある。トイレにこもることが原因で他の入院患者の方とトラブルになることもある。

#### 【本人の状況】

高校時代からの長期の入院生活で社会性が乏しい面がある。自己中心的で被害的な面や衝動的な行為がみられることがある。また、他人との関わりの中で、被害的な面が多々見られるも、少し時間を置いて説明をすることで理解が得られ、自己反省できる面も見られる。

#### 【家族の状況】

継母と義弟はお互いに助け合って生活をしている。継母は高齢の為、介護サービスが必要な状態だが利用はしていない。義弟は療育手帳所持者で福祉サービスが必要な状況であるが全く利用していない。その為、日中の居場所を自宅以外で持っておらず、孤立的な生活をおくっている。買物は義弟が行なっており、継母は義弟を頼っている。ゴミ出し等で他人から指摘を受けるが、何をどうしたら良いのかわからない状態になる。判断能力が継母、義弟共に乏しく、高額の訪問販売を購入してしまい金銭面で問題がある。

#### 2. アセスメント要約

長期入院で生活技能や生活全般に不安である。話し相手がおらず、コミュニケーション 等もできず、人との付き合いが苦手。母親や義弟だけでなく人の役に立ちたい。病状は不 安定だが困った時に話を聞いて欲しい。家族とは上手く関係性を保ちたい。

#### 3. 支援プラン

- ・退院後は、まずはグループホームで安定した生活をおくる
  - →長期入院の為、家族での生活経験が乏しいこと、継母との血のつながりがないことや 義弟との関係を考えると三人での生活はトラブルが起こることが考えられる。また、 生活全般でも能力的に不安がある。
  - →退院後の本人の希望の中に家族との関係性を良くしていきたいと希望がある。関係性 も乏しいので、グループホームに入居して外泊を繰り返しながら家族との関係性を作 っていく。
  - →地域生活を送る上で病状の安定を図る。
  - →浪費傾向にあり、金銭面での支援についても実施する。
- ・今後については、家族単位で支援をする
  - →家族は福祉サービスが必要な状況にあるが全く利用はしていない。家族の生活の安定 が本人の生活の安定にも繋がっている。
  - →家族の状況に合った相談支援事業所に家族に対する支援を依頼する。それぞれ家族の 状況に応じて支援者が対応することによって適切な支援が提供できる。
- ・本人・家族・関係機関で共通認識の共有
  - →関係者全員で状況の把握をすることによってより良い支援の実施につなげる。

#### 【ケア会議の実施状況】

≪第1回 個別支援会議≫

- ・ 課題の整理
- 本人の状況や希望について整理する
- ・ 家族支援について関係機関と連携を図る
- 支援計画の検討
- 退院後の生活の実施に向けての支援計画の検討を行なう

#### ≪第2回 個別支援会議≫

- ・ 本人の状況の経過報告 (病棟での生活・病棟での対人トラブルついて・自宅への外泊 の実施状況について確認)
- 家族支援の状況⇒金銭トラブルが発覚したため、支援者による金銭管理の開始
- 今後の支援プランについて

#### ≪第3回 個別支援会議≫

- ・ 状況の経過報告(自宅への定期的な外泊の実施と外泊時の状況の確認、生活訓練の開始)
- ・ 家族支援者からの情報提供
- ・ 外泊時の状況については、依頼先の相談支援事業所へ確認する。本人の話とズレが生 じている
- ・ 家族の本人の受け入れ状況について確認する
- ・ 金銭トラブルのその後の状況について確認する

#### ≪第4回 個別支援会議≫

・当事者への関りの状況や今後の支援計画

本人の金銭管理について、病棟担当ナースから金銭の使い方の支援

通帳や印鑑などの貴重品の自己管理について検討し、実施の方向性を決定する

同室者の独語に対してのイライラあり、薬にて対応する

・家族支援の経過と今後の状況

金銭の使い方について継続して支援を実施する。

金銭管理について、日常生活自立支援事業の導入の検討を行なう

- ・事前に関係機関と合同で訪問を実施して状況の把握を行なう
- ≪第5回 個別支援会議≫ ※退院後
- ・当事者への関わりの経過の評価
- ・ 退院後生活の確認

#### 4. 支援プラン実施後の効果

#### ≪本人≫

- ・ 不安症状は残るものの症状の安定により、退院することが出来る。
- ・ 日中は精神科のデイケア・デイナイトケア等へ通いながら生活をしているが、同居人 やデイケアでの対人関係についての被害的な訴えが多い
- ・ 生活支援は主にグループホームの世話人が実施。
- ・ 症状が不安定になることが多い

#### ≪家族≫

- ・継母は福祉サービスを利用して生活する
- ・義弟は就労するが体調不良から継続困難となって、ほとんど仕事にはいけていない状態。
- ・引き続き、他の相談支援事業所による生活支援の継続が必要

#### 《今後の方向性》

- ・本人の出来ることを増やしていく
- ・本人の気持ちを受け止めていく支援を行なうことで、症状の安定を図る
- ・家族関係は時間をかけて作っていく

#### 5. 考察

今回のケースへの関わりの経緯として、退院後は地域での生活になることから、医療ではなく福祉の面での支援の必要性が強くなるため、入院中ではあったが早期から支援センターが関ることになる。

しかし、入院患者に対しての関わりの程度等わからないまま支援が続いてしまった。そのため、信頼関係の構築が十分に出来た上で支援が出来たかというとそうではないように思う。もっと積極的な関わりが時に必要であったと反省している。今後も、地域生活をする上でも医療は切り離すことが出来ないという精神障がいの特性から、事例の発生場所として医療からの発生は今後も考えられる。

個別支援会議では、本人の病状や病棟での生活の様子や自宅への外泊状況について情報 共有をしながら支援計画について話合いを実施。家族については、支援者が関ることによって浮き彫りになってきた金銭問題についての支援状況や家族のサービス利用状況について、現状の確認などを行いながら家族支援をしてきた。また、家族現状から考えられる問題点の整理や今後の支援についても話合いをしてきた。それぞれの家族の状況に応じて支援者が関り、他機関が連携を取りながら一定期間ごとに会議を設けてお互いの支援の状況の確認をしながら、ケースを進めることが出来た。自立支援協議会で個別支援会議を位置づけているために会議開催に対しての他機関の依頼がスムーズにおこなえるようになったと感じる。

退院後の生活については、病状の不安定さから生活が困難になることがあるが世話人や 支援センターの対応により継続して地域生活を実施している。今後も、必要に応じて個別 支援会議を実施しながら、家族を含めて他機関と連携しながら支援を継続する必要性あり。

# 調整に関するコメント

「調整」とは、分野を超えてのネットワークの構築であり、これまでは支援が困難であった事例を地域で支える仕組みを作ることで解決に導くことではないかと考える。当事者の声をしっかりと聞き、一つの機関では困難なことを複数の機関で協議、実践し、可能にしていくことが「調整」である。

豊田市では自立支援協議会が設置され、ワーカー同士のネットワークは強化され、障がい福祉分野の調整機能がスムーズになった。しかし高齢者、児童などの福祉分野や医療、保健、教育、労働などの分野とのネットワークはまだ始まったばかりである。自立支援協議会では、各分野がどのような業務を行い、どのような資源があるかといった情報について「合同会議」などで認識の共有化を行っている段階だ。

しかし会議での情報共有でなく、相談ケースを通して各分野の資源とどのように連携 し、役割を果たしているかを知ることも重要である。相談ケースを重ねていくと、重複 または不足しているサービスなどが明確になってくる。その課題への解決策を考えてい くことも自立支援協議会の重要な役割の一つだと考える。

【事例3】は病院を退院して在宅生活を行う事例だが、医療ソーシャルワーカーが、 在宅生活の支援者としてワーカーを活用したのはとても良いことである。しかし、医師 をはじめ医療ソーシャルワーカーなど医療関係者には、まだまだ自立支援協議会が認知 されているとは言い難い状況である。今後、医療の進展により、障がい者として生活し ていく人も増加すると思われる。医療との連携は不可欠で強化していかなくてはならな い分野だ。【事例4】は施設通所者の就労支援の事例だが、福祉施設に通い安定している 人でも、就労をきっかけに不安定になる人も多い。調整機能を意識しすぎると、本人の ニーズとずれてしまうリスクもあるが、この事例は本人のニーズを大切にし、その実現 のために関係機関が調整をしていることがうまくいった要因でもある。【事例 5】は介護 保険のケアマネージャーなどとの調整の事例であるが、支援関係者に対する、障がい者 の生活の困難性の啓発にもなったと思われる。高齢者と障がい者、同じ福祉分野である が根拠法も違う。ワーカーもケアマネージャーも他法の理解までできている状態ではな い。しかし密接に関係しているので、互いの理解を深め、協調していくためにも今後は ケアマネージャーとの意見交換会などを開き、連携を深める必要がある。【事例6】は精 神障がい者の長期入院からの地域移行のケースである。入院中の医療でのマネジメント から退院後の福祉でのマネジメントに、うまくシフトチェンジすることができた事例で ある。特に長期入院からの退院ということで、本人はもちろんのこと関係機関の不安も 大きかったが、個別支援会議を何度も開催し、不安の解消を図れたことは、とても効果 的であったと考える。

どの事例を見ても、現段階での「調整機能」はワーカーの力に依存している状態だと感じる。ワーカーの個人的なネットワークで調整機能を果たしている。しかし今後は自立支援協議会を活用し、個人的なネットワークではなく調整がうまくできるシステム作りをしていく必要性を感じている。



# 緊急時に入所以外の社会資源を利用して生活を継続した障がい児の事例

○6歳 男児 自閉症 (療育手帳A判定)

## 1. 事例概要

#### 【生育歴】

1歳6ヶ月検診のときに立つことができず市内小児神経科を受診。身体的に問題はないが、目を合わせることができないため児童精神科を受診し、自閉症と診断された。

## 【生活歷】

早期療育グループ、母子通園事業を利用後、現在は知的障がい児通園事業を利用している。

# 【生活状況】

平日は知的障がい児通園施設のバスで通園。バス停までは母親が送迎をしていた。あるとき、姉が交通事故に遭い入院となった。重傷で入院期間が数ヶ月になるとのことで、姉は小学校に入学したばかりであったため、母親が付き添わなければならない事態になった。

# 【本人の状況】

6歳・男児。発語はほとんどなし。言葉の理解はほとんどないが、習慣化されている指示には素直に従うことができる。本人の要求は、支援者の手を引っ張ることで伝える。落ち着かない場合も、うろうろする程度で、外に出て行くようなことはない。場慣れ、人慣れは、1日気をつけていればすぐに慣れる。行動障がいはほとんどない。良好な家族関係の中で育ってきた本人は、家庭以外の環境で寝ることができず、泣き止まないことがしばしばあったという。このため、両親の親に預けることもできないという。

# 【家族状況】

両親、姉と本人の4人家族。父親は会社員、母親が子供2人の世話を行っている。家族関係は良好。父親は朝7時30分ごろ会社に出かけ、夕方7時ごろ帰宅。休日は土・日曜日。両親の親は県外に居住しており、要介護者もいるため泊まりこみで本人宅に来ることはできない。

## 【経 過】

障がい福祉課調査員より相談のケース。

姉の入院に伴い、母親が付き添う必要が生じたため、父親が本人を預かってくれるところを児童相談所に相談しているとのことで、児童相談所の担当者に状況を確認。児童相談所担当者から、父親は入所を希望しておらず、夕方、父親が会社から帰宅するまでの間、自宅で本人をみてもらえるようなサービスを探してほしいとの依頼があったとのこと。このため、ベビーシッターの事業所や民間保育所等をあたっているとのこと。

父親に連絡。夜であったため、父親から状況と希望を確認し、社会資源の調整に入る。

父親の希望は夜間及び休日は自分が本人をみるつもりだから、平日朝・夕の見守りと送迎をお願いしたいとのこと。障がい福祉サービスの利用が困難と判断し、私的サービスを行っている事業所に調整を行う。

翌日、父親・本人と面談し、アセスメントを行った。

その後、本人の通う知的障がい児通園施設にて情報を収集。受け入れ先の私的サービス 事業所との連携をお願いする。

#### 2. アセスメント要約

ぼくは自閉症で、しゃべることができないし知らない人や初めてのところは苦手です。 数日前にお姉ちゃんが事故に遭って入院して、お母さんが付き添うことになったので、ぼ くの好きな通園施設に行けなくなっちゃった。お父さんと2人で我慢するから、ずっと通 いたいな。

# 3. 支援プラン

#### 【目標】

父親は仕事のため本人の送迎ができないが、夜間や休日は本人をみることができる。また、本人は親のいない環境で寝泊りしたことがなく、父親・本人ともに大変な不安がある。そして本人は通園施設に通うことを楽しみにしている。このため、サービスを利用して通園施設へ通うことができることを目標とした。また、これまで本人にとって第三者の関わりが少なかったため、第三者との関わりを持つことに慣れることも目標に加えた。

週間スケジュール

#### 【内 容】

目標に対して、私的サービス事業所のスタッフが午前7時に本人を自宅に迎えに行き、事業所まで連れてきて見守る。午前9時ごろに事業所の近くのバス停に通園バスが着くため、そのバスに乗せる。夕方は、午後3時過ぎに同じバス停に通園バスが着くため、迎えに行き、午後7時に父親が迎えに来るまでの間を事業所で見守るといった支援プランを作成した。

事業所にいる間は、多くのスタッフが関わりを持ち、第三者に慣れるようにするとともに、夕方の時間を利用して、移動支援のヘルパーといっしょに散歩・外出を行うこととした。移動支援については就学前の支給基準は5時間であるが、「サービス検討会議」にて事情を考慮し、10時間の決定となった。

水曜日は個別療育日にあたり、毎週通園するわけではないため、1日私的サービスを利用することがある。また、週間スケジュールには記載していないが、父親のレスパイトのため、土曜日に私的サービスを利用することもある。

#### 【ワーカーの対応】

当初は通園施設の通園バス乗り場の変更を施設に調整したが、途中、長期休暇対応等によって私的サービス事業所のスタッフの配置が困難になったため、私的サービス事業所のスタッフが他の利用者の送迎途中で通園施設に連れて行くことの調整を行った。その結果、午前9時から通園施設が受け入れ可能となった。

姉の治療状況及び入院期間等について、また母親への連絡の際に、姉が入院する病院の 医療ソーシャルワーカーより情報を収集するとともに、院内の調整をお願いした。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

姉が退院できるまでに3ヶ月を要した。その間、本人は以前と変わりなく通園施設に通うことができた。それだけでなく、第三者との関わりを増やすことで、本人も様々な人と関わることができるようになってきた。また、父親が私的サービスをレスパイト利用することで、父親の負担を軽減することができ、3ヶ月間自宅で過ごすことができた。

#### 5. 考察

私的サービス事業所、通園施設、病院、相談支援事業所の連携により、生活環境を最小限に変更することでこの世帯の緊急事態を乗り切ることができた事例である。関係機関にとっては、実施しているサービスの幅を少し広げることで、入所施設を利用しなくても生活を継続することができることを実感できたものと考えている。これが可能になった要因として、自立支援協議会が設置されたことによって関係機関の連携が強化され、各機関が実施しているサービスを振り返って検証することができるようになったのではないかと考えている。それは、自立支援協議会で困難事例等の情報を共有することで、自立支援協議会に参加するワーカーが、法人サービスに対して働きかけをしていることに他ならない。この取り組みを継続することで、各機関の自律性も促進されるのではないかと考えている。

# 開発に関するコメント

本協議会での開発機能とは、地域の社会資源の開発、改善をしていくことを意味しており、今後障がい児・者の生活支援を充実させていくためには、必要かつ重要な機能であると考えられる。

事例7は、家庭の事情で緊急対応を余儀なくされた障がい児を、障がい福祉サービスと私的サービスとを組み合わせて対応したケースである。今までだと、このようなケースでは、どこか空いている入所系施設を利用してもらうことで対応してきたため、家での生活ができなくなったり、普段通っている施設や学校等に行けなくなることがあった。このケースでは、家での生活を続けていくために必要なサービスを提供していくことで、生活環境を大きく変えることなく過ごすことができた。緊急時ではサービスの組み立てが主になりがちであるが、本人の精神的安定と今後の生活の安定を優先して検討することが出来たのは、関係機関の連携がスムーズとなったことが大きいと考えられる。

自立支援協議会の設置以降、関係機関の連携が強化されたことにより、このようなケースに柔軟に対応していけるようになると考えている。

しかし、現状では対応困難なケースについて、その多くは既存のサービスを組み立てることも難しい現状がある。今後はワーカー間のより濃密な連携、市町村事業等の新たな資源(事業)の開発、改善に力を入れていくことで対応できるとよいと考えられる。自立支援協議会の設置により、課題を明確にし集約するシステムが構築されたことでその可能性が拡がったことの意義は大きい。



# 3障がい支援可能とは

○45歳 女性 統合失調症 (精神保健福祉手帳2級)

## 1. 事例概要

#### 【生育・生活歴】

4人家族の長女として生まれる。両親は自営業を営んでおり、共働きであった。そのため、なかなか家族でゆっくり過ごす時間はなかった。大人しい性格で、自分の気持ちを人に伝えることができにくい子であり、親からみると手のかからないごく普通の子であった。高校卒業後就職し、28歳のときに結婚。1年後には長男を出産。

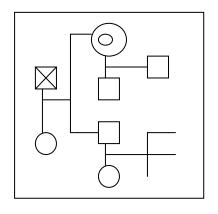
## 【本人の状況】

平成12年祖父が亡くなった際、父方の叔母からいわれもないことを強くののしられ、ショックを受けた。それがきっかけで不眠となり、その叔母に対し夜中に何度も電話をすることが続いた。叔母から夫に連絡が入り、精神科へ受診。心因反応と診断された。その頃から家事や子育てができなくなり、夫の不満がつのり暴力もでてきた。平成15年ごろ休養のため、精神科へ3ヵ月ほど入院。その後夫から離婚を言い渡され、夫が子どもを連れて出て行った。家に一人残されてしまい、母親が気の毒に思い一緒に暮らし始めた。

精神科に隣接している授産施設に通いはじめ、施設職員の協力もあり、一般就労を目指した。コンビニエンスストアでバイトをしたが、出勤時間が守れない、物を盗むことがあり、母のほうから退職を申し出て在宅生活となった。入院中に友だちになった男性とパチンコに行くが、隣の人の玉を盗る行為や、コンビニエンスストアでコーヒーやタバコを盗んでしまう行為があり、何度も警察のお世話になってしまった。母親も本人に対して厳しく言うことが増え、家の中に引きこもるようになっていった。ある日、眠剤と精神安定剤を何袋か服用してしまい、意識混濁になった。救急車を呼び、病院に運ばれた際、統合失調症と診断された。母親が将来を不安に思い、民生委員に相談。当相談支援事業所を紹介され、支援を開始することになった。

#### 【家族状況】

母親と本人の二人暮らし。父親は数年前に他界。 弟家族が同じ敷地内で暮らしているが、関わりは少ない。 前夫と子どもは市内に住んでいるが、会うことはない。 家のローンが残っており、母親が働いて返している。 母親は平日12時から22時まで工場の調理スタッフ として勤務。



# 2. アセスメント要約

私は一日中家の中でゴロゴロとしていたい。働きたいと思うこともあるが、本当に働きたいのか分からない。コーヒーとタバコがあれば困らないので、ほっといてくれればいい。ただ、迷惑はかけたくないので、一人で自立した生活を送れるようにしたい。

# 3. 支援プラン

本人は困っていない、しかし現状から抜け出したい家族の思いをどのようにプランとして組んでいくかが問題となった。ワーカー自身、精神障がい者の関わりが少なかったため、本人が以前関わっていた地域活動支援センター(精神)のワーカーに相談し、バックアップをして欲しいとお願いをした。アドバイスを受けながら、支援方法について考えた。プラン内容は、自立した生活を送ることを将来的な目標としておき、そうするためには今何をすべきかが話し合われたが、本人意欲がなくできるだけ何もしたくない状態である。

#### 【プラン①】

引きこもりの状態から脱したいという母親の思いと、本人はこのままでいいが退屈であるというアセスメントから、外出支援について案がでた。今までコンビニエンスストアにコーヒーやタバコを買いに行くことができていたが、出入り禁止になっている。そこをヘルパーと一緒に行けばよいのではという意見がでた。ヘルパーと一緒に行くことは問題ないが、ヘルパーがいない時に一人で外出し、物を盗る危険性があると母親が懸念された。そこで、コンビニエンスストアの方に協力を得られないだろうかと考えた。ある精神障がい者のグループホームの近くでも、同じようにコンビニエンスストアでお金を払わずに出て行くことがあり、そのコンビニエンスストアに写真と連絡先を明記したものとお金を預かってもらい、払わずに出て行ってしまった時にはそこから払うように協力をお願いしているケースがある。店長と一度話し合いが持てないだろうかと提案した。母親も本人を知ってもらうきっかけになるのではと了解をしてくれた。民生委員にも協力をお願いし、コンビニエンスストアの店長・本人・母親・生活支援ワーカー・精神分野のワーカーで話し合いを持った。しかし、コンビニエンスストア側も物を盗られるのが一度や二度ではなく、

何回かは見逃していた。限界まできており、協力はできかねるとの返答であった。

## 【プラン②】

部屋の中に飲んだままのコーヒーパックが乱雑に積みあげられ、カビもはえ片付けていない状況。負担なくできる支援として、コーヒーパックを片付けることとした。まずは生活支援ワーカーと週に一回行なった。パックを洗い、はさみで切りまとめることを一人でやってもらった。数回一緒に行なってみて、家族・生活支援ワーカーだけの関わりではなく、ヘルパーを利用できないかという意見もあり、ヘルパーに引き継ぐこととした。習慣化していくため、週に一回ヘルパーとパックを片付けることを計画とした。

# 4. 支援プラン実施後の効果

プラン①では、外出支援で計画をたて始めたが、母親の警察を呼ばれてしまうかもしれないという思いの強さと、コンビニエンスストアへのアプローチの失敗から今すぐは難しいであろうと考えた。しかし会議をもったことにより、民生委員も気にかけて見守りをしてくださり、地区協議会の際に情報提供をしてくださるようになっていった。この件がきっかけで、民生委員にも地域で精神に障がいをもっている人も暮らしていることを知ってもらう機会となった。

プラン②ではヘルパーが入る前に、生活支援ワーカー、精神分野のワーカー、ヘルパー、本人、母親でサービス内容の確認と、本人の希望、母親の思いについて会議を開いた。はじめ片付けをすることは嫌といっていたが、ヘルパーが来ることを楽しみに待つようになった。ヘルパーとの相性もよく、コーヒーパックの片付けを嫌がらずに行なえるようになっていった。ヘルパーが入る時間帯、母親は仕事に出掛けているため連絡ノートを作り、活動内容や状態を記載している。母親からも日常の様子について書いてもらい、情報交換を行なっている。

#### 5. 考察

今回、本人の意思確認が困難な中、母親の思いと本人の思いをどのように近づけることができるかが課題であった。自分の意思表示ができにくい方にとっては常に課題ではあるが(障がい種別に関わらず)、その問題を一人で抱えることなく複数で関わったことによりさまざまな視点で検討できた。良かったこととして、ヘルパーが入ることで、多少ではあるが、自ら喫茶店に行きたいと母親やヘルパーに訴えることができてきた。母親も、福祉関係者と関わることで、疾患に対して理解しようと本を買ったり、親の会の集まりに参加するようになった。そのことがきっかけで母親の精神的安定が図られ、本人の安定につながることとなった。コンビニエンスストアの方は、一回きりのアプローチであったが、地域の方に対し何をどこまで求めるのかということも検討する必要があった。今回、福祉側の一方的な見方で協力を求めてしまったことが失敗の要因だったと考えている。地域の方との距離をどう埋めるかについても協議会で検討していく必要を感じた。

今回の事例は生活支援ワーカーとして、身体障がい者・知的障がい者の支援経験はあったものの、精神障がい者に関しては未経験であった。このケースを通じ精神分野のワーカーからアドバイスをもらうことで、チームで支援に至っている。§4でも記載されている通り、ワーカーが3障がい支援可能な資質をもつ必要性が述べられている。ワーカー自身が未経験だからと言って、専門分野のワーカーに振ればいいという形では、いつまでも3障がい支援可能にはならない。だからこそ、経験不足で片付けるのではなく、バックアップをしてもらう体制ができていれば支援できるのではないかと考える。

相談支援を行なってきて思うことは、一人で悩み、かかえてしまうことが多い。しかし、それでは1つ(1人)の考え方、偏った見方で相談者の支援をしてしまう恐れがある。そうしないために、協議会というツールを利用し、生活支援ワーカー同士の連携や情報共有など複数の視点で支援ができる方法がよいと考えている。



# チームでサポートする家庭の事例

# 一第4子の支援を中心に一

○第4子 11歳 女児 知的障がい (療育手帳 C判定)

# 世帯全体の支援

# 1. 事例概要

#### 母子家庭

母親 41歳(会社員)

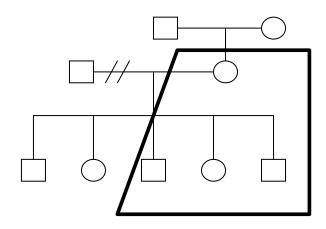
長男 18歳 (無職、ADHD)

長女 15 歳 (専門学生、他市在住)

次男 13歳(中学3年、特別支援学級在籍、ADHD、軽度知的障がい)

次女 11歳(小学6年、特別支援学級在籍、軽度知的障がい)

三男 9歳(小学3年、特別支援学級在籍、ADHD)



#### 【生活歴】

長男は中学時代から不登校になり、母とともに青少年相談所で相談をしていた。卒業後、家に引きこもる生活になり、家族に対して暴力が増えていった。家族はその暴力に耐えられなくなり、主治医のいる当センターに相談。青少年相談所のワーカー、児童担当の行政職員と調整し、母子生活支援施設に一時保護。その後、家族の意向もあり同施設へ措置入所となる。それと同時に長男の一人暮らしが余儀なくされることとなる。家事全般を母親に任せていた長男が生活を営めるか心配されたので、当センターの医師・ワーカー、行政職員、青少年相談所のワーカーが調整し、毎日家庭訪問しモニタリングを行うこととした。始めは、家族に見捨てられた気持ちが強く、長男はハンガーストライキをしていたが、空腹に耐え切れず冷蔵庫の食材を食べるようになる。その後は炊事、洗濯、買い物なども自ら行い、一人での生活が営めるようになった。

母は長男の暴力から逃れほっとしているが 母子生活支援施設はいつまでも入居できるわけではない。しかし将来の住居についてはまだ考えが及んでない。母親は明るく一生懸命働いているが、物事をうまく整理したり、計画したりする事は苦手のようである。長男は県営住宅で一人暮らし、現在は訪問に行っても特定の相手としか話さないが、比較的落ち着いた生活をしている。長女は名古屋で暮らし、専門学校をやめて勤めだした様子。次男は春に中学3年生、弟は小学4年生になる。本人は次男の通う中学校へ通う予定。学校帰りに立ち寄る母の実家では、祖母が昨夏、脳梗塞で倒れ祖父はその看病に付く。現在、祖母はゆっくり自立歩行ができるまで回復したが家事はしていない。

#### 2. アセスメント要約

長男の生活は安定しているが、その他の家族の母子生活支援施設での生活は一時的なもので、いずれは施設を出て生活していかなくてならない。今後どのようなスタイルで家族全員が生活していくかを考える必要がある。また子ども一人ひとりに障がいに起因する課題があり、継続的に支援が必要になる。しかし一人のワーカーが家族全体を支援していくには、一つの問題を解決している間に、また他の子どもの問題が出てきて対応が不十分になる可能性が大きい。それぞれに子どもにワーカーをつけ支援していく。また方向性のずれなどを防ぐため、全体を見るワーカーも必要である。

#### 3.支援プラン

長男の支援は青少年相談所が行ってきたが、青少年相談所の対象者が 20 歳未満の者であることから、継続的な支援は難しい。しかし、今後一人暮らしを続けるか、家族と一緒に生活するかの選択や、選択後の生活支援などが必要であるので、20歳を期にスムーズなケース移譲ができるように、青少年相談所のワーカーとKワーカーと一緒に支援を行っていく。

次男は中学卒業後、養護学校高等部へ進学が予定されているが、一人で公共交通機関を 利用し通学する必要がある。しかし現状では一人での公共交通機関の利用は難しく、経験 が必要である。また入学後も不登校にならないような支援も必要なため、Dワーカーが支援を行っていく。

次女は小学卒業後、中学校に入学し特別支援学級の在籍が予定されるが、新しい場所が 苦手である為、入学当初の情緒不安定が予想される。また生理の対応などの思春期の問題 への支援も必要なため、女性のSワーカーが支援を行っていく。

学校の長期休暇時に母が働き続けるためには、三男が放課後児童クラブや障がい福祉サービスを利用する必要がある。三男は長期休暇時のサービス調整を中心とし、その他課題が起こらないかモニタリングが必要なため、Hワーカーが支援を行う。

複数のワーカーが関わることで、それぞれ課題を明確にして支援ができるメリットがある反面、各ワーカーの動きの違いによって生じる家族の課題などの把握が難しくなるというデメリットもある。それを予防し家族全体の支援の方向性を調整するために、それぞれのワーカーの動きを報告し、Tワーカーが本ケース全体の統括をするというチームを編成した。

以下、この家族の第4子の事例について紹介する。

#### 第4子の支援

# 1. 第4子の事例概要

# 【本人の状況】

1 歳半になっても言葉を発することはなかった。次男が通っていた早期療育グループに付いて行っていた。地域の幼稚園に通いだした頃、長男が中学1年生の秋から不登校になり家庭内で暴れだした。そのためか本人は精神的に不安定になり園の先生にべったりとくっついていることが多かった。

小学校1年生・2年生は普通クラスに在籍したが、全く母子分離が出来ていなかった。 母親が1日中付き添っている日もあり、母親の姿が見えなくなると校内に響き渡るほどの 大声でよく泣いていた。

2 年生の時、小児科医院で相談をしたところ多動といわれ、こども発達センターを紹介 される。少しの間リタリンを服薬する。2 年生の頃から不登校ぎみになっていった。途中 から加配の先生がつき一人で通えるようになった。2 年生の夏に両親が協議離婚をする。

3年生から特別支援学級に替わりクラスは5名で落ち着いていた。

4年生で担任が代わり、9月頃から再び不登校になり、校内の相談室に11月ごろから登校した。

- 5 年生から校内の相談室には通って行ける。交流学級の先生が声をかけてくれて、理科の実験の時など、友達が誘いに来て参加したり、キャンプにも参加できた。
- 6 年生で特別支援学級の隣のクラスに替わり順調に通うことができるようになった。ただ金曜日はいろんな学年が集まる委員会やクラブがあるため休むことが多い。意思表示がなく、返事もしない、わからないことを訊けない、うまくできないと物を投げ、机の上の

ものを払い落とす。人との付き合い方が分からないようで、先生が休むと本人も休んでしまう。勉強内容は国語は4年生のものを使い漢字練習や教科書を写したり、算数は2桁の掛け算、割り算を九九表をみて解く。ミシンや鈎針編みなどができるいいと先生は考えている。

母からは泣くことは減ったが石のように固まってしまい、動かなくなり、勉強が解からない時や次男が本人の好きなものを触ると怒る。買い物中、店のものをたたくこともあるので顔をみておかしいと思ったら退散するようにしているとの事。何気ない一言で機嫌が悪くなるので困ってしまう。また小さい時に兄の暴力を見ているので暴力的なのかもしれないと聴取。食べ物の好き嫌いは無い。幼稚園の頃は竹馬など頑張ってやったが今は意欲がみられない。友達はいなくて、10-20分は遊ぶが「ありがとう」「またね」「バイバイ」・・・と言った言葉が言えない。今は生理の始末ができるようになるか、また男の先生に抱きついていく事があるので心配だとの事。春から次男の通う近くの中学に行く予定。

長男のことは嫌っていて、会いたくないという。長女の家にはタバコ臭いから行きたくないといそれほど慕っていない。

# 2. アセスメント要約

兄の暴力から逃れて母子生活支援施設に入れ、現在は安心した生活を送れている。人とコミュニケーションをとる事が苦手で、慣れていない場所へ行く事も好きではない。母やきょうだいへの依存が強く、先生と相性が合わなかったり、苦手な行事があると不登校になってしまう。中学校へも通い続けられるか心配なところである。人間関係のとり難さを除けば能力は持っているので今からでもいろいろな体験を通して、人との付き合い方を学んでほしいと思う。

#### 3.支援プラン

人や場所に慣れることに特に時間がかかると考えられるので、まずはワーカーとの信頼 関係を結ぶことから始めることにする。小学校へ訪問して、放課後に一緒に遊ぶ時間を持 つ事や祖父母宅に他のワーカーと訪問して家庭での様子やきょうだい関係の中に自然に寄 り添っていく事にする。ワーカーとは簡単な挨拶ができるくらい信頼関係が結べるよう期 待したい。

短期目標として、先ずは春に入学する中学校に慣れることを目標にする。中学1年生は3年に兄が入る事で嫌がらずに通うことができると思うが 2年生・3年生も一人でも通える事ができるかは不安なところである。この1年で学校へ楽しく通えるために中学校の先生とも調整をしていきたいと考える。同時に人間関係を広げるためにヘルパーに繋げることもゆっくりと進めてみる。

長期目標として、編み物や縫い物、調理など先のことではあるが 母のお手伝いができる日を夢みて支援をして行きたいと考える。ヘルパーに慣れることができたら、たまには 遠出をして社会参加を増やして行きたいと考えている。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

## 【支援の経過】

このケースは平成20年11月に4事業所5人が初めてケース会議を開き話し合いの場を もった。同じメンバーで、後日祖父母宅を訪問し母たちと顔合わせをした。

その後母からと、5 人きょうだいすべてに関連した学校関係者から、それぞれの子ども たちの様子を聞き取る。3 回学校へ訪問して授業の様子をみせてもらった。

1回目の訪問はワーカーの事を気にしながらも無視する素振りを見せていた。じっと顔をみたり、目を合わす事はしない。先生から与えられた課題を身体全体で隠すようにやっていた。でもノートにはきれいに書けていて、落ち着いて勉強をこなしていたので思っていたより授業態度や学力は持っている事を確認できた。先生は、日により気分にムラがあり、机にうなだれたままの時もあると話された。

2 回目の訪問も先生の指示に従い教室移動もでき、もくもくと課題をこなしていた。遊び時間になったので"オセロやろうか?教えてね~"と誘ってみると意外にのってきて一緒に遊ぶことができた。

3 回目に訪問した時は、学校を休んでいて施設の方へ訪ねてみたが布団に入ったままで てこない状態との事で会う事はできなかった。今後施設長と母の許可があれば部屋への訪 問も良いとのこと。

年末に次男のワーカーと2人で祖父母宅を訪問した時は 本人はベットの下に隠れて出てこなかったが、トランプとカードゲームを祖父も入ってやりだしたところ、はじめは寝ころびながらカードを投げていたが、だんだんその気になって7並べやババ抜きも一緒に遊べた。遊びのルールはすべて理解していた。

2 回目に次男のワーカーと訪問したときには 部屋の隅に隠れながらも持っていった木の糸通しをやることができ、隣の部屋から仕上げると襖を開けてポイと投げ入れ、"次これもやって~"と促すと襖を開けて持っていく状態である。まんざら嫌でもなさそうでむしろ楽しんでいるように思えた。母が帰ってきた時に、べったりと甘えて赤ちゃん言葉でしゃべっていた様子が印象的だった。

#### 5. 考察

このケースは、母やきょうだいへ暴力を振るう長男、夏休み中に学童保育に参加する三男の支援に入ったワーカーたちから、他のきょうだいへも支援が必要であると掘り起こされてきたケースである。4人きょうだいそれぞれが問題を抱えていることから2人のワーカーだけでは対応が不十分ということで依頼がきた。

母子家庭であり近づいてくる冬休みの過ごし方について、話し合いが必要ということになりケース会議が開かれた。地域自立支援協議会のネットワークがあったからこその早急な取り組みができたものと思われる。経験豊富なワーカーたちと会議を通して、また一緒に訪問することにより学ぶことも多々あった。ワーカーが一人で悩みを抱え込まず相談しながら支援を進めて行ける事は、大変心強い。

この家族は、解決の困難なケースになる前に早期に支援が開始されてよかったと思う。 今後もこのケースのように児童期から支援につける体制が確立していくことを期待したい。





# ワーカーの専門性を活かした児童期の支援

○15歳 男児 体幹機能障がい・知的障がい(身体障がい者手帳1級・療育手帳A判定)

## 1. 事例概要

#### 【生育歷】

平成5年K市のA病院で出生。仮死のため出生直後、周産期センターB病院に搬送。B病院で生後3か月まで入院生活を送り、退院後はO市の療育施設で作業療法、理学療法を受ける。豊田市に心身障がい児総合通園施設ができると聞いて豊田市に転居。すぐに肢体不自由児の早期療育グループに通い、2歳になり肢体不自由児母子通園施設に通い始める。4年間通園した後、肢体不自由児の養護学校に入学した。

#### 【生活歴】

本児が出生後すぐに、父親は単身赴任のため県外での生活となる。実質母子家庭のような状況で、全ての育児を母親が担っている。幼少期は母子通園で常に母と一緒の生活が続いた。養護学校小学部入学当時は、母親と離れることに抵抗が強く、通学バスでの登校時泣いて過ごす日々が続いた。2か月程度で登校に慣れたが、学校生活以外は母親から離れることはなかった。小学5年生のときにキャンプがあり、初めての母と離れた生活を経験したがほとんど泣いて過ごしていた。その後、同級生らが移動支援など福祉サービスを活用しだしたが、本児は強く抵抗しこれまで福祉サービスの利用を一度もしたことがない。

# 【生活状況】

6:30 起床、食事・身支度

7:50 登校

16:00 帰宅、母と買い物など

19:00 食事

20:00 入浴、テレビ

23:30 就寝

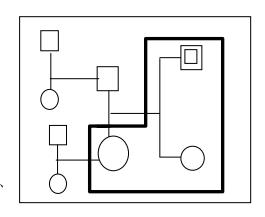
休日も起床時間、就寝時間など規則正しい生活をしている。帰宅後は母と買い物など外出するか、テレビを見て過ごすことが多い。特に夜はドラマなどを見て、就寝時間が遅くなってしまう。

#### 【本人の状況】

15 歳男性。養護学校中学部3年生。身体障がい者手帳1種1級、療育手帳A判定。脳神経系疾患。移動は車椅子使用。話している言葉は理解しているようで、ひらがなも読むことができる。小学校1年生レベルの漢字は読むことができる。嫌なことは首を振って意思を伝えてくる。ヘルパーの話などになると嫌がり、その場から逃げようとする。表出は単語レベルであるが文字盤を使うと「ぼく、きのう、テレビ、やきゅう、みた」程度の助詞のない文章を伝えることができる。外出先では同級生と出会うと見つからないようにしたり、見ず知らずの車椅子を利用する人を見かけても避けるように道を変えたりする。母は本児がうまく話せないことに対してコンプレックスを感じ、他者との関わりを避けているように考えている。

# 【家族状況】

父は県外に単身赴任中。仕事が多忙で帰宅し宿 泊していくことはない。名古屋に出張で来たとき だけ夕食を食べに帰宅するが、翌日の仕事が朝早 く名古屋に戻って宿泊する。妹は中学3年生で受 験生ということや思春期であり、母が対応に苦慮 することも多い。主たる介護者は母であるが、ぎ っくり腰を何度も患って注意しながら対応してい る。父方祖父母は健在であるが、県外に住み遠方 のため支援はなし。母方祖父母は同じ県内に住み、 車で2時間程度の距離であるが、なにか大変なと きには支援を依頼している。



# 2. アセスメント要約

母の移動支援や入浴介助などの福祉サービスを利用したいというニーズに対して、本人が強く抵抗をしている。福祉サービスを利用する前段階として、家族や教員以外の者との関係を広げていき、自立した生活を送りたいという本児の思いを育てることが必要である。

#### 3.支援プラン

家族や教員以外の者との関係を広げていくという「社会性を育てるという課題」に関しては、診療所での訓練場面や養護学校に出向き、本児が他者とどのようにコミュニケーションを取っているかを見学し、本児に関わる機関からの情報収集を行う。

本児に直接支援が難しいことから、母と連携し本児と間接的に関わりながら、本児との信頼関係を作っていくことからスタートするように重点を起き、具体的な支援計画を作成する。

#### 4. 支援プラン実施後の効果

この支援プランは動き出したばかりで効果を測ることは時期尚早である。このプランを計画・実施するにあたっては、ピアカウンセリングや、障がい者自立生活プログラムでの専門性の高い障がい当事者が行う相談支援事業所のワーカーと連携し支援計画を立てた。これは母のヘルパーや入浴介助を利用したいというニーズが、現在の生活支援をして欲しいというものでなく、将来の生活を見越したニーズであったことから、障がい当事者である本児の思いを重視しながら、支援を計画・実施したいと考えたからである。

このような支援計画の必要性を考えることのできたことや、他の相談支援事業所と連携し、計画・実施できていることは、自立支援協議会で構築されたネットワークがあったからである。それぞれの相談支援事業所がどのようにケースを捉え、どのように支援を実施しているかを、自立支援協議会で協議することにより、新たな視点、特に障がい当事者の意見を学ぶことができたことから、実施できているプランだと考える。

#### 5. 考察

本ケースについては、相談支援としてスタートしたばかり、また支援計画全体からすればアセスメントの途中とも考えられるケースであるが、ワーカーの存在意義やその専門性を活かした支援ケースだと考える。障がい者の生活支援を考える中では、乳幼児期、児童期に当事者がどのように生活をしてきたか、家族がどのように生活をしてきたかがとても重要である。しかし、障がいがあるがゆえに年齢相応の社会経験が難しいこと、また、保護者が日頃の子育てに忙しく、本人の将来を考え計画的に社会体験を積ませることが難しいこともあり、家族だけの子育てでは当事者が経験不足になることは珍しくない。また様々な経験をしたくても、家族の思いと、当事者の思いや発達にずれがあり経験ができないことも多い。しかし、それぞれの思いや発達を考えずに進めていくことは不可能である。発達を考え、それぞれの思いを大切にし、支援計画を実施するのがワーカーの専門性の一つだと考える。

現状の生活課題に対して、サービスを提案し生活に即したプランを作成し、実施・モニタリングをしていた今までの相談支援では、このようなケースへ十分な対応はできなかった。しかし、このような母の思いや当事者の思いを重要視し、児童期からワーカーが関わりながら、当事者の自立支援をしていくことが、成人期の生活支援の幅を拡げることにもつながると考えている。

このケースは成果を出すのに時間のかかるケースであるが、このような支援がどのような効果を生み出すか今後も定期的に振り返り、同時に今後の児童期の相談支援の仕組みについても考えていきたい。

# 教育に関するコメント

「自立支援協議会の運営マニュアル」(2008 年 財団法人日本障害者リハビリテーション協会)において、教育機能とは「構成員の資質向上の場として活用」するものだと書かれている。構成員の研修体系を考えることもそうであるが、自立支援協議会のプロセスに教育機能が備わっていると言っている。豊田市の場合には、協議の場における構成員の資質向上に加え、ワーカーの資質を向上させる取り組みのことを言う。相談支援事業が自立支援協議会の中心にあることから、ワーカーの個別支援や地域支援能力の向上を図ることを表現する場合にも教育機能という用語を用いている。

複数の相談支援事業者があれば、考え方・理念の違いやワーカーの経験年数・経歴も違う。自立支援協議会におけるワーカーの教育機能を考えたときに、一つのケースに複数のワーカーが関わり、同じ利用者へ支援を行うことで、ワーカーが相互補完機能を持つとともに、互いの気付きを促すことで、ワーカーの資質向上に寄与するような仕組みが必要である。さらに、複数のワーカーが支援することで客観性を保ち、互いの支援を検証するような仕組みも必要になる。

【事例8】は精神障がいの女性の事例である。地域支援者との連携やワーカーのスーパーバイズ・バックアップ機能が働いている。専門分野以外の障がい者からの相談があった場合でも、専門分野のワーカーからスーパーバイズを受けながら支援を実施していくことで、利用者がたらいまわしにならずに済んでいる。これは、利用者の安心にも繋がると考えられる。【事例9】は多問題家庭で生活する特別支援学級に通う知的障がいの児童の事例である。複数のワーカーが連携の下に支援をしている。関係機関との連携により複数の視点で一人の利用者や家族の支援を考えており、関わるワーカー間の協調をうまくとって支援していることが評価できる。【事例10】は肢体・知的の重複障がいの児童の事例である。専門分野のワーカーとの連携により、発達を考慮して支援計画を作成している。必要に応じて専門分野のワーカーに助言を求めたり同行支援を依頼できる関係が構築されつつある。

事例を通して自立支援協議会の中で検討することで、ワーカーにとっては、専門分野 以外の障がいの特性や生活のしづらさ、支援の方法、サービスの状況、長期的な視点に 立った支援方針などを互いに理解する機会になっている。また、ワーカーが知的・身体・ 精神の3 障がいに対応できるようになり、より専門性の高い支援を行うことができるよ うになるために、人材育成、教育の場として自立支援協議会がこれからも機能し、切磋 琢磨していける関係づくりや仕組みづくりが求められている。



# 多機関による家族支援の事例

○43 歳 男性 自閉症 (療育手帳 B 判定)

#### 1. 事例概要

#### 【生育歷】

地域の小中学校(特殊学級(現特別支援学級))卒業。

#### 【生活歴】

中学卒業後、父親の勤める会社に母親含め三人で就労。父親の死後無職になる。

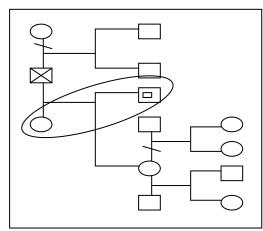
#### 【生活状况】

高齢で視覚障がいの母親との二人暮らし。収入は、障がい基礎年金と母親の遺族年金。14年前に父親が死去。同時に母子ともに退職、会社の寮を退寮し市営住宅に転居。以降、家計管理や諸手続を担う。また、義兄の入院の保証人になったりと家族の中心的な存在。しかし、高額な布団や複数の浄水器の購入契約など消費者被害に遭う。また、実妹によって本人名義の携帯電話を勝手に契約使用されたり、母親のカードで実妹家族の生活用品の購入などが頻回であり、その支払いのやりくりに追われ公共料金や年金等の支払いが滞っていた。年金が入る数週間前から経済的に苦しい状況が繰り返されていた。しかし、世帯収入から考えると困窮する状況ではなく、本人の金銭管理能力の低さから起こっていることが考えられた。部屋には、目覚まし時計やセンサーライトなど通常ひとつか数個あれば足りる物が所狭しと並んでいたり、ページをほとんどめくっていないであろう成人雑誌が非常に多く積み重ねられていた。これらの物品は近くの商店で購入するのみでなく、電車を乗り継いで名古屋の大型店舗まで出かけ、こだわるように買いそろえていた。また、食事も簡単な調理はするものの、多くを出来合いの総菜ですませている。さらには、減免を受けることの出来る各種支払いについても、情報と知識不足から手続きを行っていなかった。

# 【家族状況】

母親が高齢で視覚障がい。実妹は近隣市に在住。 義兄が市内精神病院に入院中と隣県在住(生保受 給)。

実妹は、手帳を所持していないが生育歴から軽い 知的障がいまたは発達障がいが疑われる。



#### 2. アセスメント要約

義兄の退院に伴い、退院先の家族の環境調整を依頼されたケース。経済的な支援と家族の関係調整が必要であり、また安心して健康的な生活を送るために福祉的なサービスも世帯員それぞれに必要。

# 3. 支援プラン

# 【経済的な環境の立て直し】

- ① 消費者被害の内容の整理
  - 生活支援ワーカー
- ② 金銭管理を公的に支援
  - 社会福祉協議会
- ③ 税金、公共料金等の見直し
  - ・社会福祉協議会、生活支援ワーカー
- ④ 就労支援
  - ・就労・生活支援センター、企業

## 【家族間の関係調整】

- ① 義兄の退院後の生活プラン検討
  - ・保健師、病院(医療ソーシャルワーカー、精神ソーシャルワーカー)、生活支援 ワーカー
- ② 母親の福祉的支援、医療的支援
  - ・包括支援センター、病院(医療ソーシャルワーカー)、生活支援ワーカー
- ③ 実妹による、金銭的な関わりの整理
  - ・社会福祉協議会、生活支援ワーカー

#### 4. 支援プラン実施後の効果

#### 【経済的な環境の立て直し】

不要な契約(本人が使用していない携帯電話、母親のカード等)の解約や各種減免の申請と適用により、今後の支出抑制。年金の管理を社会福祉協議会にて行う(日常生活自立支援事業)ことで、計画的な金銭の支出が可能になり余剰金が発生。経済的な余裕が出来た。また、就労支援を行い一般企業への就労が決まった。就労は、本人の健康状態等の諸問題から継続が困難と思われたが、就労支援センターのワーカーの関わりと企業側の理解で就労が継続。現在の給料はほとんど無いに等しいが今後の経済的な余裕には期待が持てる。

#### 【家族間の関係調整】

支援のきっかけであった義兄の退院について、病院側は退院先を本人の希望のまま自宅

と主張していた。しかし、本人の病状のみを判断して医療的な関わりを判断する医療機関と、地域生活を支える福祉的な関わりである生活支援センターを含め個別支援会議を開催。本人参加の上で、継続して地域生活を送る方法としてグループホームの利用が決まる。これまで、家族環境に配慮しない退院が行われた経緯もあり、入退院を繰り返していた。今回、医療的な視点の中に本人の治療のみでなく家族の生活環境を配慮した支援が展開されたことは大きな成果であった。

隣接市に在住の妹による、経済的な問題に対しては年金管理が社会福祉協議会にて行われる事でコントロールが可能になった。例えば、家族として送る範囲の金額(交通費や、孫のお祝いなど)などは余剰金からの支出。社会通念上不当と感じる支払い(車検費用や出産費用など)は返済意思を書面にて明らかにした上で貸し出す。但し、家族間の金銭問題であるため強く規制するのではなく、本世帯が経済的に困窮しないように家族関係を破綻させない配慮を持った対応をおこなっている。

#### 5. 考察

多機関が家族の構成員にそれぞれ連携してかかわる事で生活上の問題点の発見と改善が早期に行われた。情報共有だけでなく緊急時における多機関でのかかわりも、家族支援の視点から情報が集約され個ではなく世帯を支えるネットワークを組む事が出来た。このことは、支援費時代にあったネットワークと違い、より有機的に機能する地域自立支援協議会のネットワークのメリットであると考えられる。本世帯は、長年にわたり福祉サービスあるいは福祉的な支援とは無縁の世帯であった。そのため、隠された問題が多く、拡がりのないネットワークでは福祉サービスのコーディネートに終始していた可能性が高い。また、権利侵害に対し解決方法を自ら見いだせない家族に対し、生活支援ワーカーが代弁者として機能することで、権利擁護事業の実施者(社会福祉協議会)が関わるまでの間も素早い支援を展開することができた。このような、潜在的に支援を必要とするケースにおいて、相互の専門性を保ちながら状況に応じてきめ細かな対応を可能とするために地域自立支援協議会は有効なツールとして機能させる必要があると考えられる。

# 権利擁護に関するコメント

「権利」とは「その人がその人らしく生きるために欠かせないもの」であり、自分の権利を主張し、自己実現できるよう支援していくことではないかと考える。「権利擁護」とは、利用者の声をしっかりと聴く仕組みであり、その声を引き出す工夫をし、しっかり受け止め、サービスの質の向上や事業所の運営に反映していくことが権利擁護の実践である。

豊田市地域自立支援協議会での権利擁護とは法制度だけのことをいうのではなく、人が生きていくための権利を包括的に捉え、人間社会の中で人と人との関係の上に成り立つものであるとし、その心の声を聴くことが出来るように支援していくことをいう。

本ケースは家族支援が必要な状態を早期に発見し緊急性を要求されたもので、個々の問題がないがしろにされがちな状況であったが、協議会のネットワークのシステムが存在したことで、よりきめ細やかに、より個々の権利が守られるような配慮ができた支援活動のひとつであろう。



# 通学支援を行っている児童の事例

○15 歳 男児 自閉症 (療育手帳 B判定)

#### 1. 事例概要

#### 【生育歷】

H5 年近隣市で誕生。1 歳で発達の遅れを指摘され A 市の病院を受診。療育の必要性有りと診断され肢体不自由児施設などの療育施設に通う。2 歳で小児精神科を受診。自閉症と診断される。本人 3 歳の時両親離婚。地元の療育施設に通う。小学校は地元小学校の特別支援学級に通う。平成 15 年4月に市内の母親の実家に転入。地元の小学校の特別支援学級に転校。当初は環境が変わったため落ち着かず不安定な状態が続く。理解ある先生に担任してもらい無事卒業。母子家庭の為、移動支援のサービスの利用と祖母の協力で母親の就労ができるようになり自宅近くの有料老人ホームで就労する。卒業後は地元中学校の特別支援学級に進学。現在 3 年生。卒業後は養護学校の高等部に進学予定。

#### 【本人の状況】

自閉症。発語あり、日常会話は機能的には問題ない。しかし初めての環境や人に慣れるのに時間がかかり、思うように自分の意思を他人に伝えることができない。騒々しい所や人にかまわれることが苦手である。しかし成長と共に他人との関わりを少しずつ求めてきている。家以外ではパニックは見せないが、家の中で思うようにいかないことなどありストレスが溜まると、大声をだしたり暴れたりの行動はまだ見せている。

# 【家族状況】

母子家庭の為母親は有料老人ホームに勤務し3交代の勤務をしている。1日の内で子ども達と接することが出来る時間は少ない。祖父母と同居しているが、本人がなつかないこともあるのか、祖父については全く協力が得られない。祖母は協力的だが昼以降仕事にでるため本人の帰宅時にはほぼ家にいることはない。弟が一人いる。

# 2. アセスメント要約

僕には父親がいない。母親は働かないといけない。だから不安だけど今近くの中学校に通っている。中学校を卒業したら養護学校に行きたいけど近くにない。電車とバスに乗っていかないといけないが乗り方がよくわからないいので不安だ。頼る友達もいない。

#### 3. 支援プラン

経験を多く積むことが必要と考えられるので、中学 1 年より通学の工程を細かく刻み、 スモールステップで段階を設け徐々に自力通学の自信がつくように支援する。

中学3年の後半には、通常の通学時間に支援を行い、実体験をより多く積み本人の「できる感」をより大きくし自信を持たせ、母親に安心感をもってもらえるよう支援する。

- \* 小学校時代より移動支援の充実をすることで、本人の社会性の向上と母親を就労へと 結ぶ。
- \* 高校生になると自力通学を余儀なくされるため、中学 1 年夏休みより自転車、バス、 電車に乗る訓練を始める。(はじめは慣れるまでワーカーが支援をし、経験を多くする 段階ではヘルパーを利用する。)
- \* 母親と学校との話し合いがスムーズに出来るように随時調整にはいる。
- \* 学校・ヘルパーと連携をし、自力通学することにおいてのスキルアップを図れる取り 組みを連動して行えるよう定期的に会議を行う。
- \* 発達障がいの児童の集まれる場所を親たちを中心に結成し、学校では出来ない経験ができるようにする。グループの結成、運営の後方支援を行う。

## 4. 支援プラン実施後の効果

#### 【本人について】

3年間の中で、他の人を意識するようになり、自分もその人たちと集いたいという感情が芽生えるようになり、少しではあるが言葉や行動で自分の意思を表現できるようになってきた。自転車・バス・電車と乗り換えの多いい行程ではあるが、ほぼ自力通学可能であるといえる。ただハプニング対しての対応に不安が残っている。

#### 【母親について】

母子家庭である為か親子関係が極端に密接であったが、学校の先生方・ヘルパー・ワーカーと多くの話し合いをしていく中で、他人を信頼し委ねることができるようになってきた。信頼できる他人が傍にいることに気づいたことで委ねることが可能になったようである。母親自身も親の会結成や自身が障がいの理解を促す為の講演会を開いたり出来るようになり、前向きに動くことができるようになった。

# 【中学校について】

母親は入学当時学校に批判的であったが、母親の校長・教頭・担任との話し合いにワーカーが同席することで、お互いの主張を屈託なく発言できるようになり、学校も受け止める姿勢からより良いものを創り出す姿勢へと変わっていった。先生方への発達障がいの勉強会も特別支援教育コーディネーター(教頭)を中心にワーカーも参加させていただき開催するなど特別支援教育のよりよい形を作ることができた。

#### 【協議会の効果について】

移動支援の時間数を個別支援計画をもってサービス検討会議で話し合い、規定時間数を

オーバーしているが認めていただき、1年半の間不自由することなく障がい福祉サービスを利用することが可能になった。

他ワーカーの協力を求め易くなり、ステップアップの段階で状況を客観的に評価しても らえる機会をつくることができた。

# 5. 考察

特別支援教育と相談支援が相乗的な効果を発揮させることができ、本人に自信をもたせるきっかけをつくることができた。また母親には「安心できた、不安はない」と言ってもらえることができた。中学校で支援を終わることなく次のステップに向けて新たな支援目標を持ち、新たなチームづくりが必要だと痛感した。



# 評価に関するコメント

当協議会の相談支援における評価機能は、単なる運営評価としてではなく支援に関わる各専門機関や専門分野の役割やスタンスが明らかになることで、支援の質の向上あるいは相談支援システムの向上が期待されていることである。

事例 12 は、ワーカーが他のワーカーの支援プランを検証・評価したケースである。主 ワーカーが継続して関わる中で、支援プランの妥当性や課題を明らかにするために他ワーカーが関わった。これは、いわゆるモニタリング~再アセスメントという単なる支援プランの検証でなく、直接支援に関わりながらの検証・評価であった。ここで、支援プランの妥当性が検証されることで、他機関(特別支援教育)との連携においても相談支援の専門性が担保されている。

多くの事例で、ワーカーは単独でなく連携をはかりながら支援を展開している。しかし、各機関の専門性を持ち寄りながらも相互の検証・評価までに至っていないのが現状である。相談支援システムを個の支援技術の集合体とするのではなく、支援技術を相互に補完しながら偏りの少ない視点を持ったシステムとしたい。また、相談支援における評価機能は個別事例から得られた課題等を集約するうえで、その客観性を担保し地域課題として生かすために重要である。自立支援協議会が設置されたことにより、このような支援展開が目に見える形となった意義は大きい。

# 事例からみた相談支援システムの到達点と 地域自立支援協議会の機能

豊田市社会福祉協議会 松村 健一

# 1. 事例から読み取れる相談支援システムの到達点

これまで、ワーカーは各人の個人的なネットワークを生かした相談支援を展開してきた。 そして、自らがネットワークを構築することで、相談支援事業の質を担保してきた。一方 で、豊田市は支援費制度の導入以降、相談支援の新たなシステム化を模索してきた。その システム化によって、個別の相談支援事業はそれ以前と何か違いを生じているのだろうか。 これまで紹介した 12 の事例から、現在の相談支援システムの到達点を検証してみたい。

## ① 他分野との連携 ―役割分担―

システム化による最大の成果は他分野との関係が強化されたことであろう。自立支援協議会の設置前には福祉という限られた範囲の中での連携が中心であった。自立支援協議会が設置され、他分野の情報を共有する機会が増えたことによって、ワーカーの視野が広がり医療、保健、教育、労働などの周辺分野との連携が少しずつ行われるようになった。事例から読み取れるように、その「連携」は、ワーカー間のケースの移行や情報共有といったアセスメント段階から、具体的な支援プランの作成といった段階まで多様である。ただし現状では、ワーカーからの積極的なアプローチによって、多分野の機関との共働が実現している状況で、ワーカーの力量や個人的なネットワークに依拠している感は否めない。

具体的な成果としては、「個別支援会議」の開催回数が増え、会議そのものも、以前には福祉分野の参加者が中心であったが、最近は他分野の機関の参加が増加している。開催場所も市役所や事業所に限らず、病院や学校で行われることも多くなった。たとえば事例では、病院を退院して地域に移行する取り組みの中で、早くから福祉分野のワーカーが関わりを持ち、医療的な視点だけでなく、生活の視点での共通認識を持つことができるような働きかけも行われている。同様のことが学校においても行われており、特別支援学級との連携も構築されつつある。こうした成功事例を積み上げ、「担当者会議」として情報を共有することで、初期段階からの連携の必要をワーカー自身が再認識することができるのではないかと考えている。

#### ② ワーカーの自律性 ―教育機能と支援プランの評価―

当初の設計思想を超えた到達点としては、支援システムのステップアップのプロセスで ワーカーの自律性が高まったということがあげられる。 障がい福祉分野では、未だ3障がい別の支援体系が根強く、同一事業所に複数のワーカーを抱えているところは少ない。この点は豊田市においても同様である。このため、3 障がいの統合に対応してワーカーが成長するには、障がい種別に応じて経験の深いワーカーの力を借りたり、助言を得る必要があった。事例の中でも、経験豊富なワーカーから助言を得たりスーパーバイズを受けたりする場面がいくつかみられる。また、同一世帯に複数の対象者がおり、家族機能が正常に働いていない場合に、複数のワーカーが支援している事例もみられる。さらに、複数のワーカーが同一世帯を支援することで客観性を保つことができ、それぞれの障害特性という視点で支援プランの妥当性の検証が可能になった事例もある。

これらの事例から読み取れるように、この間に豊田市が取り組んできた相談支援システム化は、ワーカーがワーカーを育てる機能やワーカー間の相互補完機能を発揮している。 さらに、ワーカー同士の相互評価の仕組みをも取り入れ始めている。こうしたことによって、市全体のワーカーの資質を底上げし、一定水準以上に担保できるのではないかと考えている。

こうした教育機能や評価機能は必ずしも当初から意識して設計されたわけではなく、あくまでシステムの副産物という段階でしかない。この経験を生かして、普遍的なシステムとして整備することが急務だと考えている。

# 2. 相談支援システムからみた地域自立支援協議会の意義

こうした相談支援システムの到達点は、地域自立支援協議会とどのような関係にあるのか。ここでは、自立支援協議会が相談支援システム全体にもたらした成果に焦点を当てて 検証してみたい。

# ① 支援の隙間を埋めるための連携

他分野の専門機関との連携については、「運営会議」や「個別支援会議」などで情報共有がなされたことによって、日常業務の場面においても少しずつ歩み寄ることができたと感じている。その結果として、他分野との恒常的な連携ができ、関わりが深まったことで支援の幅が広がっていった。以前に比べて、連携を図る機関が増えていることは当然であるが、それだけでなく、互いの役割の幅を広げることで、支援の隙間を極力少なくしようとする動きも生まれていることが事例から読み取れる。

今後は、こうした個別支援から見えてきた「隙間」を自立支援協議会にフィードバックし、地域課題として集約するとともに、分野を超えて共働できる普遍的な相談支援システムへと作り上げるボトムアップが求められている。

#### ② 人を育てる

自立支援協議会が設置されたことにより、ワーカーは自らが所属する事業所に大手を振って、他事業所のワーカーの支援を受けることができるようになった。このメリットは非常に大きく、活用できる支援者を増やすだけでなく、自らが育つ、あるいは新たな人材を

育てることにつながっている。

全国をみると、ひとつの相談支援事業所に複数のワーカーを配置する形式の委託が多くみられる。この方法なら事業所内でスーパーバイズを受けることが可能で、人材育成も容易であろうが、豊田市はその方法をとらなかった。それは一つの事業所に多くの人員を配置すれば、その事業所が他に比べ突出し、地域の主導権を握ることになり、弊害が生じることを危惧したからである。そうなると、相談支援の客観性を保つことが非常に難しくなる。豊田市の手法は、地域全体の底上げを狙い、ワーカーを育てるだけでなく、事業所そのものを育てることを想定したものであった。

自立支援協議会では「担当者会議」を中心に、相談支援の枠組みづくりを行っている。 自立支援協議会設置前の相談支援の実態は、利用者の要望に応じて福祉サービスを結びつ ける程度のものであった。その場合、どうしてもワーカーの力量に依拠する部分が大きく なってしまう。協議会としてワーカーの複数支援を行うようになったことで、個別事例へ の福祉サービスの提供にとどまらず、サービス提供に向けた条件整備や利用者の自己実現 といった長期的な視点で支援を組み立てるように視野が拡がり、すべてのワーカーが市全 体を意識した実践ができるようになり始めている。こういった自立支援協議会の自律的な 活動が、相談支援システムの基盤整備に大きく貢献しているものと考えている。

# 3. 地域自立支援協議会に課せられた新たな課題

このように個別事例を整理してみると、地域自立支援協議会は相談支援システム全体に 大きく貢献している。しかし、それを恒常的に担保していくためには、まだまだ多くの課題を抱えている。自立支援協議会に課せられている新たな期待と課題を整理することで、 事例検討のまとめにかえたい。

# ① 「個別支援会議」の定着

ワーカーが支援に行き詰まった時や課題の解決策が見出せない時などに、必要に応じたメンバーを招集する「個別支援会議」を開催する仕組みはできた。しかし実際に開催されるのは、緊急を要するケースが中心で、それ以外のケースについて「個別支援会議」が開催されることは少ない。とりわけ、就労支援に関するケースについては「個別支援会議」の開催には至っていない場合が多数ある。

その最大の理由が、参加者の負担を慮って開催依頼を躊躇することにあることが、事例 検討から明らかになった。決して、ワーカーが「個別支援会議」の必要を自覚していない わけではない。市全体として、会議の目的や開催方法を再検討し、関係機関で共有する必 要がある。

#### ② 課題解決の仕組み

医療的ケアが必要な方の社会資源の整備や児童期の相談支援の仕組みづくり、権利侵害に対する支援方策に関する課題が事例から読み取れる。豊田市の自立支援協議会では、本書の前半部分で説明したように、ようやく全体の情報共有ができてきた段階で、具体的な

課題解決に向けての協議はこれから取り組む段階にある。

これまでも「調査研究プロジェクト」において、特定の課題について集中的に議論し、解決策を導き出すことを試みてきた。今後は、地域課題を整理したうえで、専門的に協議する必要のある課題については専門部会を設置し、解決策を詰め、社会資源の構築を含めて政策提言できるような仕組みへとステップアップする必要がある。

## ③ 地域の福祉力の向上 ―まとめにかえて―

事例検討のレポートの中には、地域の掘り起こしによって顕在化したケースがいくつかある。これまで他分野を含めた機関間の連携を集中的に議論してきたこともあり、その点においては少しずつではあるが促進されてきた。一方、地域との連携については、その必要を感じるケースを何度も経験しながらも、具体的な方策を検討してこなかった。今後は地域社会との連携あるいは地域の福祉力の向上に向けて、自立支援協議会として取り組んでいきたいと考えている。

今年度、自立支援協議会ではシンポジウムというかたちで地域に情報を発信した。そこに参加してくれた人たちに対しては、協議会の存在を伝えることができた。しかし、支援が必要であるにも関わらず潜在している人の多くはその場に参加できないでいるし、地域生活の実現に向けて実情を知ってもらいたい地域の人たちの参加には至っていない。シンポジウムを企画した当初に伝えたいと思っていた人たちに、必要な情報がきちんと届いていないのが現状である。その点を踏まえ、平成 21 年度からは中学校区を単位として、住民に対する研修会や懇談会を開催し、啓発活動を行う予定である。

自立支援協議会は、専門職の集合体であってはならない。協議そのものは関係機関が担うとしても、地域住民と目的を共有し、その承認を得てこそ、自立支援協議会の存在意義があるのだ。そのためには、自立支援協議会の中心となっているワーカーが地域に出て、地域住民とコミュニケーションを図る機会を作り、共働して地域の福祉力を向上できるような取り組みを行うことが大切になる。そして、如何に地域の福祉力を向上させることができるかといったことが自立支援協議会の使命であり、それを実現するために自立支援協議会が自律を続けることが必要だと考えている。

#### 事例の執筆分担

- ・NPO法人さくらの杜 千葉 晃嗣(担当者会議メンバー)
- ・医療法人豊和会 地域生活支援センターエポレ 市原 清香 (担当者会議メンバー)
- ・生活支援センターフリーステーションとよた 土橋 真(担当者会議メンバー)
- ・就労・生活支援センター 市川 繁夫(担当者会議・課題検討部会メンバー)
- ・NPO法人つえの里 渡邊 清司(担当者会議メンバー)
- ・地域活動支援センターサン・クラブ 中村 祥子(担当者会議メンバー)
- ・豊田市社会福祉協議会 松村 健一(担当者会議・課題検討部会メンバー)
- ・ハートピアランド豊田の杜 川北 小有里(担当者会議・課題検討部会メンバー)
- ・こども発達センター 谷澤 雄樹 (担当者会議・課題検討部会メンバー)
- ・NPO法人スモールワン 杉本 直子(担当者会議メンバー)
- ・むもん生活支援センター 殿内 勝夫(担当者会議・課題検討部会メンバー)
- ・生活支援センターひかりの丘 小西 浩文(担当者会議・課題検討部会メンバー)

# まとめにかえて

「自分たちの取り組みを全国に発信したい」。そんな思いを「課題検討部会」のメンバーで確認しあったのは、ちょうど1年前の平成20年2月、滋賀県大津市で開催された「アメニティー・ネットワーク・フォーラム」に行政担当者とともに参加した夜だった。地域自立支援協議会をテーマとしたフォーラムでは、先進地といわれる地域での取り組みが次々と報告されていた。その取り組みに感心しながらも、自分たちはそれを真似るのではなく独自の協議会システムを作ろう、そしていつかそれを全国に発信しよう、そんなことを熱く語り合った。

自立支援協議会は平成19年11月からすでに始動していた。そして、「何かがうまくいかない」という焦りをメンバー全員が感じ始めていた時期であった。その原因を、行政が作り上げた仕組みに押し付けることは簡単だった。しかし、それでは前進しない。まずは自分たちが担う運用面から修正することから、ステップアップしていこうと決めた。

それから紆余曲折を経て、平成 21 年 3 月 20 日に開催された「合同会議」に、協議会の機構の修正を提案するに至った。この間、「担当者会議」のメンバーは、ワーカーとして「サービス検討会議」や「個別支援会議」に参加する傍らで、「調査研究プロジェクト」や「部会立ち上げ準備会」、「自主勉強会」といった自主的な取り組みを行ってきた。そして、その集大成として平成 20 年 11 月には「1 周年記念シンポジウム」を開催した。その過程で、ワーカーの自発性は確実に高まり、協議体としての自律性が次第に確立されてきた。本書の執筆も、「運営会議」から要請されたわけではなく、「担当者会議」が自発的に取り組んだものである。

本書は、平成20年度厚生労働省障害保健福祉推進事業の補助を受けている。それゆえに、1年間で報告書を発刊するというノルマが課せられる。そのノルマは、協議会を活性化することに大きく貢献した。自分たちの取り組みを文章にまとめることは、想像以上に大変な作業であった。しかし、原稿をやり取りするなかで、これまであいまいにしてきた協議会の理念やシステムの論理について本音で協議し、お互いの考えを知ることができた。そして、こうしたやりとりのなかで、これまで以上に協議会に愛着を感じるようになった。そのことが、本書の最大の成果だと考えている。

本書については、構想段階から完成に至るまで、「合同会議」で報告してきた。「運営会議」の委員からは、その都度、貴重な意見をいただいた。コラムとして、寄稿していただいた原稿も掲載している。私たちが自発的に取り組む自由さを認め、それを評価してもらえたことにとても感謝している。その点からすると、本書の執筆は、協議会がめざす「ボトムアップ」の象徴的な取り組みであったように思う。

本書で明らかになったように、豊田市地域自立支援協議会は、まだまだ軌道に乗りきれていない部分も多い。システム上の課題も山積している。その点からすると、本書は自立支援協議会というシステムづくりの中間報告にすぎない。本書の執筆での学びを生かし、今後とも協議会の活性化に、メンバーが一丸となって取り組んでいきたい。

日本福祉大学地域ケア研究推進センター 佐藤 真澄 (担当者会議、課題検討部会メンバー)

# 担当者会議メンバーが振り返る1年半

## 「地域自立支援協議会が設立してから1年半が経過して」

障がい者自立支援法に、障がい当事者を含む地域の多様な団体や個人の役割を重視し、協議・共働しながら遂行するという考え方が示され、豊田市も「地域自立支援協議会」を立ち上げることになった時は、正直うれしかった。やっと障がいをもった人が地域で安心して暮らせるための話し合う場が持てた。・・・本当にそう思った。まさか自分が副会長になるなんて夢にも思わなかったが、何らかの形で参加したいと切に願った。関係する人が同じ方向を向いて議論する。やれないではなく、やれることから考える。一歩ずつ前向きに。

幸いなことに豊田市では平成 15 年度から豊田市生活支援ネットワーク事業を立ち上げ、関係機関が集まり協議する場があった。紆余曲折はあったが、どうであれ「相談支援事業」の大切さ、関係機関が当事者を交えて話し合う場が必要に感じたことは事実である。 1 8 年度後半より設立に向けての準備会がはじまったわけだが、そこでまず最初に確認したことは「協議会を形骸化しない」ことである。これは大きかった。会議をその場限りにするのではなく、話し合われた内容について課題を明確にする。つまり、解決できなくても次に生かせる協議会を目指そうということである。その意味で地域福祉の権威である平野先生が会長職を受諾してくれたことは大変うれしかった。

その経過をふまえて平成 19 年 11 月に立ち上がった豊田市地域自立支援協議会。1 年経 過して思うことは「課題はやればやるほど出てくる」である。しかし、着実に進歩している。地域自立支援協議会自体の形も変化している。運営協議会に担当者会議のメンバー、すなわち相談支援専門員を組み入れたことは一番の評価点といえるのではないだろうか。最初に確認した「形骸化しない」は確実に実行されているのである。

最後に相談支援事業所の職員は皆口をそろえて言う。「いままで他事業所の人とこんなに話したことはなかった」と。

(むもん生活支援センター センター長 阪田征彦)

#### 「1年半を振り返って」

地域自立支援協議会が設置されて 1 年が経過した。この間、協議会の仕組みづくりとワーカーのコミュニケーションの円滑化を図るため、様々な取り組みを行ってきた。その甲斐あってか、関係機関の間では少しずつではあるが風通しが良くなっている感触がある。ただ、今はまだお互いの機関の共通理解を得るための準備期間だと考えている。ワーカーの間でも、いわゆる「ツー・カー」の仲にはなっていない。それを実現するには、お互いが共通認識と同じ目標をきちんと認識するためのコミュニケーションが欠かせないと感じている。

豊田市は1年半ほど前に、地域自立支援協議会の生みの苦しみを味わった。それは関係機関が集まって会議をするだけの地域自立支援協議会では意味がないという考えから、障がい者の就労支援や地域生活に関わる人が、互いの役割を認識し、協調・協働することが大切だと考え、ワーカーが中心になって地域自立支援協議会を運営することとなったからだ。設置以降、一部のワーカーが週に1回集まり、様々な議論を戦わせてきた。その結果、今があるわけだが、そのことによって他のワーカーとの間に開きが生まれているのも今の状況である。その開きを埋めるためのコミュニケーションが大切になってきている。

言うまでもなく、地域自立支援協議会の中では関係機関が連携・協働することは必要だが、それ以上に、地域住民に地域自立支援協議会を認知してもらい、参加・協力してもらうことが大切である。住民との協調を得るためにも、改めてコミュニケーションの大切さを感じている。

(豊田市社会福祉協議会 相談担当副主幹 松村健一)

#### 「ネットワーク」

ワーカー間のネットワークは、地域自立支援協議会設立以前からあった。しかし、それ は個別の支援単位で結びついていることがほとんどであり、互いの専門領域をのぞき込む ことは稀であった。地域自立支援協議会の立ち上げから関わりながら、相談支援のあり方 やネットワークを考えていく中で大きな変化を感じることができた。当事者が中心にある ことは変わらないが、「生活のためにサービスをコーディネートする」から「望む生活を支 援するために一緒に考える」と支援のスタンスが変化したことが背景にあると考えられる。 それぞれの専門機関がつながるときには、各分野の専門的な視点は優れているものの、生 活全般を見る視点が欠けていると感じることが少なくなかった。ところが、本協議会をき っかけとして他分野との勉強会など、それぞれの専門分野の機能を学び相互の理解を深め る機会が増えた。それは、単に勉強にとどまらずコミュニケーションの機会を増やし、機 能するネットワークの構築へと変化させたのではないか。また、コミュニケーション機会 は行政との間でも増え、訴え要望する関係から、一緒に考える関係へと変わりつつある。 とはいえ、すべての面でコミュニケーションが充分でネットワークが機能しているとは言 えない。自らもコミュニケーション不足を反省することは多く、ネットワークを有効に活 用できていない現状もある。相談支援業務を行いながら協議会に関わることは、相談支援 に直接携わる時間を減らすことにもなる。しかし、関わりをメリットとして質の高いネッ トワークを得ることで、補える面が大きいのではと考えている。今後も、協議会への関わ りを自らの業務に生かしていきたい。

(むもん生活支援センター 生活支援ワーカー 殿内勝夫)

# 「運営会議・担当者会議に参加して」

5年前、生活支援の仕事についたが、当初は生活支援とは何か分からず、相談者と共に その問題を一緒に考えることにスタンスを置いた。時には相談者の主訴を見誤っていたり、 見過ごしていたり、相談者の力を結果的に削ぐことになりかねない、やりすぎの行動もとっていたと感じる。その中で見えてきたものは、生活支援ワーカーの力なんてものすごくちっぽけで無力なんだということだった。障がい福祉サービスの力はとてもちっぽけで人の生活のほんの一部分しか支援することができない。生活のどん底を這いまわっている方、少しでも自分らしい生活をしたいと願う方、その姿を側で見守っている家族、苦しんでいる家族、そのすべての人のニーズを公サービスである障がい福祉サービスで満たすことは不可能である。自立支援協議会の必要性を感じ始めたのは、自分の力の無力さを感じ始めた頃かもしれない。いろんな機関の方々に無理を求めるのではなく、話し合い歩み寄ることが必要なんだと感じ始めた。

平成 19 年 11 月から豊田市自立支援協議会が立ち上がり、話し合い歩みよることができる場が確保された。しかし課題は多く 身体・知的・精神の 3 障がい 1 元化、発達障がいの歴史と考え方の歴然とした溝、また教育・就労等々の福祉ではない方々との溝は思ったより深く、この溝を少しずつ埋めていくことにまず手をつけた。

私は身体が専門であるが、5年間、支援ワーカーとしてさまざまな障がいを負った方々やその家族と接してきた。やはり相談の内容や支援方法の取り組みかたなど学ばなければいけないことは多くあり、現在でも多くの疑問点や不安を抱えながら相談を受けている。発想のちがいに戸惑うことも多く、日々迷いがある状態である。

担当者会議は分野を超えた集合体であり、戸惑いをそのままにせず解決の方に近づける為の情報と知識と経験が存在している。協議会発足から 1 年半がたち、やっとメンバーが溝を埋める重要性に気づき、話し合うことで近づき始めている。それぞれの障がいの困った感を認識し共通化している。それぞれの溝がケースを通して少しずつ埋められ、理解ができるようになってきた。しかし充分ではなくさらなる理解を求めているのが現状だ。

担当者会議メンバーとして今後やっていかないといけないと感じることは、メンバーの さらなるスキルアップ・人材の育成そして一般市民への理解啓発であると考える。運営会 議でスムーズに話し合いができるよう現場の声を整理しボトムアップしていくことも重要 なことであると考える。システムとして支援できる体制を整えていくことに重点を置き会 議の運営に携わっていきたい。

(ひかりの丘 相談支援員 小西浩文)

#### 「1年半を振り返って」

豊田市地域自立支援協議会について、設立から今日までを振り返ってみると、あっという間に過ぎていきました。自立支援協議会については、準備会が開始されたときから少しずつ関わっていましたが、実際に立ち上げられて稼動していく様子などを肌で感じることが出来てとても貴重な体験が出来たと思います。

サービス検討会議では、利用者のサービスを行政ではなく民間の支援者が勘案して決定 しています。人の生活を良くも悪くもすることになると感じ会議の重要性を思いました。

障がい者自立支援法が成立して三障がいが同じ土俵にのったとはいえ、まだまだ、精神の分野は遅れていて、それは会議を通して精神障がい者のケースが非常に少ないことから感じました。そこには、生活支援をするためのサービスがほとんどないことや、主として

保健師が関っていたからと考えられました。そして、自分自身が知的や身体の分野の知識がないように他の事業所の方も精神に関して知らない現状があり十分な検討が出来ていない時もあったと思います。しかし、会議の中で知るための動きがとられるようになり、精神の分野のケースに関しては全ケース取り上げられようになり、いまでは知ってもらう機会をつくっていただくようになりよい方向にいっているように感じました。

障がいが精神だけでなく知的や身体といった障害を併せ持っていたり、支える家族に精神障がいがある場合も今後増えてくると考えられます。今後も自立支援協議会を利用して個別支援会議などを実施して他の相談支援事業所と連携しながら支援を行なっていきたいと思います。その結果として、現在自分が主として関わっている精神障がい者の分野の理解につながればよいと思います。

(サン・クラブ 精神保健福祉士 中村祥子)

## 「地域自立支援協議会に対する感想と抱負」

豊田市で生活支援ワーカーとして活動をはじめたのが、協議会発足の数ヶ月前であった。 当事業所にはワーカーが専任で1名、しかも新米ワーカーであり相談のノウハウすら分からず、毎日が不安であった。豊田市では協議会以前から動いていた「抽出会議」「サービス検討会議」があり、そこに参加することになった。その中で、先にワーカーに従事している人たちと面識ができ、不安な事や疑問などアドバイスをもらえる機会となった。会議以外でも、同行訪問などケースを一緒に動いてもらうこともあり、事業所の枠を超えた連携をとってきた。地域自立支援協議会が発足し、会議を重ねることで他事業所のワーカーと連携がよりとりやすくなってきた。協議会発信の勉強会も開催し、スキルアップも図っている。会議が頻回にあり、負担になっていないとは言いきれないが、協議会が発足して1年、基盤を作るには大切な時期だったと考える。

今後の目標として、障がいを持った方たちが生活するにあたり、まだまだ相談支援事業所が地域に根付いているとは言えない。協議会も同じである。地域で暮らすことが当たり前の世の中になるために、福祉従事者だけでなく地域住民も含め、協議会を活用してもらうための啓発活動が必要ではないかと考える。現在、ワーカーが似た悩みを持ち解決にむけ検討していく前向きな姿勢が、今の豊田市の協議会を支えていると感じている。今後も積極的に関わっていきたい。

(ハートピアランド豊田の杜 生活支援ワーカー 川北小有里)

#### 「地域自立支援協議会に対する感想と抱負」

第1回「豊田市地域自立支援協議会」設立準備会が行われた平成19年1月、当施設は、 平成18年10月に障がい者自立支援法に基づく事業所(委託相談支援事業・地域活動支援 センター事業)に移行し、新たにスタートを切ったところだった。すでに2年が経過して いることに驚き、ぶ厚くなった資料に「紆余曲折があったのだなあ」と人ごとのように思 ってしまう。 協議会設立後、当施設からは担当者会議に市原が、サービス検討会議には施設長が関わらせて頂いている(精神障がい者の相談支援事業所へは他障がい者と委託内容、方法が異なるため、複数のスタッフが関わらせて頂いている)。当初は、周りの話についていくのが精一杯だった気がするが、担当者会議、調査研究プロジェクト、勉強会などに参加させて頂くことで、そこから協働して支援を行わせて頂いたり、サービスを紹介して頂いたり「顔」を知っているからこそ出来る"ネットワーク"をとらせて頂いている。

その中で、協議会を組織する上で大切だと感じていることがある。それは協議会参加者の「姿勢」だ。異なる障がい分野が同じ方向に進もうとする中で、ニーズや支援方法、各障がいの歴史など「違い」が出てくるのは当然のことであるが、その「違い」を主張しあうのではなく、理解しよう、尊重しようと努めている。当たり前のことかもしれないが、「違い」を知っているからこそ、必要な制度やシステム、ネットワークの整備ができるのだと思う。もちろん、実際に支援を行う中で、支援方法の違いに戸惑うこともあるが、それは改めて自身が行ってきた支援を見直す良い機会になっている。他者に見習うべき部分は吸収させて頂き、自身の大切にする部分は忘れずにいたいと思っている。

協議会に参加させていただき、私自身、学ぶことが多い。今後も協議会の行う"よりよい地域づくり"に、また、より障がい者、家族、支援者、市民に開かれた協議会となるよう、微力ながら関わらせて頂ければと思う。

(地域生活支援センターエポレ 精神保健福祉士 市原清香)

### 「地域自立支援協議会に対する感想と抱負」

豊田市地域自立支援協議会がスタートしたことで豊田市の障がい福祉は、様々な点が良くなってきたと思う。まず、サービス検討会議が以前に比べ格段に充実してきた。これにより、最低でも年に1回は手帳保持者の状況を現場レベルの事業者が把握できるようになったため、緊急に対応しなければいけないような方などが洩れないようになった。サービス検討会議のやり方は豊田市自立支援協議会の特徴の1つだと思う。今後もこの形を続けていき、さらに充実させていければと思う。また、事業所(事業者)間の連携がきちんととれている事と、コミュニケーションをとる機会が増えた事により、個別支援会議などはもちろん、それ以外の場でもスムーズな対応ができていた。横の繋がりの充実も豊田市の事業所の良いところだと思う。

一方、課題も見えてきた。就労部会が立ち上がったことは良いことなのだが、他に専門部会がないこと。福祉職に携わる若者を教育する場がないこと。市町村事業(特に移動支援)の細かいルール決めができていないことなどである。今後、これらの課題に取り組み、さらなる充実をはかっていければと思う。

私自身としては、昨年はあまり動けていない部分が多かったので、今後は自立支援協議 会の担当者メンバーとして、少しでも活躍できるよう努力していきたいと思う。

(特定非営利活動法人さくらの杜 副理事長 千葉晃嗣)

## 「地域自立支援協議会に対する感想と抱負」

私が豊田市内の障がい者支援に関わって真っ先に感じたことは、障がいが同じでもおひとりおひとりの障がい程度が異なっており、支援を定型化することが困難であることがわかりました。

しかし、障がい種別の支援プログラムを定型化して効率的なものを作成できれば、多くの人にその支援プログラムによるサービスを提供することが容易になることも事実だと思っています。

豊田市地域自立支援協議会担当者会議サービス検討部会を通じて、障がい者への支援方法・支援技術等がサービス検討部会構成メンバーより多くの情報を提供されることにより、私のように障がい者支援の経験年数が浅く、しかも、その経験は特定な障がいをお持ちの方々との関わりが多い者でも担当者会議に参加させてもらっております。障がい者自立支援法では身体・知的・精神の障がいを区別することなく扱うことが基本としており、サービス検討部会でも三障がいを別扱いすることなく協議を重ねております。部会で身体・知的・精神それぞれの障がいサービス利用者を一緒に扱うことで障がいを理解する良い機会と思っています。今後も豊田市地域自立支援協議会の全員が全障がいを十分に理解するためには、検討会、勉強会等が継続されることが大切だと思われます。私自身、今後もいままで以上に障がいを理解する活動に参加していきたいと思っております。

(特定非営利活動法人視覚障害者センターつえの里 事務局長 渡邊清司)

#### 「地域自立支援協議会に携わってきた感想と今後の抱負」

豊田市地域自立支援協議会の立ち上げに初めから参加させて頂き、今までとはちがう世界に身を置かせてもらった実りの多い1年でありました。

平成 18 年から障がい者生活支援ネットワークに参加し、ぐーんと行政を身近に感じる事ができました。それまでは、障がい福祉課自体が近寄りがたいところだと自分の中ではインプットしていました。平成 19 年から月 1 回参加したサービス調整会議では、市内の今まで知らなかった事業所の皆さんの顔が見えてきて、両隣に座った方たちと少しずつ言葉を交わすようになっていきました。検討される会議に出てくる内容は、こういう家族が、同じ街に暮らしてみえるのかと驚くような内容もいくつかありました。このサービス検討会議に出席させてもらう中で、今まで分からなかった制度の使い方や内容なども、参加されている皆さんにいろいろ教えてもらって勉強をさせて頂く事ができました。そして、平成20 年度からは、抽出会議とサービス検討会議の司会役を仰せつかり、内容に自信の無い者が取り仕切ることになり、針のむしろに座らされているような思いで、相棒と励まし合いながらなんとか過ごしてきました。

今思えば 委託を受けるかどうかと迷っていた時 "人がいなくて、とても他事業所のようには、動けないから・・・"と逃げ腰だったところを "先行投資だと思っているので・・・"と寛大に受け止めて下さった担当の方に感謝しています。

明治維新並みの福祉大改革真っ只中、その中枢である地域自立支援協議会に、障がい当事者の親でもある私が参加する事ができ、大変嬉しくまたこの貴重な体験を大切にしてい

きたいと思います。

そして 今年は誰にも把握されず不安な毎日を過ごしておられる方たちの少しでも力に なれるよう一歩ずつ前進していきたいと思います。皆さんの足を引っ張らないように!

(NPO法人スモールワン 理事 杉本直子)

## 「担当者会議メンバーの感想と抱負」

担当者会議メンバーとして、私自身、当事者という立場でもあり、より障がい者の声を代弁するように心がけて活動させてもらっています。

会議や活動をしていく中で、改めて障がい者が地域で当たり前に暮らすことの難しさを 痛感しています。

しかし、その難しさをはっきりと表に出し、課題として挙げられたことは大きな意味が あると思います。

今後はこの積み上げられた課題を解消していく方法を一つずつ、皆で考えていきたいと 思います。

障がい者やその家族だけが頑張って生活していくのではなく、社会が皆で支えあい理解 しあいながら、当たり前に暮らすことができるようにしていきたいと思います。

そのためにも担当者会議メンバーが互いに支えあい理解しあいながら、皆で山積みにされた課題を解消していく方法を見つけていきたいと思います。

(フリーステーションとよた 理事長 木本光宣)

#### 「地域自立支援協議会に対する感想と抱負」

自立支援協議会が立ち上がり、昨年度は担当者会議のメンバーとして、今年度は課題検討部会のメンバーとして参加してきました。私たちの専門領域は児童、とりわけ療育の部門であり、生活支援については他の事業所の相談支援専門員と連携することで、利用者のニーズに応えてきました。今までは、ケースを介して他の事業所の相談支援専門員とのかかわりだったのが、自立支援協議会に参加してからは、ケースの課題だけではなく、豊田市における地域課題を考え、立場の違う多くの相談支援専門員と協議することができたことは大変有意義でした。

今後は、障がい児(者)の施策で十分に対応できていない「発達障がい児(者)への福祉サービス」、「重症心身障がい児のサービス」、「障がい児の放課後支援」などの課題に関して、情報共有や必要な施策の検討を行い、障がい児(者)や家族の生活のしづらさを軽減していくことが必要かと考えます。このようなことを一つずつ着実に進めていくことが、障がいの有無に関わらず、誰もが住みやすい豊田市のまちづくりにつながるのだと思います。自立支援協議会が豊田市のまちづくりに欠かせない存在になっていければと思います。

(豊田市こども発達センター 相談員 谷澤雄樹)

## 「地域自立支援協議会に携わって」

地域自立支援協議会のメンバーとして参加するまでは、協議会のイメージは漠然として おり、自分とはあまり関わりのない遠い存在という意識がありました。

平成 20 年度に地域自立支援協議会の課題検討部会の一員に入れていただき、毎週のように会議を行い、地域で課題となっていることなどを話し合う機会をいただきました。今までは一事業所、一法人の課題を考えることが多かったのですが、豊田市全体の課題を考える機会を持つようになり、自立支援協議会の大切さを肌で感じることができています。

また、担当者会議のメンバーである相談支援事業所の方たちとご一緒させていただき、話をさせていただけることは、自分の視野を広げることができ、勉強になることが多く、うれしく思っています。その分、自分の知識、経験のなさにより、議論に追いついていくだけで精一杯で、自分の不甲斐なさも感じていますが、これからも関係機関の方たちと協力していき、いろいろ教えていただきながら、自分自身の知識や経験を積み重ね、協議会をさらに活性化させ、障がいのある方たちの暮らしがより良くなるように努力を重ねていきたいと思っています。

今後、協議会の中に専門部会として就労支援部会が立ち上がる予定なので、就労・生活 支援センターの職員としても、障がいのある方たちの就労支援について、豊田市の中で役 割を担っていけるように頑張りたいと思っています。

(就労・生活支援センター 相談員 市川繁夫)

# 資料編

## 豊田市地域自立支援協議会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第2条第1項の規定を踏まえ、豊田市地域自立支援協議会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援事業の適正な 実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワーク構 築し推進し、協議する機関として、豊田市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。) を設置する。

(組織)

- 第3条 協議会は、別表に定める機関で組織する。
- 2 協議会の運営を行うため、運営会議及び担当者会議を置く。
- 3 運営会議は委員25名以内、担当者会議は20名以内の構成メンバーで組織する。 (所掌事項)
- 第4条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 地域の関係機関相互の連携に関すること。
- (3) 地域課題への対応に関すること。
- (4) 障がい福祉サービスの支給決定に関すること。
- (5) 困難事例の対応に関すること。
- (6) その他障がい者福祉の増進に関すること

(委員等)

- 第5条 運営会議の委員は、別表に定める関係機関の代表者のうちから市長が委嘱する。
- 2 担当者会議の構成メンバーは、別表に定める関係機関の実務担当者のうちから市長が 決定する。

(会長及び副会長等)

- 第6条 協議会に会長及び副会長を置く。
- (1) 会長は、委員の互選により定める。
- (2) 会長は、協議会を代表し、会務を総理するほか、運営会議の議長を兼ねる。
- (3) 副会長は、あらかじめ会長が指名し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 2 担当者会議に議長を置き、構成メンバーの互選により定める。 (任期)
- 第7条 委員及び構成メンバーの任期は3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員及び構成メンバーが欠けた場合の補欠委員及び補欠構成メンバーの任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第8条 会議の開催は次のとおりとし、議長が招集する。
- (1) 運営会議 原則として年4回、ただし、必要と認める場合は随時開催できる。
- (2) 担当者会議 原則として月2回、ただし、必要と認める場合は随時開催できる。
- 2 会議は、委員又は構成メンバーの過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員又は構成メンバーの過半数で決し、可否同数のときは、議長 の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じて委員又は構成メンバー以外の者の出席を求めることができるものとする。

(部会等)

- 第9条 協議会の所掌事務のうち、特定の事務又は専門的な事項を所掌するため、次に掲げる部会を置くものとする。
- (1) サービス検討部会 第4条第4号に規定する支給決定に関する事務(常時設置)
- (2) 個別支援部会 第4条第5号に規定する困難事例に関する事務(常時設置)
- (3) 専門部会 専門的な事項についての調査・研究等(必要に応じて設置)
- (4) 事務局会議 協議会全体の進行管理及び各部会の連絡調整に関する事務
- 2 前項に定める部会の構成メンバー及び運営に関する事項は、別に定めるものとする。 (守秘義務)
- 第10条 委員及び構成メンバーは、協議会の活動を通じて知り得た個人情報や秘密について、他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、福祉保健部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降、最初に委嘱される委員及び決定される構成メンバーの任期 は、第7条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。

# 別表(第3条、第5条関係)

|    | 委員の分類     |  |  |
|----|-----------|--|--|
| 1  | 学識経験者     |  |  |
| 2  | 就労支援機関    |  |  |
| 3  | 雇用関係機関    |  |  |
| 4  | 教育関係機関    |  |  |
| 5  | 障がい者相談員   |  |  |
| 6  | 地域支援者     |  |  |
| 7  | 当事者団体     |  |  |
| 8  | 相談支援事業者   |  |  |
| 9  | 指定障がい支援施設 |  |  |
| 10 | 保健、医療機関   |  |  |
| 11 | 行政機関      |  |  |

# 〇 豊田市地域自立支援協議会運営会議(合同会議)議題一覧

|          | 開催日            | 議題  |
|----------|----------------|---|
|          | 77 70 70       | 議題1 豊田市地域自立支援協議会の役割と運営について                    |
| 亚弗10年第1回 | 平成19年11月28日    | 議題2 サービス検討部会の設置について                           |
| 平成19年第1回 | 平成19年11月28日    | 議題3 個別支援部会の設置について                             |
|          |                | 議題4 専門部会の設置について                               |
|          |                | 議題1 情報共有                                      |
|          |                | ・養護学校の現状と課題について                               |
|          |                | ・精神障がい者の現状と課題について                             |
|          |                | ・豊田市の地域間格差について                                |
| 平成19年第2回 | 平成20年3月13日     | 議題2 担当者会議開催状況について                             |
|          |                | 議題3 平成20年度の協議会運営について                          |
|          |                | ・シンポジウム、研究会、懇談会の開催                            |
|          |                | ・サービス検討部会の見直し                                 |
|          |                | 議題4 相談支援体制の整備・充実について                          |
|          |                | 議題1 情報共有                                      |
|          |                | ・重症心身障がい児(者)の現状と課題について                        |
|          |                | ・障がい者就労・生活支援センターの現状と課題について                    |
| 正式00左符1日 | TI chooks Born | 議題2 就労支援部会準備会の設置について                          |
| 平成20年第1回 | 平成20年6月27日     | 議題3 担当者会議からの報告について                            |
|          |                | ・地域生活支援事業の見直しについて                             |
|          |                | ・支給決定に関するQ&A集の作成について                          |
|          |                | ・障がい者地域自立支援調査研究プロジェクトの採択について                  |
|          |                | 議題1 情報共有                                      |
|          |                | <ul><li>・パルクとよたの取組みと豊田市の特別支援教育について</li></ul>  |
|          |                | <ul><li>精神障がい者社会復帰促進事業について</li></ul>          |
| 平成20年第2回 | 平成20年8月19日     | 議題2 担当者会議からの報告について                            |
|          |                | ・サービス検討部会の概要について                              |
|          |                | <ul><li>「調査研究プロジェクト」の概要について</li></ul>         |
|          |                | 議題3 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウムについて               |
| 平成20年第3回 | 平成20年11月29日    | 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウム                       |
|          |                | 議題1 担当者会議からの報告                                |
|          |                | ・1周年記念シンポジウムの開催結果について                         |
|          |                | ・豊田市地域自立支援協議会運営マニュアルについて                      |
|          |                | <ul><li>「障がい福祉サービスに関するQ&amp;A集」について</li></ul> |
| 平成20年第4回 | 平成21年2月20日     | 議題2 協議会組織の変更について                              |
|          |                | ・組織の変更について                                    |
|          |                | ・就労支援部会の設置について                                |
|          |                | ・要綱の改正について                                    |
|          |                | 議題3 平成21年度の取り組みについて                           |

# 〇 豊田市地域自立支援協議会担当者会議議題一覧

|                     | 開催日  | 議題   | その他           |
|---------------------|--|--|---------------|
|                     |  | 豊田市地域自立支援協議会について   |               |
|                     |  | 担当者会議の内容について   | 1             |
| 平成19年度第1回           | 平成19年12月5日   | サービス検討部会の開催について  | 1             |
|                     |  | 個別支援部会の開催について  |               |
|                     |  | 相談支援体制の整備について  |               |
|                     |  | 相談支援事業について   |               |
| 平成19年度第2回           | 平成20年1月23日   | 相談支援体制の整備について  |               |
| 1 100 1 100 100 100 | 1 10000 1 1771000  | サービス支給量及び基準について  |               |
|                     |  | アメニティ・ネットワーク・フォーラムに参加して                                    |               |
| 平成19年度第3回           | 平成20年2月20日   | 地域自立支援協議会の取り組み   |               |
| -                   |  | 情報共有   |               |
| 4 / 100             | _ = -  | 担当者会議等の会議開催状況について  | 0.0           |
| 平成19年度第4回           | 平成20年3月13日   | 平成20年度の協議会運営について   | 合同会議          |
|                     |  | 相談支援体制の整備・充実について   |               |
|                     |  | 平成20年度相談支援事業の実施について  |               |
|                     |  | サービス検討部会の開催について  |               |
| 平成20年度第1回           | 平成20年4月9日  |  |               |
|                     |  | 個別支援部会の開催方法について  |               |
|                     |  | 平成20年度地域自立支援協議会の開催事業について                                   |               |
| T-#00/F##00         | T-theoret Book   | 地域自立支援協議会メンバーの交代   | l             |
| 平成20年度第2回           | 平成20年5月28日   | 就労支援部会の設置に係る準備会の設置について                                     | l             |
|                     |  | サービスの目安・地域生活支援事業の見直しについて                                   |               |
|                     |  | 情報共有   | 400 S C 400 S |
| 平成20年度第3回           | 平成20年6月27日   | 就労支援部会準備会の設置について   | 合同会議          |
|                     |  | 担当者会議からの報告について   |               |
|                     |  | 移動支援の検討結果のまとめについて  |               |
|                     |  | 日中支援の検討結果のまとめについて  | 1             |
| 平成20年度第4回           | 平成20年7月30日   | 就労支援の検討結果のまとめについて  | 1             |
|                     |  | サービス検討会議の開催方法及び内容について                                      | 1             |
|                     |  | シンポジウムについて   | İ             |
|                     |  | 移動支援のQ&Aについて   |               |
| 平成20年度第5回           | 平成20年8月6日  | サービス検討会議の運営について  | 1             |
|                     | , 11,000,000 000 000 000 000 000 000 000   | 情報共有   |               |
| 平成20年度第6回           | 平成20年8日19日   | 担当者会議からの報告について   | 合同会議          |
| 17成20年及第0四          | 1 1020407101   | 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウムについて                                | 口四五碗          |
| -                   |  | 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウムについて                                |               |
| 平成20年度第7回           | 亚世20年0日17日   | 登田市地域日立又援励議会「周年記念フラバラリムに ういて  <br> 移動支援・日中支援・就労支援の検討状況について | 1             |
| 十队20年及第7回           | 十成20年9月17日   |  | 1             |
|                     |  | 「サービス検討会議」等の事例等の扱いについて                                     |               |
|                     |  | 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウムについて                                |               |
|                     |  | 相談支援記録様式について   | l             |
| 平成20年度第8回           | 平成20年10月30日  | 移動支援・日中活動・就労支援の検討状況について                                    |               |
| I MEOTIZINOE        | 1 100-1071001  | サービス検討会議の各合議体からの報告   |               |
|                     |  | 個別支援会議の報告  |               |
|                     |  | 勉強会からの報告   |               |
| 平成20年度第9回           | 平成20年11月12日  | 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウムについて                                | 合同会議          |
|                     |  | 豊田市地域自立支援協議会1周年記念シンポジウム                                    |               |
|                     |  | 1周年記念シンポジウムの反省   |               |
| · 成20年度第11回         | 平成20年12月10日  | 「自立支援協議会マニュアル」の作成について                                      |               |
|                     |  | 「自立支援協議会マニュアル」の作成について                                      |               |
| F成20年度第12回          | 平成21年1月14日   | 「豊田市版障がい者自立支援法Q&A」について                                     |               |
| ,,,=0 + ,&,,, =E    | , me - Tilliam   | サービス検討会議からの報告  |               |
| 平成20年度第13回          | 亚成21年2月0日  | 「自立支援協議会マニュアル」の作成について                                      |               |
| FIX.2U 年及第13世       | 十八八十八月9日   |  |               |
| F成20年度第14回          | 平成21年3月4日  | 平成21年度の運営体制について  |               |
|                     | SELECTION OF THE PROPERTY OF T | 「自立支援協議会マニュアル」の作成について                                      |               |
| 区成20年度第15回          | 平成21年3月17日   | 平成21年度の運営体制について  |               |
|                     |  | 児童の障がい福祉サービス利用に関するアンケート結果につし                               | •             |

# ◎ 豊田市地域自立支援協議会委員名簿

| No. | 分 類       | 所 属 先                   | 職名                  | 氏 名    |
|-----|-----------|-------------------------|---------------------|--------|
| 1   | 学識経験者     | 日本福祉大学                  | 教授                  | 平野 隆之  |
| 2   | 就労支援機関    | ハローワーク                  | 専門援助部門<br>統括職業指導官   | 大久保 欣史 |
| 3   | 雇用関係機関    | 大豊工業株式会社                | 総務部 主査              | 安藤 公夫  |
| 4   | II.       | トヨタループス株式会社             | 常務取締役               | 有村 秀一  |
| 5   | 教育関係機関    | 豊田養護学校                  | 進路指導主事              | 佐藤 健哉  |
| 6   | 11        | 豊田高等養護学校                | 進路指導主事              | 西堀 哲夫  |
| 7   | 11        | 三好養護学校                  | 進路指導主事              | 三輪 喜久男 |
| 8   | 11        | パルクとよた                  | 指導主事                | 鈴木 直樹  |
| 9   | 障がい者相談員   | 障がい者相談員(身体)             | 相談員                 | 柴田 義秋  |
| 10  | 11        | 11 (知的)                 | 相談員                 | 伊藤 祥子  |
| 11  | 地域支援者     | 民生委員児童委員協議会             | 理事 (障がい者児福<br>祉部会長) | 岡田 信子  |
| 12  | 当事者団体     | 豊田市身障協会                 | 副会長                 | 大塚 明   |
| 13  | 11        | 心身障害児・者育成会              | 事務局長                | 大西 豊   |
| 14  | II .      | 精神障害者家族会                | 会長                  | 杉田 当代  |
| 15  | 相談支援事業者   | 豊田市社会福祉協議会              | 地域福祉サービスセ<br>ンター所長  | 長嶋 鋭治  |
| 16  | 11        | むもん生活支援センター             | 支援センター長             | 阪田 征彦  |
| 17  | H.        | ひかりの丘                   | 施設長                 | 森下 尚志  |
| 18  | 11        | サン・クラブ                  | 施設長                 | 林 康兵   |
| 19  | 11        | こども発達センター               | 施設長                 | 松野 俊次  |
| 20  | 11        | 障がい者総合支援センター            | 就労・生活支援セン<br>ター室長   | 天野 雄二  |
| 21  | 指定障がい支援施設 | 光の家                     | 施設長                 | 山本 多美子 |
| 22  | 行政機関      | 愛知県豊田加茂児童・障害者相<br>談センター | 主査・児童心理司            | 寺田 美雪  |
| 23  | II .      | 豊田市役所                   | 福祉事務所長              | 奥村 岸孝  |

豊田市地域自立支援協議会運営委員名簿(平成 20 年度)

# ◎ 豊田市地域自立支援協議会委員名簿

| No. | 分 類       | 所 属 先               | 職名                 | 氏 名    |
|-----|-----------|---------------------|--------------------|--------|
| 1   | 学識経験者     | 日本福祉大学              | 教授                 | 平野 隆之  |
| 2   | 就労支援機関    | ハローワーク              | 特別援助部門<br>統括職業指導官  | 寺脇 修   |
| 3   | 教育関係機関    | 豊田養護学校              | 進路指導主事             | 佐藤 健哉  |
| 4   | 11        | 豊田高等養護学校            | 進路指導主事             | 西堀 哲夫  |
| 5   | 11        | 三好養護学校              | 進路指導主事             | 三輪 喜久男 |
| 6   | 11        | パルクとよた              | 指導主事               | 伊藤 悦子  |
| 7   | 障がい者相談員   | 障がい者相談員(身体)         | 相談員                | 柴田 義秋  |
| 8   | 11        | ハ (知的)              | 相談員                | 伊藤 祥子  |
| 9   | 地域支援者     | 民生委員児童委員協議会         | 理事(障がい者児福<br>祉部会長) | 岡田 信子  |
| 10  | 当事者団体     | 豊田市身障協会             | 副会長                | 大塚 明   |
| 11  | 11        | 心身障害児・者育成会          | 事務局長               | 大西 豊   |
| 12  | 11        | 精神障害者家族会            | 会長                 | 杉田 当代  |
| 13  | 相談支援事業者   | 豊田市社会福祉協議会          | 地域福祉サービスセ<br>ンター所長 | 長嶋 鋭治  |
| 14  | 11        | むもん生活支援センター         | 支援センター長            | 阪田 征彦  |
| 15  | 11        | ひかりの丘               | 施設長                | 森下 尚志  |
| 16  | 1)        | サン・クラブ              | 施設長                | 林 康兵   |
| 17  | 11        | こども発達センター           | 施設長                | 松野 俊次  |
| 18  | II.       | 障がい者総合支援センター        | 就労・生活支援室長          | 北村 親樹  |
| 19  | 指定障がい支援施設 | 光の家                 | 次長                 | 山本 多美子 |
| 20  | 行政機関      | 愛知県豊田加茂児童相談セン<br>ター | 主査                 | 倉橋 宏之  |
| 21  | 11        | 豊田市役所               | 福祉事務所長             | 幸村 的美  |

豊田市地域自立支援協議会運営委員名簿(平成 19 年度)

# ◎ 豊田市地域自立支援協議会担当者会議構成メンバー名簿

| No. | 分 類      | 所 属 先                  | 職名       | 氏名     |
|-----|----------|------------------------|----------|--------|
| 1   | 学識経験者    | 日本福祉大学<br>地域ケア研究推進センター | 主任研究員    | 佐藤 真澄  |
| 2   | 圏域アドバイザー | むもん生活支援センター            | センター長    | 阪田 征彦  |
| 3   | 相談支援事業者  | 豊田市社会福祉協議会             | 相談担当副主幹  | 松村 健一  |
| 4   | 11       | むもん生活支援センター            | 生活支援ワーカー | 殿内 勝夫  |
| 5   | 11       | ひかりの丘                  | 相談支援員    | 小西 浩文  |
| 6   | 11       | サン・クラブ                 | 精神保健福祉士  | 中村 祥子  |
| 7   | 11       | ハートピアランド豊田の杜           | 生活支援ワーカー | 川北 小有里 |
| 8   | 11       | エポレ                    | 精神保健福祉士  | 市原 清香  |
| 9   | п        | さくらの杜                  | 副理事長     | 千葉 晃嗣  |
| 10  | 11       | つえの里                   | 事務局長     | 渡邊 清司  |
| 11  | 11       | スモールワン                 | 理事       | 杉本 直子  |
| 12  | II.      | フリーステーションとよた           | 理事長      | 木本 光宣  |
| 13  | п        | こども発達センター              | 相談員      | 谷澤 雄樹  |
| 14  | 11       | 障がい者総合支援センター           | 支援員      | 市川 繁夫  |

豊田市地域自立支援協議会担当者会議メンバー(平成 20 年度)

# ◎ 豊田市地域自立支援協議会担当者会議構成メンバー名簿

| No. | 分 類     | 所 属 先                  | 職名       | 氏 名    |
|-----|---------|------------------------|----------|--------|
| 1   | 学識経験者   | 日本福祉大学<br>地域ケア研究推進センター | 研究員      | 佐藤 真澄  |
| 2   | 相談支援事業者 | 豊田市社会福祉協議会             | 相談担当副主幹  | 松村 健一  |
| 3   | 11      | むもん生活支援センター            | 生活支援ワーカー | 殿内 勝夫  |
| 4   | 11      | ひかりの丘                  | 相談支援員    | 小西 浩文  |
| 5   | 11      | サン・クラブ                 | 精神保健福祉士  | 中村 祥子  |
| 6   | 11      | ハートピアランド豊田の杜           | 生活支援ワーカー | 川北 小有里 |
| 7   | 11      | エポレ                    | 精神保健福祉士  | 伊藤 清香  |
| 8   | 11      | さくらの杜                  | 副理事長     | 千葉 晃嗣  |
| 9   | 11      | つえの里                   | 事務局長     | 渡邊 清司  |
| 10  | 11      | スモールワン                 | 理事       | 杉本 直子  |
| 11  | 11      | フリーステーションとよた           | 理事長      | 木本 光宣  |
| 12  | II.     | ハピネスネットワークあすけ          | 生活支援員    | 大須賀 嘉代 |
| 13  | 11      | こども発達センター              | 相談員      | 谷澤 雄樹  |
| 14  | 11      | 障がい者総合支援センター           | 支援員      | 市川 繁夫  |

豊田市地域自立支援協議会担当者会議メンバー(平成 19 年度)

# ◎ 豊田市地域自立支援協議会課題検討部会メンバー名簿

| No. | 分 類      | 所 属 先              | 職名       | 氏名     |
|-----|----------|--------------------|----------|--------|
| 1   | 学識経験者    | 日本福祉大学地域ケア研究推進センター | 主任研究員    | 佐藤 真澄  |
| 2   | 圏域アドバイザー | むもん生活支援センター        | センター長    | 阪田 征彦  |
| 3   | 相談支援事業者  | 豊田市社会福祉協議会         | 相談担当副主幹  | 松村 健一  |
| 4   | 11       | むもん生活支援センター        | 生活支援ワーカー | 殿内 勝夫  |
| 5   | 11       | ひかりの丘              | 相談支援員    | 小西 浩文  |
| 6   | 11       | ハートピアランド豊田の杜       | 生活支援ワーカー | 川北 小有里 |
| 7   | 11       | こども発達センター          | 相談員      | 谷澤 雄樹  |
| 8   | 11       | 障がい者総合支援センター       | 支援員      | 市川 繁夫  |

豊田市地域自立支援協議会課題検討部会メンバー(平成 20 年度)

# ◎ 豊田市地域自立支援協議会課題検討部会メンバー名簿

| No. | 分 類      | 所 属 先                  | 職名       | 氏名     |
|-----|----------|------------------------|----------|--------|
| 1   | 学識経験者    | 日本福祉大学<br>地域ケア研究推進センター | 研究員      | 佐藤 真澄  |
| 2   | 圏域アドバイザー | むもん生活支援センター            | センター長    | 阪田 征彦  |
| 3   | 相談支援事業者  | 豊田市社会福祉協議会             | 相談担当副主幹  | 松村 健一  |
| 4   | 11       | むもん生活支援センター            | 生活支援ワーカー | 殿内 勝夫  |
| 5   | 11       | ひかりの丘                  | 相談支援員    | 小西 浩文  |
| 6   | 11       | ハートピアランド豊田の杜           | 生活支援ワーカー | 川北 小有里 |

豊田市地域自立支援協議会課題検討部会メンバー(平成 19 年度)

# 自立支援協議会のすすめ

~豊田市地域自立支援協議会ステップアップの軌跡~

平成20年度障害者保健福祉推進事業 (障害者自立支援調査研究プロジェクト)

発行 豊田市福祉保健部障がい福祉課

**〒**471-8501

豊田市西町3丁目60番地

電話 0565-34-6751

FAX 0565-33-2940

E-Mail:shougai\_hu@city.toyota.aichi.jp

印刷 豊田市障がい者総合支援センター

けやきワークス